

平成19年 2月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成19年 2月28日～3月6日

場 所 第2委員会室

平成19年2月28日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成19年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第26号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第27号 職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 全国自治宝くじ事務協議会への新潟市及び浜松市の加入並びにこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
- 議案第39号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第43号 平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第44号 平成18年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 宮崎県国民保護対策本部及び宮崎県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議案第61号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第67号 宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 宮崎県副知事の定数を定める条例
- 議案第70号 知事等の給与の特例に関する条例
- 議案第71号 平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）

○報告事項

- ・宮崎県国民保護計画の変更について
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・新たな県総合計画の策定について
 - ・県民の声の内容について
 - ・入札・契約制度改革に関する基本的な考え方について
 - ・新たな財政改革推進計画（案）の見直し方針案
 - ・宮崎県防災の日の選定について

出席委員（8人）

委 員 長 萩 原 耕 三

副 委 員 長 満 行 潤 一
 委 員 緒 嶋 雅 晃
 委 員 米 良 政 美
 委 員 坂 元 裕 一
 委 員 由 利 英 治
 委 員 野 辺 修 光
 委 員 新 見 昌 安

欠席委員（なし）
 委員外議員（なし）

出納事務局
 事 務 局 長 美濃田 健
 会 計 課 長 森 山 美 隆
 物 品 管 理 課 長 水 元 重 次
 人事委員会事務局
 事 務 局 長 渡 辺 義 人
 総 務 課 長 井 黒 学
 職 員 課 長 福 村 英 明

説明のため出席した者

総合政策本部

総 合 政 策 本 部 長 野 中 憲 二
 総 合 政 策 本 部 次 長 宮 本 尊
 部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長 渡 邊 亮 一
 部 参 事 兼 秘 書 広 報 課 長 吉 瀬 和 明
 統 計 調 査 課 長 山 田 敏 代
 広 報 企 画 監 高 藤 和 洋

総 務 部

副 知 事 河 野 俊 嗣
 総 務 部 次 長 丸 山 文 民
 （総務・職員担当）
 総 務 部 次 長 長 友 秀 隆
 （財 務 担 当）
 危 機 管 理 局 長 佐 藤 勝 士
 部 参 事 兼 総 務 課 長 米 良 剛
 部 参 事 兼 人 事 課 長 稲 用 博 美
 行 政 経 営 課 長 米 原 隆 夫
 職 員 厚 生 課 長 鈴 木 高
 財 政 課 長 和 田 雅 晴
 税 務 課 長 萩 原 俊 元
 危 機 管 理 室 長 日 高 昭 二
 消 防 保 安 室 長 押 川 利 孝

監査事務局

事 務 局 長 甲 斐 景 早 文
 監 査 第 一 課 長 福 島 順 二
 監 査 第 二 課 長 川 越 長 敏

議会事務局

事 務 局 長 後 藤 仁 俊
 事 務 局 次 長 河 野 喜 和
 総 務 課 長 馬 原 日 出 人
 議 事 課 長 四 本 孝
 政 策 調 査 課 長 高 屋 道 博

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 幹 齊 藤 安 彦
 議 事 課 主 任 主 事 古 谷 信 人

○萩原委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付してあります日程案のとおり、本日より補正予算関係議案について審査を行います。当初予算関係議案については明日以降審査することと考えておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 御異議ないようでございますので、それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のために暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○野中総合政策本部長 おはようございます。

本日御審議いただきます議案の概要につきまして御説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております常任委員会の説明資料というのがあると思いますが、この表紙をめくっていただきまして目次をごらんいただきたいと思っております。

本日御説明いたします議案でございますが、議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算」、議案第44号「平成18年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算」、以上の2件でございます。

右側の1ページの方を見ていただきます。補正予算総括表というのを付けております。まず、議案第43号の18年度の補正予算についてでございますが、これは国庫委託費の決定や執行残等に伴う補正でございます。総合政策本部全体で6,338万3,000円の減額補正をお願いいたしております。それから、議案第44号の開発事業特別資金の補正についてでございますけれども、これは宮崎県開発事業特別資金への本年度の積立金の額が確定したということでの補正でございます。補正額は45万7,000円の増額補正をお願いいたしております。

以上の補正によりまして、総合政策本部の補正後の額につきましては、同じ1ページの一番下の方でございますけれども、総合政策本部計の一番右端に記載しておりますが、16億559万3,000円でございます。

補正予算の詳細につきましては、後ほど関係課長の方から御説明させていただきます。

次に、その他の報告事項が2件ございます。2ページをお開きいただきたいと存じますが、本会議でも知事がお答えいたしましたとおり、知事のマニフェストや県政が抱えます諸課題を踏まえまして、知事の任期に合わせた4年間の新たな総合計画を策定することといたしております。

次に、4ページの方をお開きいただきたいと思っておりますが、「県民の声」の内容についてでございます。先般の委員会で御質問がございました「県民の声」の内容につきまして、平成16年度から昨年暮れまでに受けました約3,300件の県民の声、これにつきまして整理をいたしました。以上の2件の詳細につきまして、後ほど関係課長の方から説明をさせていただきます。

私の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○渡邊総合政策課長 それでは、総合政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」、この分厚い資料でございますが、これの9ページをお開きいただきたいと思っております。

総合政策課の補正予算といたしましては、一番上の行でございますけど、総額で3,246万5,000円の減額補正をお願いしております。内訳は、2行目の一般会計が3,292万2,000円の減額補正、2行下でございますけど、特別会計が45万7,000円の増額補正でございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして11ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、上から5行目の(事項)東京事務所費であります。478万1,000円の減額補正をお願いしております。これは東京事務所の運営に係る事務費等に執行残を生じたものであります。

次に、その下の(事項)職員費、東京事務所職員の人件費でございますが、1,013万7,000円の減額補正をお願いしております。これは職員が減員となったこと等による減額でございます。

1枚おめくりいただきまして12ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどの(事項)県計画総合推進費でございます。651万6,000円の減額補正をお願いしております。これは主に、元気みやざき県民運動展開事業におきまして、当初予定しておりましたサポーターのつどいの開催を見送ったこと等により、執行残が生じたものでございます。

次に、一番下の(事項)宮崎県雇用・産業再生指針推進費であります。784万円の減額補正をお願いしております。これは地域ビジネス創造事業におきまして支援採択事業が当初予定を下回ったため、補助金に執行残を生じたことによるものでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思えます。1枚おめくりいただきます。開発事業特別資金特別会計でございます。

中ほどの(事項)積立金でございますが、これは一般会計への繰出金の減額に伴い、積立金を増額するものでございます。

次に、一番下の(事項)繰出金でございますが、これは資金充当事業の事業費が減額となったことに伴い、一般会計への繰出金を減額するものであります。

補正予算については以上でございます。

次に、委員会資料に戻っていただきまして、委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思えます。

新たな県総合計画の策定について御説明を申し上げます。

2ページ、3ページにわたりまして策定の趣旨等書いておりますが、2ページの上の方を見ていただきますと、まず、策定の趣旨でございますが、県政の刷新・再生を目指し、知事のマニフェストや県政が抱える課題を踏まえ、新しい県政運営の基本的な考え方、あるいは施策の内容、さらには具体的な数値目標などを盛り込んだ新たな総合計画を策定することとしております。

位置づけでございますが、今後本県が取り組んでいく基本的な施策の枠組みを示した政策大綱ということでございまして、現計画にかわる新たな総合計画と位置づけたいと思っております。

計画期間は、知事の任期に合わせて4年とする予定でございます。

内容でございますが、基本的な考え方を4でまとめています。まず、1つ目でございますが、本県が直面する課題を踏まえまして、中長期的に目指すべき姿、あるいはその実現に向けての基本姿勢をまず明らかにすること。それから、現在の県政課題、知事のマニフェストを踏まえた重点施策を計画の中心に位置づけるということ。それから、3つ目でございますが、分野別の施策体系及び施策につきましては、現計画の施策の基本方向との継続性を確保しつつ必要な見直しを行うということにしております。

それで、この分野別の施策につきましては、現計画も大体3分の2ほど割っているわけでござ

ざいます。この中身については、実は各事項ごとに分野別の計画がいろいろあります。我々の方で数えてみますと、県の方で、例えば観光基本計画とか農業基本計画とかいろいろあるわけでございます。こういうのが80ぐらいありまして、その計画と長期計画に掲げているいろんな施策とかなり二重記載しておりまして、もうちょっと計画のすみ分けをしようということで今回考えております。そういう意味で、また書きで書いてありますように、施策の掲げ方につきましては、基本的な施策、あるいは基本的な施策の方向といいますか、そういうものにとどめるということにしまして、詳細な施策・事業については、それぞれの部門別計画あるいは毎年の予算事業などにゆだねるということにしたいというふうに考えております。したがって、例えば現計画は、ここに持ってきておりますが、330ページほどの厚さなんです、実はその3分の2、約230ページぐらいを部門別計画に割いております。それにつきましては基本的な施策の方向のみを書きまして、具体的には、先ほど言いました部門別の計画にそれぞれそれに基づいて書いていただく。そして今回の計画の中心は、先ほど2つ目に言いましたように、知事のマニフェスト等を踏まえた重点施策の具体的な施策プラン、実行計画、そういうものに力点を入れた計画にしようかというふうに思っております。

それから、4年計画につきましては、従来、計画というのは5年、10年というのが常識的にはそうなんです、最近、長期計画は知事の任期1期1期を一つのタームにした計画というのが少しずつ出てきております。特に、最近、マニフェスト型の知事選挙、首長選挙はそういう形が非常に強くなってきてまして、政策実

現のための任期、いわゆる知事がそれを実現するための期間ということで県民の負託を受けている、そういう位置づけが非常に色濃くなってきておりまして、そういう意味で知事の任期に合わせた期間の計画をつくるということにしております。

それから、3ページでございますが、策定の方法でございます。1つは総合計画審議会というのがあります。この総合計画審議会に諮問を行いまして答申をいただくという形をとろうかと思っております。それから、今回初めての試みなんですが、総合計画審議会に計画部会というのをつくりたいと思っております。計画部会をつくりまして、ここで集中的に議論をやって検討を加えていくということにしたいと思っております。この計画部会には県外からの有識者、専門委員ということで加えて議論、検討をやっていこうかと思っております。それから、ここにありますように、庁内には計画策定検討委員会、次長等を中心とした構成で議論をやっていくということでございます。

それから、策定のスケジュールでございますが、6月の下旬までに計画を決定したいということで、それに間に合うように今後総合計画審議会等運営をやっていくつもりでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○吉瀬秘書広報課長 秘書広報課の補正予算につきまして説明いたします。

歳出予算説明資料の方に戻っていただきまして、17ページをお開きいただきたいと思います。秘書広報課の2月の補正予算は、3,278万9,000円の減額をお願いいたします。この結果、補正後の予算額につきましては、右から3番目のところに書いてありますが、5億1,475万3,000円

となります。

主なものを説明いたしますが、次の19ページをお開きいただきたいと思います。

まず、(事項) 職員費でございますが、これは職員の数の減に伴います執行残でございます。2,237万1,000円減額するものでございます。

次に、(事項) 秘書業務費が245万7,000円の減額、その下の(事項) 広報活動費749万6,000円と(事項) 広聴活動費46万5,000円の減額でございますが、いずれも物件費等の執行残による補正減でございます。

秘書広報課は以上でございます。

○高藤広報企画監 常任委員会資料の4ページをお開きください。「県民の声」の内容について御説明をいたします。受け付け件数等の状況につきまして、6月議会の常任委員会で御報告させていただいたところでございますが、今回は内容につきましてその概要を報告いたします。

まず、1の件数についてでございますが、受け付けでは、葉書1通、メール1通等を1件としてカウントしておりますが、1件に複数の意見が盛り込まれているものがありますため、意見件数が受け付け件数よりも多くなっております。意見等の件数につきましては、表の下の欄に書いてありますとおり、1年につき大体1,000件を超える意見をいただいているところでございます。

意見の内容等についてでございますが、2の①種別でございます。これにつきましては、下の方に書いておりますように、県施策への提案等を含む意見、県施策の改善等に言及している要望、不満を述べている苦情という区分で分けております。そうしますと、表にございますとおり、要望・苦情が約6割から7割を占めております。特に、18年度につきましては、官製談

合事件等の関係で多数の県民の声をいただいて、苦情が約半数、46%という結果になっております。

次に、5ページの②の内容別分類について説明いたします。意見等の内容を分類しますと、表の下の方に書いておりますが、各年度約70ぐらいのグループに分けることができます。その中で上位20ぐらいを並べておるのが上の表でございます。この20で全体の約7割を占めております。年度ごとの特徴的なものとして、16年度の1番目、知事関係でございます。これにつきましては、中身は念書問題が非常にありました。16年度の一番下から2番目の19番目、イラク問題、これは日本人の人質事件に宮崎県出身者が含まれておりました、そのことが連日報道されたことが影響しておるとおられます。

それから、17年度でございますが、まず、1の海岸でございます。これは平成16年の台風災害による赤江浜の災害復旧工事に係る意見等が多く寄せられたものでございます。4番目の災害につきましては、9月の台風14号の被害等について多くの意見が寄せられたものでございます。また、この中には宮崎市の断水についての苦情も多く含まれております。19番目に県税でございますが、これは自動車税等の県税に加えまして、森林環境税の導入に対する意見も含まれております。

18年度でございますが、1番目の談合は、11月から12月にかけての官製談合事件の関係でございます。それから、14番目の文化についてでございますが、これは県の総合博物館にあります県民文化ホールの廃止に対する意見が寄せられたというのが特徴でございます。

次に、毎年度意見が多いものについて申し上げ

げますと、ここに書いておりますとおり、道路とか観光、交通、教育、そういう県民生活に密着した分野の意見が多くなっております。その中身を見ますと、それぞれ内容は多岐にわたっておるんですが、主なものを見てみますと、道路では、東九州自動車道の整備促進とか、一ツ葉有料道路の料金の値下げとか、そういうものでございます。観光では、スポーツキャンプの誘致、青島の活性化、サーフィンを初めとするマリンスポーツの振興、交通では、日豊本線の高速度化・複線化、車両に対する苦情などもございました。バス路線につきましても、利便性が悪いとかそういうふうな話もありまして、17年の台風14号で被災した高千穂鉄道の復興、こういうものもございます。教育関係では、教職員の資質向上や処分基準に対するあり方、養護学校の整備を初めとした特別支援教育の充実、学校におけるいじめ対策などでございます。河川では、台風による水害対策の充実、河川敷等の使用許可、一ツ瀬川とか小丸川の濁水対策が出ております。医療では、県立病院での対応、県立病院の医師確保等の体制の整備、不妊治療制度の充実、補助制度が欲しいというふうな意見がございました。人事では、職員の不祥事とか職員の給与関係、懲戒処分、職員関係では、職員の対応が悪いとか、公用車での運転マナーの問題、申請受け付けなどの手続対応などが挙がっております。

これらの結果につきましては、庁内各課と情報を共有しながら県政運営の参考にしてまいりたいと考えております。

○山田統計調査課長 統計調査課の補正予算について御説明いたします。

分厚い方の歳出予算説明資料の21ページをお開き願います。統計調査課の補正予算としまし

ては、一番上の行でございまして、232万8,000円の増額補正をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして23ページをごらんください。上から4行目の(目)統計調査総務費につきましては1,707万9,000円の増額補正をお願いしております。この主なものは、その下の行の(事項)職員費の1,717万9,000円の増額でございまして、これは職員の3名増などによるものでございます。

次に、中ほどの(目)委託統計費につきましては1,434万2,000円の減額補正をお願いしております。このうち主なものとしましては、1枚おめくりいただきまして24ページをごらんください。上から2つ目の(事項)委託統計諸費の310万6,000円の減額補正でございまして、これにつきましては、統計調査課の運営経費などの減額によるものでございます。

次に、中ほどの(事項)事業所・企業統計調査費の555万6,000円の減額補正でございまして、これにつきましては、市町村交付金のうち、調査員報酬単価の変更による減額が主な理由でございまして。

これら委託統計費に関しましては、すべて国庫委託決定に伴う補正でございまして。

統計調査課は以上でございまして。よろしく御願いたします。

○萩原委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案関係についての質疑はございませんか。

○米良委員 1つだけ。14ページですけど、審議会開催等に関する事務費の積立金ですが、これは性格的にはどういうものでしたか、ちょっと教えてください。

○渡邊総合政策課長 開発事業特別資金特別会

計という、九電の株を県の方で持っておりまして、これをここに書いてあります事業に充てるということで、これにつきましては条例で決まっております、宮崎県開発事業特別資金特別会計条例というのがあります、ここで事業をやることになっています。この経緯は、実は、小丸川水系の県営の発電所、これが当時、戦前でございますけど、日本発送電株式会社に強制譲渡されまして、それを戦後になりまして九州電力が引き継いだわけですが、その際に、もともとこの2つの発電所は県のものだったわけですが、その返還運動が起きまして、その代償として112万株、当時、額面で5億6,000万円余の九州電力の株を取得しました。その株の配当金をもとに宮崎県開発事業特別資金というのを条例で決めまして、資源の総合的な開発を促進し、産業の振興を図るということで、まず当初は小丸川周辺のいろんな開発事業等に投資をしておったんですが、その後、広く使うようになりまして、この使途については、毎年審議会というのがあります、その審議会に知事が諮問して、答申を得て事業を決定しているという中身でございます。事業に充てるわけですが、当然残がありまして、それが積立金として残っていくということでございまして、17年度末の現在高ですが、4億7,900万残があるところでございます。そういう性格のものでございます。

○緒嶋委員 12ページ、宮崎県雇用・産業再生指針推進費、マイナス784万円、これは雇用の維持とか創出を目的とするものであれば、こういうのは今、減額するということがどうかなと。これは本当は増額しないといかんような予算だと思っんですね。こういう状況というのはどういふふうに理解すればいいんですか。

○渡邊総合政策課長 雇用・産業再生指針推進費の784万の減額は、下の方の13ページになりますけど、地域ビジネス創造事業というのがあります。これが2,000万ぐらい予算があったわけですが、この支援補助金なんです、支援対象事業がなくて、この分の減額が784万の中身でございます。それで、我々としましては、この地域ビジネス創造事業につきましては、できるだけ広く活用していただくように広報等も努めまして事業を展開していたんですが、採択件数がなくて、ことしの場合は全体で15件応募件数がありまして採択は11件でございました。例年採択は7件ほど、16年度からこの事業は始まっておりますが、16年が7件、17年が7件でございまして、ことしはたくさん採択をしたんですが、それだけ補助金を申請されなかったということで、予算枠としてはかなり確保していたんですけど、最終的にはこういう形になったということでございます。

○緒嶋委員 やはりこういうのは雇用創出という意味から、もうちょっとPRというか、それも足らんのかなという気もせんでもないんです。そういう点含めて雇用の確保というのは、県民生活で一番重要な私はポイントだと思うんです。これは商工関係のいろいろな事業もあるわけですが、ここあたりは強力に進めていかんと、100社誘致しても1万人の雇用ができるかどうかというのが一番の懸念材料でもあるわけですので、このあたりにはやはり市町村含めて力を入れていかないといけないんじゃないかというふうに思いますので、今後の展開についてはいろいろと知恵を出していただきたいということを要望しておきます。

○満行副委員長 11ページ、総合政策課、東京事務所費とその職員費ですけれども、減額とい

うことなんですけれども、1人人員減というのはお聞きをしましたが、前知事の不幸事等で東京事務所の事業が当初の計画どおりうまくいかなかったとかそういうこともあつての減なのかどうか、そののところだけ確認をお願いいたします。

○渡邊総合政策課長 これは、実は、東京事務所の技術員、公用車の運転手でございますが、それを委託に切りかえたということで技術員が1名減になりました。そういうことで、今回の事件等で減になったということとは関係ありません。

○萩原委員長 議案について質疑はございませんか。

それでは、次に、その他の報告事項について質疑はありませんか。

○米良委員 資料で御説明をいただきましたが、2ページの新たな総合計画の策定でございますが、前知事が志半ばにしてああいうことになったというその期間といたしまししょうか、3年有余の間、知事も相当のマニフェストを持って、皆さんがそれを受けて長期計画なるものを策定しました。その時間と浪費というのは相当なものがあったと思うんですよ。恐らく、総合政策課長、それにあなた方は没頭しておったと言っても過言ではないと思いますが、幸い、課長が2ページでお話がありましたように、1期1期こたえていく予算の配分ということで安心をしましたが、これから県政ということ考えたとき、大方、前の安藤知事の総合計画なるものの一つの認識といたしまししょうか、あるいは地域的な開発に向けての大きな期待というのがあったと思うんですよ。ただ、あくまでもどこ辺までそれを継続して展開をしていくのかというのが大きな課題として私は懸念をしておったんですけれど

も、ややもすると、今度の知事のマニフェストというのは網羅的なものが多いと思うんですよ。しいて言えば、地域も余りわからない、あるいは地域的な大きな課題といたしまししょうか、そういうものにどう県民の期待にこたえていくかということ考えたときに、もう少し踏み込んでいかなきゃならん時間的なものが私は欲しいということ考えたときに、あくまでも、さっき課長がおっしゃったように、部門別計画あるいは前知事が引きずってきた計画を継続的に県政の中で反映をしていくというのが非常に私は大事だと思うんですよ。そこ辺を課長いみじくもおっしゃいましたが、それぞれの地域の大きな課題を考えたときに、それぞれの部局あるいは出先も含めて、皆さんがどうそれをつないでいくかということが一番、総花的でありますけど、大事な部分になってくると思いますから、そこらあたりの取り組みをもう一回課長、聞かせてくれませんか。

○渡邊総合政策課長 今回の議会でも、知事の方は、よい政策はよい政策として継続していくということを言明されました。我々としまして、基本的に今回のマニフェスト、知事が申し上げましたように、組み立て方と整理の仕方、体系化にちょっと違いがある。今の長期計画にいろんな施策を書いておりますが、基本的にそんなにずれはないと我々は認識しております。したがって、問題は重点化の置き方なんだろうと思っているんです。そのあたりをちゃんと今度の総合計画の方に位置づけてやる。それともう一つは、当然あのマニフェストは限界があります。県政は広範囲にわたるわけでございますので、当然その部分については先ほど申し上げました部門別計画でちゃんと書いていくと。ただし、それは細かくは書きません。細かい部

分については、これは長期計画の性格論なんでございますけど、役割論なんでございますが、やはり部門別計画というのはちゃんとあるわけですね。農政は農政基本計画というのがあります。そちらに譲れるものはちゃんと譲っていく。基本的な政策大綱といいますか、方向だけを今度の計画に書いていく。ただし、先ほど言いましたように、4年間の重点施策として現在県が抱えている課題あるいはマニフェスト、そのあたりは、重点的にかなり踏み込んだ実行計画に近いような形の内容を書く必要がある。実は、今の計画は、県政推進プランというのがありました、それから長期計画と、2つあったんですね。どれが県の計画かと。こういう混乱を避けるためにも一本にするということ。しかも期間を4年間ということとちゃんと責任体制も明確にした計画と、そういうことで我々は整理をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○米良委員 今おっしゃいますように、どう各部各課につないでいくかという一つの継続性というものを視野に置いて、そういうおろし方なんか特に気をつけてこれから皆さんたちが先導的役割を發揮してほしいと思っております。6月に間に合うようにという話がさっきありましたので、特にお願いしたいと思っております。

それから、総合計画を審議をする場合の審議会の開催のあり方ですね、そこらあたりも念には念を入れて、新しく知事がかわったから、マニフェストを中心としたという総花的なそういうものが中心にならんように、あくまでも継続性といいますか、4年間を見通した中での一つの事業展開というのは私も大変いいなと思っておりますので、そこあたりの審議会の持ち方、内容的にもひとつ審議会の皆さんたちにもそのこと

を当初から話をしながら展開をしていくということをお願いしておきたいと思っております。

○緒嶋委員 長期計画、これはマニフェストに基づいていろいろ見直しをするということで、部門別計画というのを重点的にやろうということでもあります。私は、今、格差社会ということが言われております。宮崎県もこの宮崎周辺と我がふるさととは格差が確実にあるわけです。県政の中で格差社会の是正というのはある程度大きなテーマにならないといけないと思うんです。今度の計画の中でそのあたりをどのようにとらえて格差のない——、本当はない方がいいけど、絶対格差はあると思うんです。だけど、格差が許される範囲の格差なら仕方がないと思うんです。全体が底上げしながら格差が縮小すればいいわけですが、そういうものをどうこの計画にとらえていくかというのを、私は大きな物のとらえ方の中で、それを予算との絡みの中でどういうふうにやるかと。日本の中でも東京と宮崎の格差も当然あるわけで、またその地域の格差もある。宮崎県の中で均衡ある発展という立場の中で格差をとらえて、それを予算の中でどう組み立てていくかと、そこ辺まで含めた計画でないとも明確なものが見えてこないんじゃないかという気がするわけです。トータル的なものだけじゃなく。そのあたりの計画をどういうふうに考えておられるか。

○渡邊総合政策課長 今回知事のマニフェスト等でも少し明確にされているんですけど、基本的には産業・雇用対策、これが1つ。それから、もう一つは、今の生活の充実化という、知事のマニフェストでそういうことになっている。いわゆる生活の安定化ですね、保障といいますか、そういう面から2つアプローチしていろんな施策を組み立てていくと、これはまさに格差問題

に対する一つの回答でもある。

それで、我々としましては、計画は計画でつくるわけでございますが、そういう具体的な議論はほとんど尽くされている。問題は実行するかどうかという問題だろうと思うんです。今、緒嶋委員がおっしゃったように、それを予算をつけてちゃんとやるんだと。そのあたりを担保しないと計画は全く意味がないと。我々としては今後そのあたりの議論を財政当局と十分やっつけていかなきゃならない。いかに実行するか、いかに施策を具現化するかということだろうと思います。そういう意味で、今度の計画はそのあたりを明確にしていく必要があるというふうに思っております。

○緒嶋委員 選択と集中という言葉も今出てきておるわけですが、そういうものを明確にしていかんと、宮崎県全体の過疎と過密というような、宮崎周辺は過密、その周辺の中山間地は崩壊状態になるわけですね。そういうものを含めた場合に、この4年間というのは宮崎県の将来にとって物すごく大きな4年間になるだろうというふうに思いますので、そのあたりも十分注視しながら、我々から見ても納得のいく計画をぜひつくっていただきたいということを強く要望しておきます。

○由利委員 総合計画の考え方ですけど、知事が今回の場合イレギュラーでかわりましたから、こういう形になるのかなと思う。5年、10年だったやつを4年というのは、実は部門別のやつを4年で変えていくという考え方。というのは、例えば、総合計画というのは法律でいえば憲法みたいなもので、基本的な物の考え方というか、方向性というか、そういったものをそれぞれそのときの選挙で選ばれた知事さんが、どこに重点を置いてどう具現化していくかということが

本当だと思うんです。知事が、私は県をこうしますというのはわかるけれども、本来宮崎県がどこに行くかというのは、大体方向は決まっているわけですよ。だから、本来は総合計画というのがあって、それをいわゆる具体化、具現化していくために、部門別で私はこの辺を重点的に取り組みますよというふうな考え方だと思う。僕は本当は逆だと思うんです。しかし、そうは言っても、やっぱりそのときそのときの知事さんで変わってくるでしょうから、その対応は皆さん方いたし方なくやるんだと思うけど。だから、4年間のものというのであれば、今の知事がどの辺に重点を置いてやっていくのかといえば、部門別のこのところを変えていくという取り組みというのが本来かなというふうだと思うんです。しかし、政治だから仕方ありません。考え方です。

○渡邊総合政策課長 部門別の中でも、特に知事が重点を置いている、あるいはマニフェスト等で、あるいは本県の課題で非常に急がなきゃいかん、そういうものを引き出して重点施策でちゃんとまとめていくということでございまして、流れとしては今、由利委員がおっしゃった方向と一緒にございまして。ただ、今、実は、全国を見ますと、知事の公約とかマニフェストと既存の長期計画、その整合性が非常に問題になっているんですね。それから、長期計画を棚上げにしてマニフェストだけでやるという県もあります。いろんな県がありまして、例えば、今度やめられる鳥取の片山知事なんか長期計画をつくらなかったんですね。そういう県もあります。高度成長期における計画、総合開発計画とかありましたけど、ああいうイメージが非常に強くて、5年、10年というスパン。非常に財政が厳しくなって、社会もどうにかインフ

ラがある程度整ってソフト事業が中心になってきた。宮崎県の場合は別でございますけど。そういう時代に長期という計画はもうそぐわないんじゃないかという意見が最近出ております。我々としましては、そうはいつでも、4年間の計画はつくりませんが、長期展望はちゃんと持って4年間やりますよということを明確にしたいと思っています。そういう意味では、将来像もちゃんと入れて、それで4年間の計画という形を明確にする必要があるというふうに思っております。

○緒嶋委員 この県民の声ですね、これだけすばらしく内容別に分類されておるわけですが、これはパブリックコメントでもあると思うんですが、これをそれぞれの所管する部とか課に対してどういう形をつないで、この声というのはやはり生かされないといけないわけですね。調査するだけ、集計するだけでは。そのあたりをどういうふうにして実際その声を受けて対応されておるのか。その声が生かされた県政が行われておるかどうかがというのが重要だと思うんですが、そのあたりどうですか。

○高藤広報企画監 まず、受け付けをしますと、各課に連絡調整課を通じて処理依頼をしております。知事の方にも報告をするようにしております。各課に処理依頼をしたものについては、各課からの回答なり、回答の方法については文書回答もありますし、現場で直接話し合ってもらおうというものもございますし、電話回答もございますが、そういう形でそれぞれ処理をいただいております。県民の声で生かされたものにつきましては、例えば、一ッ葉有料道路の値下げでありますとか、県立病院の女性専用外来でありますとか、パスポートセンターの時間延長でありますとか、そういうふうな形で各課

で提言といいますか、御意見を踏まえた対応をいただいているというような状況でございます。

○緒嶋委員 わかりましたが、そういうふうにきめ細かいフォローをしていかなと。お願いしても何も効果ないじゃないかというような不信感を抱かれるようでは、これは何のためにやるかわからんわけですので、特に、道路なんかというのはかなり切実なお願いが個々の問題で出てくるんじゃないかと思うんです。そういう点は十分内容等精査しながら、本当に困っておるところに、かゆいところに手の届くようなフォローができるように今後ともやっていただきたいということを要望しておきます。

○萩原委員長 その他のその他ありませんか。ないようでしたら、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時50分再開

○萩原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここで委員会の傍聴についてお諮りいたします。清武町の小玉様から、執行部の質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認決定事項に基づき、先着10名に限り許可をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 御異議ございませんので、傍聴人の入室を認めることにいたします。入室をどうぞ。

傍聴される小玉様をお願いいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡しいたしました「傍

聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○河野副知事 おはようございます。総務部の関係よろしくをお願いいたします。

今回御審議いただきます議案等につきまして、お手元の資料によりまして御説明をいたします。

まず、資料の1ページをお願いをいたします。議案第43号関係、補正でございますが、公共事業費の国庫補助の決定に伴うものその他を措置するものということでございます。補正額は一般会計で234億円余等でございます。

3ページをお願いいたします。補正はもう一件ございますが、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対策経費ということで、今回は5億2,308万8,000円ということでお願いをしております。財源についてはそこに書いてあるとおりでございます。後ほど担当の財政課長の方から細かく御説明申し上げます。

資料の目次に戻っていただきますでしょうか。今回御審議いただきますのは、ただいまの補正2件に加えまして、特別議案の関係5件、それから報告事項がございますが、これらは、それぞれ法令の改正に伴うもの、もしくは市町村合併に伴う事務的な規定の整理の内容が中心になってございます。その他報告3件、そこに書いてあるとおりのものを用意しております。詳細につきましては、それぞれ担当課室長から説明させますので、御審議のほどよろしく願い

申し上げます。

○和田財政課長 財政課でございます。それでは補正予算案について御説明をいたします。

常任委員会資料の1ページをお願いいたします。議案第43号分でありますけれども、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置をすることとしたものでございます。補正額につきましては、一般会計で243億5,649万6,000円の減額、特別会計は合計で4億3,063万6,000円の減額であります。一般会計の補正財源につきましては、そこにありますとおり、県税が22億8,000万円の増額、国庫支出金が91億円余の減額、繰入金が146億円余の減額等となっております。

次に、2ページをお願いいたします。2ページは款別の内訳を載せておりますけれども、すべての款で減額をお願いいたしております。特に大きくなっておりますのが、下から4番目でありますけれども、災害復旧費につきまして122億円余の減額というふうになっております。

次に、右側の3ページをお願いいたします。議案第71号関係でございますけれども、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対策経費について措置をいたしたものでございます。補正額は一般会計で5億2,308万8,000円でございます。

この結果、一般会計の予算規模につきましては、2月補正後で5,610億960万円というふうになっております。補正財源、それから債務負担行為につきましては、そこに掲げてありますとおりでございます。

続きまして、常任委員会資料の4ページをお願いいたします。今回お願いいたしております補正予算の一般会計歳入一覧であります。なお、議案43号分と71号分2つあわせて資料を作成させていただいております。表の中央部分に太線

の中に今回の補正額と補正後の予算額を掲げてございます。

まず、表の一番上の自主財源であります。125億9,784万4,000円の減額補正となっております。その内訳につきまして主なものを申し上げますと、一番上の県税が22億8,000万円の増額、それから、中ほどの繰入金が144億862万4,000円の減額となっているところでございます。

次に、表のその下の依存財源であります。112億3,556万4,000円の減額補正となっております。その内訳といたしましては、下から2つ目ですけれども、国庫支出金が89億2,849万8,000円の減額、県債が23億706万6,000円の減額でありまして、今年度は災害が少なかったこと等によりまして、災害復旧事業について減額に係る補正が主なものというふうになっております。

補正額の合計につきましては、表の一番下のとおり、238億3,340万8,000円の減額となり、補正後の一般会計補正予算規模は、その右横の補正後の欄でありますけれども、5,610億960万円というふうになっております。

右側の5ページをお願いいたします。ただいま説明いたしました歳入の科目別の概要であります。県税等につきましては、後ほど税務課長が説明いたしますので、それ以外の項目のうち1億円以上の補正のあった主なものについて御説明をいたします。

まず、上から3つ目の分担金及び負担金につきましては、負担金につきまして、民生費負担金、農林水産業費負担金、土木費負担金の減等によりまして、2億2,344万8,000円の減額となっております。

次に、下から2つ目の繰入金でありますけれども、繰入金につきましては、高病原性鳥インフルエンザ対策分の財源として2億7,000万円程

度財政調整積立基金を取り崩しておりますけれども、2月補正歳出の減額等に伴います県債管理基金繰入金の減等によりまして、トータルでは144億862万4,000円の減額というふうになっております。

1ページおめくりいただきまして6ページをお願いいたします。6ページの国庫支出金につきましては、右側の説明の中ほどの国庫補助金のうち、民生費国庫補助金で2月補正での新規事業・障害者自立支援対策臨時特例交付金での増額がありますけれども、災害復旧事業の減等によりまして89億2,849万8,000円の減額というふうになっております。

次に、県債につきましては、退職手当債の増額はありますものの、土木債やあるいは災害復旧債の減等によりまして23億706万6,000円の減額となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○萩原税務課長 税務課でございます。県税収入及び地方消費税清算金の補正予算について御説明申し上げます。

委員会資料の7ページをお開きいただきたいと思います。平成18年度2月補正県税収入でございます。

表の一番上の左欄でございますけど、県税計を見ていただきたいと思います。予算額①の欄にありますように、平成18年度当初予算は852億7,000万円を計上したところであります。これはその右の欄にありますように、前年度決算比99.8%と見込んでおりましたが、当初の見込みを上回って推移しておりますことや、県内における経済動向等勘案いたしまして、右側の収入見込額②の欄にありますように、875億5,000万円、18年度当初比102.7%としたところであり、

その右の補正額②－①の欄にありますように、22億8,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

主な税目で御説明申し上げます。各税目ごとの補正額②－①の欄をごらんください。右から2列目でございます。

まず、一番上の個人県民税でございますけど、納税義務者の増加等によりまして6億6,675万円の増収、その下の法人県民税と2つ飛びまして法人事業税が、運輸・通信業、サービス業等の業績が堅調に推移していることにより、法人県民税が9,070万円、法人事業税が16億2,000万円のそれぞれ増収と見込まれるところでございます。

2つ飛びまして不動産取得税でございますけど、原始取得の増加により1億2,300万円の増収、2つ飛びまして自動車税が課税台数の減少によりまして7,000万円の減収、1つ飛びまして自動車取得税が普通、小型自動車取得の減少によりまして9,000万円の減収となることを見込まれております。

税収については以上でございます。

次に、地方消費税清算金につきまして御説明申し上げます。資料の方は戻っていただきまして4ページをお願いします。

左上の自主財源の2番目の地方消費税清算金でございますけど、1億8,062万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは清算の対象となります全国の地方消費税総額が、当初見込みに比べまして減少することによるものでございます。以上でございます。

○米良総務課長 総務課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の29ページをお開きください。総務課の2月補正予算は、1億4,091

万9,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は15億9,593万8,000円となります。

31ページをお開きください。補正予算の主なものについて御説明をいたします。

31ページの上から5行目、(目)文書費の(事項)文書管理費であります。これは文書の收受発送及び文書の管理保存に要します経費であります。総合文書管理システム運営管理事業のシステム改修委託の執行残等により1,174万6,000円を減額するものであります。

次に、同じページの一番下、(目)財産管理費の(事項)庁舎公舎等管理費であります。これは庁舎及び公舎等の維持管理に要する経費であります。保守管理に要する各種委託業務の執行残や、庁舎等の光熱水費の執行残等によりまして、5,918万5,000円を減額するものであります。

次に、32ページでございます。上から3行目、(事項)公有財産管理費であります。これは公有財産の管理、運用等に要する経費であります。県有財産保全工事等の執行残等によりまして、1,763万2,000円を減額するものであります。

次に、同じページの下から2行目、(目)県有施設災害復旧費の(事項)県有施設災害復旧費であります。これは各種災害により被害を受けた庁舎等県有財産の災害復旧を行うものであります。今年度は台風等の被害が少なかったことにより、3,684万3,000円を減額するものであります。以上でございます。

○稲用人事課長 人事課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の33ページをお開きください。人事課の2月補正予算は、9億6,738万6,000円の減額をお願いしております。この結果、補

正後の予算額は54億3,937万3,000円となります。

35ページをお開きください。主なものについて御説明いたします。

まず、(目)一般管理費(事項)人事調整費5,811万円の減額でございます。これは非常勤職員や産休・育休等の代替臨時職員の雇用経費、また赴任旅費などの執行残に伴う補正減であります。

次に、(目)人事管理費(事項)人事給与費でございます。下の説明欄の2の退職手当8億8,876万4,000円の減額でございますが、これは退職者が当初の見込みを下回ったことに伴う補正減であります。

次に、(事項)県職員研修費の905万2,000円の減額でございますが、これは自治学院で行っております職員の研修経費の執行残に伴う補正減であります。

補正予算につきましては以上でございます。

次に、特別議案について御説明いたします。委員会資料の13ページをお開きください。

議案第58号「知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由であります。知事の給料について、支給の始期に関する規定を改正する必要があるものであります。現在の規定は、2にありますとおり、条例第3条第2項で、「知事の給料は当選承諾の翌日から支給する」と規定されております。括弧書きにありますように、現在、当選承諾という手続はなくなっておりますが、当選承諾の日を当選人の告示の日と考えますと、今回の場合、当選人告示日が知事就任の日でありまして、給料は就任の翌日から支給するということとなります。この結果、知事就任の初日について給料が支払われないということになるため、3の改正内容にありますように、就任の日から給料が支給できるようこの規定を

削るものであります。

4の施行期日についてであります。条例の施行は公布の日としますが、適用については知事の就任日である平成19年1月23日としております。

続きまして、資料の15ページをお開きください。

議案第59号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由につきましては、国家公務員等退職手当法施行令が改正されたことに伴い、国の取り扱いに準じて改正を行うものであります。

2の改正内容であります。本県の退職手当条例では、昭和48年の改正によりまして、地方公社等を退職後、引き続き県職員として採用された場合には、退職手当の算定基礎となる在職期間を通算することとなりました。この改正に伴い、それ以前に退職手当を受けて地方公社等を退職し、引き続いて県に採用された職員が退職する際の退職手当額は、通算された在職期間に基づく退職手当の額から、既に支給された退職手当とそれにかかる利息を加えた額を控除した額とする特例措置が設けられております。今回の改正は、この特例措置による計算を行う際に用いる利率について改正を行うものでありまして、一律年5.5%になっているものを国に準じて右側の表の率に改めるというものであります。

施行期日につきましては、公布の日としております。

説明は以上であります。

○米原行政経営課長 行政経営課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の37ページをごらんください。行政経営課の2月補正予算は、270万5,000

円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄ですが、1億3,775万3,000円となります。

39ページをお願いいたします。事項別に御説明いたします。

まず、(目)一般管理費(事項)職員費でございます。432万5,000円の増額でございますが、これは職員増に伴う不足額を補正でお願いするものであります。

次の、(事項)行政管理費の62万円の減額、及びその次の(目)文書費(事項)県公報発行費100万円の減額につきましては、いずれも執行残に伴う減でございます。

補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、1件御報告を申し上げます。

委員会資料の23ページをお願いいたします。

「入札・契約制度改革に関する基本的考え方」についてでございます。この基本的考え方の全体につきましては、2月15日の全員協議会におきまして御報告いたしました。本日は、職員の意識改革やコンプライアンスの徹底など、総務部が中心となる取り組み部分について御説明をいたします。

まず、1の職員の意識改革と法令遵守(コンプライアンス)の徹底でございますが、4つの項目を挙げております。

まず、(1)の職員の意識改革では、丸の1つ目ですが、知事は、全国知事会の公共調達に係る不正の根絶宣言にのっとり、率先してみずからを厳しく律し、職務遂行に当たることとしております。次の丸になりますが、職員につきましては、職員の倫理規程を定めることとしております。また、官製談合に係る懲戒処分につきましては、平成17年12月に定めました懲戒処分の基準がございまして、これを見直しまして処

分基準を明確化することとしております。また、3つ目の丸でございますが、コンプライアンス意識の向上を促すため、職員研修を充実強化するとともに、公共事業部門におきましては、特に留意すべき事項について法令遵守マニュアルを作成することとしております。

次に、(2)の公益通報制度の充実強化でございます。知事部局におきましては、公益通報者保護法によりまして、昨年の4月に人事課を通報窓口とした公益通報制度がスタートしておりますが、通報すべき法をたがえる行為があっても、内部の窓口ではなかなか通報しにくいという事態も想定されますので、今後、新たに外部の独立した第三者、これは弁護士を想定しておりますが、第三者が管理する窓口を新設することとしております。

また、(3)働きかけ、いわゆる口ききへの対応につきましては、公共工事の公正な執行を損なうおそれのある個別具体の件への口きき行為につきましては、記録をし、公表していく制度の創設をすることとしております。

次に、(4)退職職員の再就職のあり方についてであります。丸の1つ目でございます。営利企業への再就職に関しましては、憲法で保障されております職業選択の自由も考慮する必要があるということから、本県としては、再就職後一定期間、3年間程度は県への営業活動等を行わないよう、本人及び就職先に強く自粛要請をすることとしております。あわせて、営利企業への再就職のあり方について国家公務員と同様の措置が講じられるよう、国に対し、地方公務員法の改正を求めていきたいと考えております。一番下の丸でございますが、再就職の状況、これにつきましては、再就職の透明性等をより高めるために公表する対象者を拡大するこ

ととしております。

1枚おめくりください。24ページをお願いいたします。3の入札・契約制度の適正な運用、(2)入札・契約事務等に係る組織体制の整備でございます。1つ目の丸でございます。改革の具体的な検討と着実な実施を図るための推進体制を早急に整備したいというふうに考えております。また、次の丸にありますように、公共工事の透明性をより高めるため、入札・契約事務については発注部局から分離をし、また、工品の品質確保を図るという面からは工事検査事務の組織を統合するなど、体制の充実強化を図ることといたしております。

以上が総務部関係の取り組みでございますが、参考といたしまして、25ページから29ページにかけて全員協議会で御報告しました基本的考え方の本編をつけております。今後とも県議会、県民等の御意見をいただきながら、この基本的考え方をもとに年度内に実施方針を策定し、順次改革に取り組んでいくこととしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木職員厚生課長 職員厚生課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の41ページをごらんください。職員厚生課の2月補正予算といたしましては、左から2番目の補正額欄にありますように、1,237万3,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の補正後の額欄にありますように、5億6,724万7,000円となります。

43ページをお開きください。事項ごとに御説明いたします。

上から5番目の(事項)職員費につきましては、職員増等に伴う増額をお願いしております。

中ほどにあります(事項)厚生総務費、次の健康管理費、健康管理センター運営費、職員厚生費及び44ページの(事項)ライフプラン事業につきましては、いずれも執行残による減額でございます。

次の(事項)恩給及び退職年金費、及びその下の(款)警察費の(事項)恩給及び退職年金費につきましては、いずれも支給対象者の減少に伴う減額でございます。

職員厚生課は以上でございます。

○和田財政課長 財政課分の補正予算について御説明をいたします。

同じく、歳出予算説明資料の45ページをお願いいたします。財政課の2月補正予算は、4億9,509万円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額につきましては、921億3,458万7,000円となっております。

47ページをお開きください。補正予算の主なものについて御説明をいたします。

47ページの上から8行目、(目)一般管理費の(事項)諸費でございます。これは税及び税外収入の還付等に要する経費や庁内一般共通の経費でありますけれども、今回国庫金の還付等に要する経費の増加が見込まれたことから、5,826万9,000円の増額をするものでございます。

次に、その下の(目)財産管理費でございますけれども、これは財政課で所管しております4つの基金の積み立てに要する経費であります。が、(事項)財政調整積立金が240万円の増額、(事項)県債管理基金積立金が4,900万円の増額、ページをめくっていただきまして48ページになりますけれども、(事項)県有施設維持整備基金積立金が400万円の増額、(事項)宮崎県21世紀づくり基金積立金が30万円の減額となっております。いずれも利子の確定に伴う補正でございます。

ます。

次に、同じページの下から2行目、(目) 利子の(事項) 長期債等利子償還金でございます。これは借入利子の確定に伴いまして5億8,948万5,000円を減額するものでございます。

次のページ、49ページになりますけれども、(目) 公債諸費(事項) 起債事務費であります。これは県債借入れに伴う地方債登録手数料の執行残に伴いまして2,560万円を減額するものでございます。

資料は変わりまして、常任委員会資料の31ページをお願いいたします。

その他の報告事項といたしまして、新たな財政改革推進計画(案)の見直し方針案について御説明をさせていただきます。

去る2月16日に、行政改革推進本部会議を開催いたしましたので、その概要等について御説明をさせていただきます。

新たな財革計画案につきましては、12月中に決定を予定しておったところでございますけれども、談合事件等によりまして議論がストップしたところでございます。来年度からの計画でありますので、3月までに決定するため、また、知事のマニフェストで350億円の歳出見直しもありますので、それを踏まえて改めて整理をさせていただきます。具体的には、知事のマニフェストと整合性をとるために、そこにありますように、次の3点から現計画案につきまして見直しを行いたいというふうに考えております。

まず、1点目でございますけれども、計画期間につきまして、3年から4年に変更することといたしております。現計画案につきましては、平成19年度から平成21年度までの3年間になっておりますけれども、それを平成22年度までの

4年間にしたいということでございます。

考え方といたしましては、そこに3点ほど書いておりますけれども、まず1つ目ですけれども、財政改革につきましては、知事の最重要施策の一つでありますので、知事の任期中をかけた取り組むため、計画期間を4年ということにいたしております。

それから、括弧書きで書いておりますけれども、先ほど本部からの御説明があったかと思っておりますけれども、新しい総合計画を策定することになっておりますけれども、その期間が同じように4年となっておりますので、それとあわせるという意味もありまして4年にしたいというふうに考えております。

ただ、4年にいたしますと、近年の激動する地方財政の状況を考えますと非常に長期間になりますので、2つ目にありますけれども、2年経過した時点で、そのときの財政状況でありますとか社会情勢等踏まえて計画の中間見直しを実施したいというふうに考えております。

それから、3つ目でございますけれども、当初、行政改革大綱2006と一本化するということで3年の計画期間を考えていたところでございますけれども、これが4年になりますので、一本化につきましては、来年度大綱の見直しを予定しておりますので、来年度、行政改革大綱2006の見直しの中で一本化するかどうかについても検討していくということで考えております。

それから、2点目がマニフェストに合わせた数値を併記ということでございますけれども、現在の財革計画案につきましては一般財源ベースで記載しておりますけれども、知事のマニフェストにつきましては、一般会計全体から見直すということになっておりますので、事業費ベースでの見直し額を今回新たに併記させていた

だくということにいたしております。

それから、2つ目でありますけれども、スクラップ・アンド・ビルド分を算入ということでもありますけれども、知事マニフェストの350億円につきましては、見直しで得られた財源を新たな事業、新規事業等に回す部分も入っているところがございます。一方、現在の計画案につきましては、例えば、50億円見直しをいたしましても、40億円を新規事業に回した場合は差し引きの10億円分しか財源捻出がないので、10億円というカウントをしておりますけれども、知事のマニフェストにつきましては、ほかの事業に回す分も含めておりますので、そういった観点から数字をさらに整理したいというふうに考えております。

それから、3点目、職員数の削減の効果額を算入とありますけれども、知事のマニフェストで職員数の削減による人件費の削減というのを掲げております。現在の財革計画の数字につきましては、財政の中期見通しと比べてどれだけ改善するかという観点から書いておりますので、中期見通しの段階で既に盛り込んでおります職員数削減による人件費カットについては改めて現在の計画案には盛り込んでおりませんけれども、来年度以降事実上人件費の削減というのは行われますので、それについても明示するという形で考えております。

それから、最後に、平成18年度の比較による見直し額ということでもありますけれども、知事マニフェストにつきましては、単年度で350億円の見直しというふうになっておりますので、18年度5,800億円の一般会計予算と比べて350億円の比較というのがわかるように、平成18年度の比較による見直し額という形を入れたいというふうに考えております。

それから、最後に、3点目の事務事業の見直し等強化でありますけれども、知事マニフェストでは事業の棚卸しを行うということがありますので、県の全事業につきまして、本当に必要性があるのか、あるいは民間でできないか等につきまして、事業仕分けにより見直しを強化してまいりたいというふうに考えております。この事務事業の見直しにつきましては、平成19年中に全事業について仕分けを実施いたしまして、平成20年度予算から反映させていただきたいというふうに考えております。

それから、知事、副知事の給料の減額率を強化でありますけれども、知事につきましては現行10%、副知事につきましては現行5%の給与カットをいたしておりますけれども、それぞれ減額率を倍にいたしまして、知事につきましては20%、副知事につきましては10%ということになっております。

今後のスケジュールといたしましては、上記の考え方に基つきまして、数字を整理した上で、3月中には新しい計画案を決定したいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○萩原税務課長 税務課の補正歳出予算につきまして御説明申し上げます。

同じく、歳出予算説明資料の51ページをお開きください。税務課の補正予算は、846万7,000円の増額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は270億2,561万6,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明申し上げます。53ページをお開きください。

まず、上から2段目の(款)総務費でございますが、2億4,526万7,000円の増額をするもの

でございます。この内訳としましては、3段下の(事項)職員費でございますけど、職員数の増等に伴いまして2億6,369万円の増額となるものでございます。

次の(款)諸支出金につきましては、全体で2億3,680万円の減額をお願いしております。

まず、(事項)の地方消費税清算金につきましては、各都道府県との税収の清算により、補正をお願いするものでございまして、2億369万3,000円の減額となっております。

ページをめくっていただきまして54ページをお願いします。(事項)利子割交付金から、55ページの自動車取得税交付金までの事項につきましては、いずれも税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金でございまして、それぞれ交付金の算定対象期間の税収の増減に伴いまして補正をお願いするものでございます。まず、配当割交付金が1億313万5,000円の増額でございます。次の株式等譲渡所得割交付金が3,614万7,000円の増額でございます。次の地方消費税交付金が9,132万6,000円の減額でございます。次のページのゴルフ場利用税交付金が3,068万円の減額、次の自動車取得税交付金が5,079万5,000円の減額となっております。

一般会計補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、議案第54号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」を御説明申し上げます。お手元の委員会資料、9ページをお願いいたします。

議案第54号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」についてであります。この改正は、延岡市と北川町の合併に伴いまして県税事務所の所管区域が変更されますことから、条例の改正を行うものでございます。

改正の内容及び施行期日については、2の表のとおりでございます。

なお、これらの改正は、所管区域の名称の変更のみとなっておりますので、実際の所管区域は変更ございません。以上でございます。

○日高危機管理室長 それでは、危機管理局関係につきまして、私と消防保安室長から御説明いたします。

まず、危機管理室からですが、お手元の平成18年度2月補正歳出予算説明資料の危機管理局のところ、57ページをお開きいただきたいと思えます。危機管理局の補正額は7,378万3,000円の減額でありまして、補正後の額は9億1,242万3,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

次の59ページをお開きいただきたいと思えます。中ほどの(事項)防災対策費の1,083万5,000円の減額であります。主なものとしましては、産学公・住民連携による総合防災対策事業や、自主防災活動強化事業の執行残であります。

次に、(事項)防災会議費101万5,000円の減額であります。これは幹事会の未開催や、地震専門部会の開催回数減などによる執行残であります。

次に、60ページをお願いいたします。中ほどの(事項)国民保護推進事業費の144万円の減額であります。これは主に国民保護協議会等の開催回数の減などによる執行残であります。

補正予算関係につきましては以上であります。

続きまして、特別議案等を提出しておりますので、御説明いたします。委員会資料の11ページです。

まず、議案第55号「宮崎県国民保護対策本部及び宮崎県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

議案は、平成19年2月定例議会提出議案（平成18年度補正分）の47ページにも記載しておりますが、委員会資料によって御説明いたします。

まず、1の改正理由ですが、防衛庁設置法等の一部を改正する法律がことし1月9日に施行され、防衛庁長官が「防衛大臣」となったことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容ですが、宮崎県国民保護対策本部及び宮崎県緊急対処事態対策本部条例第3条第3項にあります「防衛庁長官」、これを「防衛大臣」に改めるものであります。

3の施行期日ですが、公布の日から施行することといたしております。

なお、新旧対照表を次の12ページにつけておりますけれども、説明は省略させていただきます。

次に、宮崎県国民保護計画の変更につきまして御報告申し上げます。

これにつきましても、平成19年2月定例県議会提出報告書の5ページから12ページまでありますけれども、委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料の21ページをお願いいたします。

まず、1の計画変更の経緯等でありますけれども、県におきましては、国民保護法に基づきまして平成18年3月に「宮崎県国民保護計画」を作成し、武力攻撃や大規模テロが発生した場合の住民の避難や救援などの措置について定めるところであります。その後、国や県の組織改正などがございましたので、昨年11月に国民保護協議会を開催し、計画の変更案について御審議いただいて承認をいただきました。

これを受けまして、12月に内閣総理大臣に対する協議を行い、ことしの1月23日に閣議決定

による承認をいただきましたので、同日付で計画の変更を行ったところであります。

次に、2の変更の内容について御説明いたします。

初めに、(1)の組織改正に伴う変更であります。まず、①は、県の病院局の設置に伴いまして、病院局長を他の部局長と同様に国民保護対策本部の本部員に加えるなどの変更を行いました。次に、②は、環境省の地方機関として熊本市に九州地方環境事務所が設置されたことに伴いまして、有害物質等による汚染状況、廃棄物の発生量の情報収集など、その所管業務等に関する記載を追加いたしました。また、③は、防衛庁が防衛省に移行したことに伴いまして、「防衛庁」を「防衛省」に、「防衛庁長官」を「防衛大臣」にそれぞれ変更いたします。さらに、④は、自衛隊の宮崎地方連絡部が「宮崎地方協力本部」に名称変更になったことに伴いまして所要の変更を行っております。

次に、(2)の国民保護体制の整備に関する変更であります。

まず、①は、昨年5月に災害監視室を設置し、24時間即応体制の確保を図ったことに伴いまして、その旨の記載を追加しております。また、②は、国において全国瞬時警報システム、いわゆるJ—ALERTが導入されたことに伴う変更であります。全国瞬時警報システムといいますのは、国が人工衛星を使って市町村の同報系防災行政無線を自動的に起動し、弾道ミサイルなどの発射情報などの情報を直接瞬時に住民に伝達するシステムであります。このシステムを導入するためには、各市町村において防災行政無線の自動起動装置等の整備が必要となりますので、その旨の記載を行いました。次に、③は、油津海上保安部からの意見に基づく変更

であります。海上における被災者の捜索及び救出等について、海上保安部等との連携強化に関する記載を追加いたしております。また、④は、県において情報連絡本部を設置した場合に、直ちに消防庁へ連絡することを記載いたしました。

最後に、(3)は、その他統計データの更新等に伴う変更でございまして、人口その他の統計データの更新や用語の整理等を行っております。

続きまして、委員会資料の33ページをお願いいたします。「宮崎県防災の日」の選定についてであります。

この「宮崎県防災の日」につきましては、昨年の9月議会で議員発議による政策条例として制定されました「宮崎県防災対策推進条例」の第11条において規定されているものであります。条例によれば、県民、事業者、自主防災組織等の防災に関する理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図ることを目的として、その期日は知事が定めるとされておりますことから、これまで検討を重ね、このたび決定に至ったものであります。

まず、1の期日であります。15日の知事提案理由説明の中にありましたように、毎年5月の第4日曜日と定めていただきました。

次に、2の選定理由であります。御案内のように、本県では例年、梅雨や台風等により自然災害が発生するところでもあります。まずは、これにきちんと備えていくことが必要だと考えております。气象台によりますと、本県の平年の梅雨入りが5月29日となっておりますことから、その前に防災の日を設定し、すべての県民が防災についてチェックを行うことにより、今後の災害に備えていこうという趣旨でこの日に設定をいたしました。なお、日曜日としましたのは、できるだけ多くの県民が参加しやすいよ

うにという趣旨であります。

具体的には、3の内容にありますように、県の広報やマスメディア等を活用して、県防災の日の普及推進に努め、防災の日の1カ月ぐらい前から、中ほどに掲げております(1)の自助、(2)の共助、(3)の公助に至る事項について、県民や関係機関に幅広く協力を求めていると考えております。また、防災の日の当日には、自主防災組織や地域住民も参加して県総合防災訓練を実施し、防災チェックの総仕上げを行い、本県の防災力の向上を図っていききたいと考えております。

なお、防災の日の具体的な事業につきましては下の方に参考に記載しておりますが、19年度予算の新規事業、「宮崎県防災の日」推進事業により進めてまいりたいというふうに考えております。

この事業の内容につきましては、当初予算の審議をしていただく常任委員会の際に改めて御説明させていただきます。私からは以上です。

○押川消防保安室長 消防保安室の補正予算について御説明します。

歳出予算説明資料の59ページをお開きください。一番下の段の(事項)防災行政無線管理費2,533万6,000円の減額であります。次の60ページにかかりますが、これは主に、防災行政無線を活用した総合情報ネットワーク設備更新事業及び保守委託事業の入札残等に伴うものでございます。

引き続き、60ページの一番上の(事項)航空消防防災推進事業費3,511万2,000円の減額についてでございますが、これは主にヘリコプター運航管理委託費の執行残でございます。

次に、(事項)消防防災施設整備促進事業費125万5,000円の減額についてでございますが、これは

市町村が実施する消防防災施設設備の整備に係る県単補助金の執行残によるものでございます。

次に、2つ飛びまして、(事項) 消防指導費131万2,000円の減額についてであります。これは県職員救命技術習得事業における執行残でございます。

次に、一番下の(事項) 予防指導費143万6,000円の増額であります。61ページにかかりますが、これは消防設備士再講習や危険物取扱者免状の新規交付及び書きかえ等の申請件数が増加したことによるものであります。

引き続き、61ページの上の欄の(事項) 消防学校費が231万6,000円の減額であります。これは学校における講師報酬等の執行残と学生寮施設設備改修工事の設計委託料の執行残等でございます。

続きまして繰越明許費について御説明いたします。危機管理局の繰越明許費につきましては、「平成19年2月定例県議会提出議案(平成18年度補正分)」、この薄い方でございます。その9ページをお開きください。一番上の欄、総合情報ネットワーク設備更新事業でございます。これは防災行政無線を円滑に運用するためのシステム整備であります。本年度整備工事のうち、被害状況や気象情報を関係機関に一斉に送信するファクス蓄積装置更新工事につきまして、気象情報の発信元であります気象庁が全国的なシステム変更をすることとなり、そのシステム変更が完結するまで工事中断を余儀なくされたため、繰越明許費4,140万2,000円をお願いするものでございます。

補正予算関係につきましては以上でございます。

続きまして委員会資料の19ページをお開きください。

議案第61号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例」についてでございます。

1の改正理由ですが、平成18年度より、北川町など7市町に火薬類取締法に基づく煙火の消費許可等8事務を移譲しているところですが、この3月31日に北川町と延岡市が合併するのに伴い、関係規定から北川町に係る部分を削除するものでございます。

なお、この事務は4月1日から新たに延岡市にも移譲することとなっております。

2の施行時期でございますが、平成19年3月31日から施行することといたしております。以上でございます。

○萩原委員長 以上で執行部の説明が終了しました。まず、議案関係についての質疑はありますか。

○野辺委員 基金の繰り入れが147億減額になっていきますね。それからまた追加でされたんですが、現在の基金の残高といたら、幾らあるんでしょう。

○和田財政課長 今回の補正で基金の繰り入れを戻した結果、現段階の見込みでありますけれども、平成18年度末の見込みが610億円程度という形になっております。

○野辺委員 ということは、財政改革推進計画で予測しておいた数字と比較した場合、どうなるんでしょう。18年度末。

○和田財政課長 中期見通しで掲げていた額よりは610億円程度若干ふえるという形にはなっているような状況でございます。

○萩原委員長 財政課長、基金の状況と見込みに関する資料を委員会に出してください。

○和田財政課長 基金の状況につきましては、資料を別途用意させていただきたいと思っております。

○萩原委員長 ほかございませんか。

○緒嶋委員 35ページ、退職手当が減額になっておられるわけだけど、これは見込みよりは減ったということですか。

○稲用人事課長 18年度の当初予算案をつくりましたとき、それから後に駆け込み的に退職された方がいたことが1点と、それと希望退職を3年平均ぐらいで出しておりますが、その数が見込み数よりも少なかったということの減です。

○緒嶋委員 そういう中でも退職債は30億借りないといけないということになったということですか。その辺はどうですか。

○和田財政課長 退職手当債につきましては、近年非常に財政状況が厳しくなっておりまして、特に基金が大分減っておりますので、総務省の方からも、近年退職者がふえているようなことも踏まえて、退職手当債を全国的に発行してもいいということになっておりますので、そういうことも踏まえて退職手当債を今回初めて30億円補正で追加したというような状況になっております。

○緒嶋委員 退職債には交付税措置的なものがあるわけですか。

○和田財政課長 退職手当債につきましては交付税措置はございません。

○萩原委員長 ほかございませんか。

○米良委員 後学のために。この資料の4ページですが、国庫支出金が89億何がしか減額になって、さらに内訳的には災害復旧の国庫負担金ということが76億ですが、これは19年度でまた出てくるわけですか。どういうことで減額したんですか。

○和田財政課長 国庫支出金のうち災害関係の費用につきましては、過去の数年間の災害の平均を予算に計上しておりまして、結果的にその

年の災害が少なければその分を減額しますし、たくさん発生すれば多くなるということになっておりまして、今年度につきましては非常に災害は少なかったので国庫支出金を減額しているという状況になっております。ただ、来年度予算につきましては、当然過去の平均になりますので、またこれが戻ったような形で予算編成するということになります。

○米良委員 そうしたら、積み残しじゃなくて18年度これで終わるといふことの理解でいいですか。

○和田財政課長 そのとおりでございます。災害に係る補助金として見込んでいた分が、災害がありませんでしたので、来ていないということになりますので、その分は当然なくなるという形になります。

○緒嶋委員 53ページ、税務課、職員の人件費の増ということで2億6,369万、この増というのは職員数はどういう関係で増になったんですか。

○萩原税務課長 この増は、運転手とか調理師などの現業職の職員の方が行政職への任命がえのために今、県税の方で研修職員として受け入れているということでございます。

○緒嶋委員 それは今年度一時的なものか、この増はそのままいくのかどうか。職員の数。

○稲用人事課長 1年間は研修ということで、今の税務課の例でいけばそこに配属していますが、そのまま基本的には3年間同じところで仕事と考えていますので、このままの額が計上されると。全体的に見れば、ほかのところにあつたものを税務課の方に移したということになります。

○緒嶋委員 これは後学のためだが、知事の給与だけど、給与は23日からということになるわけですね。そうすると、知事の給与は1月分に

については日割り計算ということになるんですか。

○**稲用人事課長** そのとおりでございます。

○**萩原委員長** ほかございませんか。

議案以外のその他報告事項等について質疑はありませんか。

○**野辺委員** 入札・契約制度の改革に関する基本的考え方ですが、この中で3番目に(3)で働きかけへの対応ということで、口ききですか、それを記録し、公表するという形になっているんですが、記録というのは、例えば当事者が記録するということになるのか、その辺についての考え方はどういうことになるんでしょう。

○**米原行政経営課長** おっしゃるとおり、対応した職員が基本的には記録するということで考えております。

○**野辺委員** 本会議でも出たんですが、入札・契約事務を発注する部局から分離するということが、はっきりした答弁はなかったと思うんですけども、これについてはどういう方向で考えていらっしゃるんでしょうか。

○**米原行政経営課長** 組織の関係は、まずは、こういった基本的考え方に挙げたような改革を具体的に検討し、実施をしていく組織はすぐに立ち上げていきたいというふうに考えております。ただ、入札事務の分離につきましては、これから改革をかなり進めますので、一般競争入札を段階的に拡大したり、電子入札を前倒したりということで、そういったものと並行して検討をしまして、20年度を目途にそういった形にしたいというふうに考えております。

○**野辺委員** ということは、実施するのは19年度ではなくて20年度辺をめどに考えていくということなんでしょうか。

○**米原行政経営課長** そのとおりでございます。

○**緒嶋委員** 今の関連というか、再就職のあり

方ですけれども、県庁を定年退職されて、年金は退職したらすぐに満額はいただけないわけですね、制度上。そうなると、やはり県職員はどこかに再就職をしたいと思っているんで割愛やいろいろなことで就職しておられたのが、ほとんどこれは見込みはないんじゃないかと思うんです。そうなった場合の再就職先について何かのフォローは県はしてやらないといかんと思うんですけど、そのあたりはどう考えておられるんですか。

○**稲用人事課長** 県を退職した職員につきましては、1つには再任用制度というのがございます。これはおっしゃったように年金の支給開始年齢が上がってきますので、それがあります。それと、団体等から県の方に経験者、いわゆる経験とか技術とか知識を持っていらっしゃる方をお願いしたいというような要望があります。推薦依頼がありましたときにはこちらの方から推薦申し上げることがあります。それと個人的に当然探される方がいらっしゃると思いますが、土木等の技術職の方でも、技術力でありますとか、経験でありますとか、知識であるとか、そういうことを求められて就職される方はいらっしゃると思いますので、実際上どういうふうになってくるかというのは今はっきりはしないんですが、必ずしもこういうことがあったから全然なくなるということではないというふうに思っております。

○**緒嶋委員** そう思っておられてそのとおりになればいいんですけど、私はかなり厳しくなるんじゃないかということが想定されると思うんです。そういう人たちに対しては、再任制度はもちろんあるということでありまして、生活の安定というのは、退職したら後は知らんよではいけないわけですので、そのあたりはい

ろいろな考えのもとに、自分で仕事を探されるのは一番いいわけでしょうけれども、なかなか容易でない面もあると思いますので、そのあたりは退職者の生活の安定という意味では、関係ありませんというようなことではとてもいかんと思いますので、十分配慮していただきたいというふうに思います。

それから、建設業の皆さん方が新分野に進出するための支援を強化していかんと、公共事業は当然減るわけですから、皆さん何かやりたい。それは自助努力で努力されることは一番いいわけですがけれども、やっぱりそれについても何らかの手だてを考えていかなければ私はこれは容易ではないと思う。生活の安定、雇用の安定、それは県民みんなひとしく願うところですから、このあたりをしっかりとせんと、公共事業は減る、それこそ仕事の分野のパイが小さくなるわけですから、これはやむを得んわけですので、それをどうフォローして県民の生活の安定に――。雇用が1万人ふえても失業者が1万人出れば雇用がふえたことにはならんわけですね。そういうことを考えた場合に、雇用政策をどうするかという視点を踏まえながら、新分野進出等についてのいろいろなことを考えていかなければ私は大変なことになるんじゃないかなと心配をしておりますので、意欲もある、新分野に自助努力で頑張られる人はいいんですけど、なかなかそうはいかん。そういうことを含めた場合に、公共事業が減ることによる影響を考えた総合的な対策を一つの指針として今度の新たな計画の中で、4年間のマニフェストを含めた計画の中でそういう支援策等も加味したものをぜひ検討していただきたいということを要望しておきます。

○坂元委員 マニフェストの350億円の捻出と絡

んで、落札率が10%下がったときに、県単公共はいいんだけど、補助公共の場合は大きくなると国が8割補助とかいっぱいありますね。市町村から事業負担金をもらっている部分もある。10%落札率が下がったときに県費一般財源は大体どれくらい浮くか試算したことはあるんですか。

○和田財政課長 個別の事業になりますと当然財源構成が違うので、なかなか一般的なものを申し上げるのは難しいんですけども、多い例としては、100億円の事業をした場合、2分の1国庫補助が入りますので、残りの50億円が県の負担ということになっています。県の負担50億のうち、大体9割程度は起債を起こすこと、当然今年度償還するわけですがけれども、そうしますと、その年だけを見れば100億円に対して5億円ぐらいという事業が多いというのが一般的。ただ、これはあくまでも一つの例ですので、全体がそうであるとはなかなか言えないんですけども、そういったような状況になっています。

○緒嶋委員 今度の350億円の絡みですけど、公共事業を減らしてストレートにほかの方に予算を持っていくということは、国庫補助をもらっている場合、100メートルやるのを110メートルに工事を進めることはいいけど、ほかの新たな事業に持って行って100億円の事業をやるということはルール上はできないわけですね。そこ辺を含めたものがわかりやすいことは、私は350億円の使い道がどうなるのかというのをチャート式に出してもらいたいと思うんです。そのからくりというかそれがちょっと見えにくいんです。新たな財源に持っていきますというあれが。図式で、こういうふうに公共事業が変わって350億がこうなりますというような、それは平成20年度かもわからんけど、こういう形に持っていき

ますと。県民の皆さんに向けてもそういうのを出していただいて、わかりやすい説明というかそういうことも必要じゃないかと思うんですが。要望しておきます。

○和田財政課長 今、数字を整理しておりますので、その数字を整理する中で、図式化してわかりやすいような資料についてもあわせて作成したいというふうに考えています。

○萩原委員長 関連してですけど、入札関係で。いわゆる一般公募の入札になるわけですね、指名じゃなくて一般競争入札。同時に、この基本的な考え方の中で、働きかけ、いわゆる口ききは公表するとある。そうすると、県の例えば土木の人が土木関係を引退した後に土木関係の仕事に勤めても、一般公募入札だからもう関係ないでしょう。今までは指名競争だから、自分が勤めたところの会社を指名に入れてくれとか、とらせてくれという働きかけというのはできたわけでしょう。今度は完全に一般公募で一般入札だから。ましてや、今度は口ききしたら、全部でやるわけだから、そういうのはOBが行こうが行くまいが関係ないわけですね、本当言えば。だから、その辺の整合性をよく考えてやらないと、せつかくすばらしい頭脳なり技術を持った人が年金が出るまで2年か3年か待たないといけない、それじゃちょっとおかしいんじゃないかなと僕は思うんです。その辺ちょっと一回検討してもらえないかというのが1つ。

それから、この文章からいくと、口ききというのは、公共工事の執行に当たり、公正な執行を損なうおそれがある場合と。考えれば、公共事業の工事以外の口ききというのはたくさんあるわけですね。それはあり得るわけですね、福祉とかいろんな分野であるわけ。そういうところまで言っているのか、これは競争入札の工事

だけのことを言っているのか、その辺をちょっと聞かせてみてください。

○米原行政経営課長 最初の御質問ですけれども、今回入札談合事件ということが起きまして、いろんな対応策というのはあるかと思えます。私どもも幅広く検討し、確かにおっしゃるように、一般競争入札という形で競争性を高めていけば、例えば口ききの部分というのは減るんじゃないとか、それは考えたんですが、やはり二度と起こしてはならないということを考えれば、二重三重の対応策は考えておく必要があるんじゃないかということで、全国知事会の指針あるいは議会からの申し入れ等も踏まえまして、こういった形で幾つもメニューを入れさせていただきました。

それから、公共工事だけかというお話ですが、繰り返しになりますけど、今回の事件を受けて、当面まずこのところを競争性を高め、また、そういった行為について抑止したいということで検討をしております。まずは、そういう結果を踏まえて、そういった形で将来出てくるかどうかというのはこれからのことだろうというふうに考えております。まずは、公共工事に限って実施したいというふうに考えております。

○坂元委員 再就職は実は材料とか技術もあるわけですね。例えば、この材料を使うように設計の段階で特記仕様書で入れてくれとかそういうのもあるということはお含み置きを。

○萩原委員長 12時になりましたので、しばし休憩をいたします。

午後1時から再開いたします。

午後0時0分休憩

午後1時1分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

○**新見委員** 委員会説明資料の23ページです。コンプライアンスという言葉自体は民間企業の中ではかなり以前から出ていて、何で今さら県職員に対しての法令遵守かなという思いもあるんですが、考えてみれば、法律とか条令を遵守しないといけないというのが県の職員ですが、従来、法令遵守という考えに基づいての研修をどういう形でやっていらっしやったか、これから改めてどういうやり方をされるのか、お尋ねしたいと思います。

○**稲用人事課長** コンプライアンスの問題は、地方公務員法が一番基本になると思います。その中で服務規程等の形でいろいろやりまして、従来もやってきたことでありますが、今回改めて倫理規程を定めるとしたのは、今回の事件が起きたということも考えながら、再度この辺について徹底したいということです。研修につきましても、自治学院であるとか、あるいは職場の中での研修とか、あるいはティーチングをする中でもやってきましたけれども、特に今回のことがありますので、この辺について徹底してやっていかないといけないだろうというふうに考えております。

○**新見委員** コンプライアンスオフィサーという考え方がありますね、責任者という考え方が。だれの質問の答弁だったか忘れましたが、知事自体をCEOとCCOという答弁をされたんですが、県における法令遵守の責任者はどなたがなられるんですか。

○**稲用人事課長** それぞれの所属長につきまして各課を指導する立場にあると思います。基本的には知事が最終責任者になるわけですが、服務関係につきましては副知事の方から措置命令を出したり、あるいは総務部長から出すこともありますので、そういう中で機動的にやってい

くのかなというふうに思います。

○**由利委員** 財政改革推進計画の見直しについてちょっと聞きたいんですが、2のマニフェストに合わせた数値を併記というところで、4つ目の平成18年度との比較による見直しの額ということで、平成18年度の一般会計が5,800億、それに知事が言っているのが350億削減ですね。5,800億を基準とした場合、350億の削減という、ちょっと整理しておきたいんですけど、知事の答弁ですね、削減ということになると、5,800億マイナス350億で5,450億ということです。しかし、知事の提案説明を見ると、350億の削減で事務事業の見直しと、こう来ているものだから、普通は事務事業の見直しをして例えば150億なら150億を捻出して、それを重点的に他の事業に振り分けるという今までのスタンスでしょう、予算を編成するときの。この場合はどう理解していいのか。一生懸命説明していたけれども、私もわかったようなわからないような。意味するところは、350億を捻出していろんなことを見直していく。そして知事がマニフェストで言っているような事業に充当していきますよと、そういう意味なのかどうなのか、そこをちょっと。知事の言わんとするところを財政課長の方から説明いただきたい。

○**和田財政課長** 350億の意味合いでありますけれども、5,800億全体から350億を見直すと5,450億円になるわけですけども、今、委員からの説明のように、見直したことによって得られた財源でもって知事が挙げる重点化事業に充当していきますので、一たんは5,450億ですけども、そこで出た財源で幾らかは新しい事業に回していきますので、それを戻すことも含めて350億というふうに申し上げております。

○**由利委員** 意味はわかるんです。そのとおり

だと思っんですが、財政改革という視点で考えると、平成13年をピークに1,000億財政が縮小してきているわけです。だから、今後4年間で財政改革をしていくということになると、多分予算規模の縮小ということだと思っんですね、歳出削減。ということは歳入も当然そういうことになる。そうすると350億を削って事業に充てるんだから、これについては、財政改革という視点で見ると、財政改革とまた違う話、広くは財政改革ですね、事業を効率的、重点的にやるという意味から。そうなんだけれども、財政規模を縮小していくという視点から見ると、この350億というのはそれからちょっと外れたところにあるというふうに理解していいんですか。

○和田財政課長 予算の規模を縮小するといっますか、基金を維持するといっ、基金を減らさないという観点からすれば、戻す分については当然その分は使えますから、そういった意味の財政改革という視点からは若干ずれるといっことは委員御指摘のとおりです。ただ、戻す分についてはできるだけ質の高い事業をしていくといっことですので、質的な改革といっ意味での財政改革になるわけですけれども、基金を維持するといっ、差し引きベースで減らすといっ意味からいっると、350億は若干ずれる部分も入るといっ御指摘の点があります。

○由利委員 350億の中で150億は基金等に充当していくと、こういっ話になりますね。そうすると事業費そのものは350億のうち200億といっ話。基金を造成していくわけですが、これは単年度でといっことでしょうけれども、5,800億を基準として350億、例えば平成19年度でそれが達成された場合、平成20年度の予算編成しますね、その場合は頭から350億のうち200億を引くとしても、その規模での予算編成と、こういっ

ことになるわけです。そのときも150億といっのは基金に戻していきましようといっことを念頭に置いての予算編成と、こういっことになっていくんですか。

○和田財政課長 150億円戻すことの意味でありますけど、毎年予算編成をするときに250億円程度基金を取り崩していますので、250億円減らしている部分を150億円に圧縮する。言いかえれば100億円程度の減少にとどめておけば150億円の効果は出ます。一たん350億円見直しを達成しますと、翌年度以降は同じベースでいけば効果が得られますので、そうすれば当然翌年度も150億円分の効果が出てくるという形になります。

○萩原委員長 そういっところをチャート式といっか表に一回つくってみてください。お願いします。

○米良委員 財政課長、350億といっのは聞こえはいいんですよ、県民には。しかし、わかりにくいといっのが一っあるんです、今、委員長が言われたように。表につくって示せといっことでしょう。ただ単なる知事の、それはマニフェストの部分的なものもあるでしょうけど、県民にはわかりにくい部分があるから、透明性確保といっのをそこである程度しないと、単なるそういっもので終わってしまうと内容的には全然わからんわけですよ、県民には。だから、250億がどういっ方面に波及効果をあらわしているのかといっことまで示さないとおかしいんじゃないですか。350億削減をすると、それは県民には聞こえはいいですよ。ただ単なる知事の人気取りじゃないわけだから。内容的に、財政構造はこうなっってこういっふうに県民のためになっていきますよといっことを示さない、私も本会議でもいろいろ聞いたけどわからなかった。そこ辺を明確にしてほしいといっ希望です。

○緒嶋委員 入札制度のことだけど、今後は総合評価の視点が物すごく重要になってくると思うんです。具体的に標準型とかいろいろ将来導入するということが、総合評価方式をどれだけカウントするのかということです。落札率は一番下じゃなくても、技術力で3番目ぐらいの人が落札するというようなこともあり得るわけですね、評価を信じて。そのあたりの技術的なものは確実にできるんですか。

○米原行政経営課長 これは土木部だけですけれども、18年度で簡易型というので3件ほど試行しているようです。方向としては、この基本的考え方にもごぞいますように、簡易型の試行を拡大して標準型、特にトンネルなど規模の大きな工事とかそういったものに拡大をしていくということでごぞいます。いずれにしても試行段階ですので、試行錯誤しながら深めていきたいということのようです。執行体制をどうするのか、まず、評価方法を決めるときに外部の有識者から意見を聞く、あるいは決めるときにまた聞くといったようないろんな手続もあり得るし、対象工事の特性によって技術的なことの余地があるのかどうか、そういったことは、これから試行の結果を踏まえながらあるいは他県の事例等踏まえながらやっていくということで土木部からは聞いております。

○緒嶋委員 これはやはり相当明確なルールを決めないと逆に不明瞭な点が出てくるおそれもあるわけですね。指名競争入札を解消して一般競争にしたけど、カウントの仕方によっては、何であの業者が落札したのかといういろいろな問題も、これでいくと最低の人がとるということにはならんわけですね。これは相当研究せんと逆にこの点がまたおかしな要素にもなってくるというふうに思いますので、十分検討していた

だきたいと思います。

それと、入札・契約事務の組織体制を別の組織に移すということ。具体的に言うと、土木事務所の中で今、土木の場合は入札されておるわけです。入札だけはほかの組織をつくって土木事務所外でやるということ、簡単に言えばそういうことになるわけですか。どういうことですか。

○米原行政経営課長 現在、一部を除いて入札事務は公共3部ともに出先機関で実際の札入れとかやっております。それを一元化したいというふうに考えております。したがって、今現在、各出先でやっておりますので、やはり電子入札が前提にならないと県の場合できないと思っているんですが、そういったところの前面部分とか、一般競争入札の拡大等踏まえて、発注部局から、公共3部から切り離すような形で、一元化したところの組織に移したいということでごぞいます。

○緒嶋委員 ということは、電子入札だから、中にそういう部署をつくって、県内の電子入札はすべてそこで集中的に落札業者を決めるということになるわけですね。

○米原行政経営課長 細かい点いろいろ検討すべき課題がございますので、まだ断定的なことは申し上げられませんけれども、イメージとしてはそういう形になるというふうに考えております。

○緒嶋委員 入札制度の改革はやらなければなりませんけど、課題が相当あると思うんですね。拙速にやることによって混乱を招いちゃいかんと思うんです。やはり皆さん方がなるほどというような形の中で進めなきゃ、あえて基本的な考え方に基づいてやられたことで逆にその弊害が出るようなことでは何のための改革かわから

んわけですので、そういう手順を十分段階的に、いろいろと試行錯誤しながらといいますか、そういうことで余り拙速ということにならんようにやっていただきたい。当然こういう方針でいかれるということは、我々もそのとおりだというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

それから、知事、副知事給与の減額率を強化と、強化という意味合いが妥当かどうかはあれですが、知事の給与は今減額しているわけですね。またこれから20%ということですか、もとに戻したものの20%ですか、これは基本的にどんな考えですか。

○**稲用人事課長** もとに戻した、本来の額の20%、10%ということで議案にございます。

○**緒嶋委員** 前は130万円だったかな、その20%ということですね。

○**稲用人事課長** 本来の額の20%です。

○**緒嶋委員** 退職金はどうなるんですか。退職金は前の知事は半額にされておったですね。そのあたりのことには触れないわけですか。

○**稲用人事課長** 退職金におきましては、前の知事に関しては50%ということでしたので、現知事に関しましてはいろいろ議会の中でも議論がありました。マニフェストの中で掲げられていまして、今後どうするのかというのは検討していかなきやいけないと思います。

○**緒嶋委員** 出来高払いとかいろいろ考え方はあるんですが、当局としては出来高払いの算定の方法論としてありますか。

○**稲用人事課長** 今明確にこれはという決まったものはございません。今後検討していくということでございます。

○**緒嶋委員** これは当然条例等にのっとり我々の同意がないとできないことですから、ここ

辺はそういう点も考えて。出来高というのは言葉としてはわかるんですけど、実際運用としてどうなのかなという懸念というかそういうのがあるわけです。

それと、これは我々も考えなきやいかん面も出てこようかなという気はしますが、知事、副知事以外に特別職の人がおるわけですね、教育長とか企業局長とか病院局長。その人たちのことも含めて、私は、すべてバランスというのがあると思うんです、給与については。やはりそれぞれの立場の人のバランスがある。そのあたりもある程度考えないと、知事、副知事だけを、ターゲットというといかんですが、それをねらったようなものじゃなくて、全体の給与のバランスを考えながらこれはやるべきだというふうに思うんですが、そのあたりの考えというのは別に考えていないわけですね。

○**稲用人事課長** 当初の議案の中で提案させていただきますので、そこで御説明差し上げたいと思います。

○**緒嶋委員** そういう可能性があるということですか。

○**稲用人事課長** 御提案させていただきますので、その辺は当初の委員会の中で御説明したいと思います。

○**由利委員** 入札・契約事務等に係る組織体制の整備ですが、宮崎市の場合は契約課というのがあるんです。そこで一括全部そういったのをやっている。そういうイメージでいいんですか、今からやろうと考えているのは。

○**米原行政経営課長** 宮崎市の場合は、検査業務はたしか別なところがやっていると思います。今おっしゃった入札事務については宮崎市と全く同じになるかどうかわかりませんが、先ほど申し上げましたように公共事業部局から別など

ころに、そこは総務部がやるのかどうかというのは別といたしまして、切り離すということでございます。したがって、宮崎市がやっている事務と全く同じかどうかはわかりませんが、切り離すということはおっしゃるとおりです。

○由利委員 去年あたり委員会等で説明を受けたんですが、指名競争入札じゃなくて、一般競争入札ですとか、条件付ですとか、その辺のところの契約の場合はそれでいいんですが、最近では、提案型とか、契約していて途中でもう一遍見直して新たな提案を受けてとか、そういうやり方が非常に先進的なやり方だというような説明を、去年あったときに私、委員会で受けた記憶があるんです。事務方というか、契約事務だけを一括してそこでやるということになると、発注当局というか部局というか、そういったところと合議をしながら一つの工事をつくり上げていくというような契約なんかの場合、それは可能なんですか。それは技術的にどうクリアしていくのかなと思うんです。

○米原行政経営課長 まずは入札事務、そして契約事務と連続しているわけでございますけれども、これから検討する部分が今おっしゃった点も含めてございます。多様な方式自体どうするのか、あるいは250万までの分は随契で残りますので、それをどうするのか、総合評価をどうするのか、そういった課題等をこれから検証しながら、県としてどうあるべきか、効率性あるいは独自性をどれだけ保つかというようなことを踏まえて検討していきたいと思っています。

○萩原委員長 関連してですけど、一昨年だったと思うんですが、自民党の勉強会で横須賀市に行ったんです。協会も調査に行ったんです。一般公募競争入札にした場合に、1つの物件に大体60社ぐらい来るそうです。横須賀の場合。

1日に入札が何十件も出るわけです。そうすると、50件なら50件入札が来るもんだから、どれが本当の会社なのかペーパーカンパニーなのか。ペーパーカンパニー的な会社が1日に4件ぐらい落札したそうです。4件ぐらい落札して、事務方としてはその会社を調べるのに一苦労するそうです。例えばボーダーラインをば75%というラインを引いたときにそれ以下は失格になる。75%を超えた分の1、2、3を1次合格として、その1、2、3を皆さんが言う総合評価方式でチェックをするとすると、1日に何十件も入札するわけですから、1件の仕事に何十社と入ってくるわけですから、相当の膨大な事務方の整理をしないと大変だったそうです。市に勉強に行くというのはどうなのかわからんけれども、そういうのを一回調べていただくとありがたいなと、こう思います。

それともう一つは、横須賀が一番直面したのは、そういうことで建設業界という協会がほとんど崩壊状態になったそうです。300社ぐらいあった協会が一時50社ぐらいに減ったと。そうすると、台風とかいろんな災害があったときに、台風ですから、災害のときには入札なんてできないわけですね。今まではそういう協会に、大至急あそこの防災関係をやってくれないかとお願いしていた。その機能がほとんどなくなってしまった。それで、今度は、横須賀は神奈川県ですから、県の方が前面に出てそういう災害等には県の協会員をお願いしたそうです。それから横須賀市の市長も少し変わってきて軟化したというか、やっぱり協会というのは必要だと。通常的一般公募入札にはいいけれども、万一のとき、災害とかそういうことがあったときには協会しか頼るところがないわけです。民間にやると、しがらみがあるんじゃないかとかいろいろ

るやられるから。その辺のところも十分に頭に入れた上でやっていかないと、この問題は直接市民、県民が迷惑をこうむるということになるということもありますから、十分に研究した上でやっていただきたいなということを思います。

ほかに。その他のその他。

○満行副委員長 私、一般質問でも申したんですが、知事公舎の入居問題です。副知事も来ておられるのでお聞きしたいんですけれども、我々とすれば、申し上げましたけれども、広く開かれた公舎だと思って、5億円近いお金で、私的な部分と公的な部分があるわけです。県産材をふんだんに用いたモデル住宅だと我々は思っています。世界じゅうの著名人とか来ていただいてそれをぜひ公開をし、そういう人たちにまた情報を発信してもらおう。それが地域の森林・林業の方々の振興にもなるという思いで我々は了としているわけです。なおかつ危機管理、災害時のバックアップ体制としても有効に活用できると。いつ何時、365日24時間、知事は公舎にいながら指揮命令系統のトップに立てますよという思いであの設備があるわけです。それを説いたんですが、知事は、入らない方向で検討したい、その一言だったんで、非常に残念至極なんです。事務方としては、知事公舎に知事、入ってくださいと言うのが当然だし、そう考えているんですけれども、執行部としてどうお考えなのか、まずお尋ねしたいと思います。

○河野副知事 総務部は宿舎管理ですとか危機管理、そういう対応の担当であるということからいたしますと、おっしゃいますとおり、基本的には入居していただければという方向でこれまで説明をしてきたところでもあります。

○満行副委員長 知事公舎があっても入居していない知事が3名おられるというふうに伺って

いるんですけれども、大部分の方々は知事公舎に入っておられると。知事は、全身全霊県民の福祉の向上のために頑張りますというふうに決意を持って立候補されて当選されたと思いますから、公人ですよ、だれが何と言おうと。宮崎県110万人のトップですから、そういう意味では知事公舎に入居いただきたいと思っているんですけれども、ぜひ今後とも今、副知事がおっしゃったようなスタンスで、なぜ知事公舎を置いているのか、知事に入っていたきたいという思いでアタックしていただきたいと思いますが、今、副知事公舎もあるわけですね、副知事としては、まさか知事公舎の隣にある副知事公舎に入らないということにはならないと思うんですけれども、副知事の考えを聞きたいと思います。

○河野副知事 現時点では入居について検討しているところでもあります。公舎を置く意味、危機管理のバックアップ機能、それから、知事、副知事に対するセキュリティーの機能というようなところもよく勘案しながら今後検討していきたいと考えております。

○満行副委員長 間違っても知事公舎も副知事公舎も入居のないということにはならないと思うんですね。知事は新しいところ、900メートルだから歩いてでも来られるとおっしゃいますけれども、いつ何時、大きい地震が起こるともしれない。この中心部が大きな損害を受けてひよつとすると危機管理室が使えないかもしれない。4キロ離れているからこそバックアップ体制として対策室が有効に活用できるということも十分配慮いただいて、知事、副知事、両方とも公舎には入っていただきたいという思いでもありますので、ぜひ強く知事にも御進言をいただきますようお願い申し上げます。

○緒嶋委員 おととい朝、車で聞いていたら、木造家屋は寒いから入らんと知事は言われたんですね。宮崎県民は木造の家に住んでいるのに、自分は木造は寒いから入らないという理屈を言われるというのはいかがなことかな、そういう気もした。それと、言われたとおり、副知事は公舎に入りましたが、知事は入っておりませんでは、これはどう見ても格好はつかんですね。ちょっと知事は発言がぶれ過ぎると思うんです。検討しますならいいけど、入らん方向でとか。前は入る方向で検討しますと言われたことがあるわけです。それが今度は入らん方向でと、ちょっとぶれが大きいから、発言も知事としての重みというものを当然考えて発言せんと、かえって自分で自分の首を絞めることにもなるわけですね。だから、やはりこのあたりは、人間は余りぶれたらいかんわけですから、方向性が決まるまでは、少なくとも検討しますならいいですけど、入らん方向で検討しますと言われれば、その方向でいかれるのかと。入る方向でと言われるとその方向でいかれるのかなというふうに誤解もあるわけですね。だから、やはりそこ辺は重みを持って知事の品格で事を考えてただかんと、私はどうかなと。みんなが信頼する知事であればこそ、そういうぶれがあっちゃいかんわけですね。あれだけの5億のすばらしい施設もあって、それを空室にしておくぐらいなら、県病院のお医者さんたちを入れた方がよっぽどいい。知事公舎が空いておりますので、今度おいでになる病院の先生は知事公舎に入居してくださいと言った方がよっぽど県民のためになる。医者が足らんから。それぐらいにいろいろありますが、少なくとも、やはりあそこに知事が入居されて県民のトップリーダーとして指揮をとっていただくのが、県民みんなが期待す

るところじゃないかというふうに思いますので、これは副知事の責任ですね。副知事に一任しますのでよろしくお願いします。

○河野副知事 先ほど来ちょうだいいたしましたさまざまな御意見をしっかり私としても受けとめて、知事にもお伝えした上で今後協議検討してまいりたいと考えております。

○萩原委員長 私からも一言。知事というのはアメリカでいえば大統領なんですね。24時間、いついかなるときでも連絡とれる体制でなきゃいけないし、人が集まるところでなきゃいけない。そのために知事公舎はあるんです。我々議員とは全く違うわけです。普通の役人の皆さんとは。初めてこういう世界に入ってこられたから、マスコミの皆さんに受けるからそっちだけ向いておったんじゃ、私はいけないんじゃないかなと、こう思うんです。

2つ目は、活用方法はむしろ幾らでもある。キャンプでもいろんなキャンプが来たわけでしょう。Jリーグからプロ野球から。そういう方たちを知事公舎に一回呼んでこれが県産材ですよと。いろんな方法でアピールする。1,000万以上の価値のある仕事は幾らでもできると、私はそう思います。そういうことで、むしろだめな方じゃなくてより活用する方法を考えた方が私は知事公舎にふさわしいと。そしてあらゆる方々に、子供たちにも知事になる夢を持たせるようなそういう意味でなければ私はいけないと思う。何でもこびを売ればいいというものじゃない。私はそう思います。そういう意味で知事を説得していただきたい。そのために副知事に任命されたんですから。よろしく願います。

○満行副委員長 別件で。2月24日の宮日新聞「窓」の投書欄にこういうのがあったんですが、

都城市の病院に勤務している女性の方の投書で、病院がドクターの判断で防災救急ヘリをお願いしたいと、鹿児島への搬送をお願いしたいというふうをお願いしたにもかかわらず、防災救急航空担当責任者と書いてありましたか、は、陸路で鹿児島まで行ってくださいと言われたと。何回か押し問答しながら、結局行っていただけたけれども、時間がかかりかかってしまったと。その方は、ドクターが判断をお願いしているのに、一現場の責任者のお答えでそうになってしまって非常に残念だというふうにありました。このことについてコメントいただければと思います。

○押川消防保安室長 確かに先日の新聞の「窓」欄に、防災出動のヘリがおくれて患者の病状が悪化したというような投書がございました。私どもの方も早速事実を調査いたしました。防災ヘリの出動基準の中に、原則として、公共性、緊急性、非代替性、その3つの要件がございません。こういうものを場所等々から勘案して考慮したところですよ。もちろん委員おっしゃるように、患者の容体等については病院の先生方が一番わかっているということは認識しております。しかし、1つに場所が都城であったこと、搬送予定先が始良町というところでして都城から40～50分で行ける距離にあったこと、それと、防災ヘリがその日天神ダムの方で自主訓練をやっておりまして、そのことがありましてすぐさま帰投命令をかけたして一度航空センターの方に帰っております。

時間的なもので申し上げますと、一番最初に出動可否の確認があったのが12時55分です。「あおぞら」にすぐ帰投命令をかけております。そして一方では、転院搬送の情報収集、救急資材等の積みかえ、そういうもろもろの準備をす

る一方で、搬送先等の病院の情報等を入手しておりました。1時25分になりました搬送先の病院が決定しました。これがいわゆる本要請ということになるんですが、それから、搬送先着陸場の情報収集ですとか、着陸場の安全警戒状況の打ち合わせですとか、飛行経路の気象調査ですとか、そういういろいろなものを、要するに出動準備ですが、重ねて、宮崎空港を離陸したのが1時52分でございます。出動準備に27分要しております。そして、都城の市郡医師会病院の近くにありす梅北運動公園の方に着陸したのが2時5分となっております。そして、患者を引き継ぐ時間、たんかをヘリの方に収容する時間、これが12分かかっておりまして、2時17分に梅北運動公園を離陸しております。14分飛行しまして、始良町の総合運動公園に着陸したのが2時31分となっております。したがって、これから10分余りかけて病院の方に搬送されておりますので、出動してから76分程度要したものと考えております。

1つには、要請があったときに、車だと揺れて無理だというようなこともあったみたいです。救急車の振動に患者が耐えられないという理由もあったそうです。そうしたときに、担当の方で言ったのが、救急車の振動に耐えられないということだが、気象条件にもよりますが、ヘリの方は同等もしくはそれ以上に揺れるんですよというような話もしたんだそうですが、それにもかかわらず、かかわらずといえますか、そういう話が、交渉といえますか、あった結果、最終的には、おっしゃいましたように飛び立ちました。結果的に申し上げますと、仮に陸送で都城から1時間で行ったとした場合に、ヘリだと、さっき申し上げましたように本要請から76分要しているわけです。そういうところを予想した

ものですから、陸送の方がいいんじゃないですかというような提案をしたというふうに聞いています。以上です。

○満行副委員長 丁寧な説明をいただきましたが、現場、現場と言うと誤解を受けるかもしれませんが、病院、そして救急の人たちからは、今回の件については期待をしていると。もちろん県民も期待していますし、医療機関、救急の部署も期待をしている中でこういったことが起こってしまったということで残念だということだと思うんです。振動があるならというのは記事にも書いてありましたけれども、いろんなことがあって現場にそういった不信感みたいなものがあるのかなと思いますので、ぜひ今後そういう誤解がないように、ヘリの運航をスムーズに行うために、病院とか救急の担当とは今後うまく連携していかないといけないので、今後そごのないようにぜひ運用いただきますようお願いをしておきたいと思います。

○萩原委員長 そのほかありませんか。

ないようでございますから、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時41分休憩

午後 1 時43分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○美濃田出納事務局長 それでは、出納事務局の平成18年度 2 月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の357ページをお開

きください。表の上の欄であります。出納事務局は、会計課、物品管理課合わせまして、総額 1 億4,785万7,000円の減額をお願いしております。

それでは、初めに会計課の補正予算について御説明いたします。359ページをお開きください。会計課は4,032万2,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、表の一番上の段の右から 3 つ目の欄にありますとおり、6 億5,047万5,000円となります。

その主なものにつきまして御説明いたします。次の361ページをお開きください。

まず、上の段の(目)一般管理費(事項)職員費ですが、3,170万7,000円の減額であります。これは新財務会計システム開発が終了したことに伴う職員減等による執行残の減額であります。

次に、中ほどの(目)会計管理費(事項)出納事務費ですが、555万9,000円の減額であります。これは財務会計システム運営管理費等の執行残であります。

次に、下の段の(事項)証紙収入事務費ですが、305万6,000円の減額であります。これは証紙売りさばきに要する経費の執行残であります。

続きまして、物品管理課の補正予算について御説明いたします。363ページをお開きください。物品管理課は 1 億753万5,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、表の一番上の段の右から 3 つ目の欄にありますとおり、1 億8,504万8,000万円となります。

その主なものにつきまして御説明いたします。次の365ページをお開きください。

まず、上の段の(目)一般管理費(事項)職員費ですが、1 億507万6,000円の減額であります。これは現業職員、運転手の非現業化の取り組み等による執行残の減額であります。

次に、中ほどの（目）財産管理費（事項）物品管理及び調達事務費ですが、193万4,000円の減額であります。これは物品管理等に要する経費の執行残であります。

次に、下の段の（事項）車両管理事務費ですが、52万5,000円の減額であります。これは自動車の集中管理等に要する経費の執行残であります。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、御報告ですが、話題となっております知事車についてですが、副知事車、出納長車とあわせて一般競争入札で処分することとし、あす3月1日に入札の公告を行うこととしております。3月中には手続を終える予定にしております。よろしく申し上げます。

○萩原委員長 以上、執行部の説明が終わりました。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 その他のその他ありませんか。

ないようでございますから、以上をもって出納事務局を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後1時48分休憩

午後1時50分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○渡辺人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成18年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の435ページをお願

いいたします。表の一番上の補正額の欄でございますが、人事委員会事務局は、総額で800万3,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算総額は、補正額の欄から2つ隣りでありますけれども、1億5,376万4,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。439ページをお願いいたします。

まず、このページの中ほどからやや下になりますが、（事項）職員費の301万7,000円の減額補正であります。これは主に職員の人事異動に伴う給料及び諸手当の減額による執行残であります。

次に、下から2番目の事項の欄にあります（事項）県職員採用試験及び任用研修調査費の187万6,000円の減額補正であります。これは県職員採用試験の実施及び任用制度等に関する調査研究に要する経費で、主に採用試験実施経費の執行残であります。

次のページをごらんください。一番下の事項の欄にあります（事項）審査監督費152万9,000円の減額補正であります。これは不利益処分に関する不服申し立ての審査及び労働基準監督関係等に要する経費で、不服申し立ての対象となる議案がなかったことなどによる執行残であります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○萩原委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 その他のその他もありませんか。

ないようございますので、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後 1 時53分休憩

午後 1 時54分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○甲斐監査事務局長 それでは、監査事務局の平成18年度 2 月補正予算につきまして御説明させていただきます。

予算説明資料をごらんいただきたいと思えます。429ページをお開きいただきたいと思えます。表の一番上の補正額の欄でございますけれども、監査事務局では、総額で1,047万2,000円の減額をお願いするものでございます。この結果、補正後の予算総額は、補正額から 2 つ右の欄でございますけれども、補正後の額欄にありますとおり、2 億2,138万8,000円となります。

その主な内訳でございますけれども、433ページをお開きいただきたいと思えます。

まず、上から 4 段目の (目) の委員費でございます。259万3,000円の減額でございます。これは監査委員の報酬並びに給料でございますが、昨年10月から特別職の給与の引き下げがございました。こういったものに伴う執行残、それと監査等に要する事務に要する執行残、特に旅費等でございますが、この執行残が生じたことによるものでございます。

続きまして、下から 5 段目でございますけれども、(目) の事務局費でございます。787万9,000円の減額でございます。この内訳でございますけれども、まず、その下の事項の職員費でございます。これは人件費でございますが、特に住民監査請求等もございませんでしたので、時間

外手当を初めとする職員手当等の558万7,000円の減額ということになります。さらにその下でございますけれども、運営費の執行残が229万2,000円の減額ということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○萩原委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 ないようでありますのでスムーズに終わりました。ありがとうございました。

以上をもって監査事務局を終了いたします。休憩いたします。

午後 1 時57分休憩

午後 1 時58分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は、事務局の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○後藤議会事務局長 それでは、県議会事務局の平成18年度 2 月補正予算について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の 1 ページをお開きください。今回の補正予算額は7,493万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は11億5,903万2,000円となります。

それでは、5 ページをお開き願いたいと思えます。上から 4 行目 (目) の議会費でございますが、6,524万9,000円の減額補正をお願いしております。

主なものについて以下御説明申し上げます。

まず、(事項) 議員報酬でございます。3,546

万5,000円の減額でございます。これは議員報酬の5%の減額などによる執行残でございます。

次に、(事項) 議会一般運営費で2,382万8,000円の減額でございますが、これは議員の海外行政調査旅費等の執行残でございます。

最終の6ページをごらんいただきたいと思えます。(目)の事務局費でございます。968万6,000円の減額補正をお願いいたしております。事務局費の主なものとしたしましては、一番下の(事項) 議会一般運営費で623万2,000円でございます。これは議会棟の緊急補修分として計上しております工事請負費などの執行残でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○萩原委員長 事務局の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○米良委員 議員寮が問題になっているけど、減額補正66万3,000円というのは何ですか。

○馬原総務課長 66万3,000円の減額の内訳でございますけれども、電話代等役務費が20万円、それから、報酬で、議員寮の方に非常勤職員を1人雇用しておりますけれども、病気で10月から入院をいたしまして、その分の人件費が約71万6,000円減額になっております。その間につきましては、議長公舎の方から1人嘱託職員を週に4回来ていただいております。

○米良委員 電話料は議員がそれぞれお支払いになるんじゃないんですか。

○馬原総務課長 議員が使われた分は議員がお支払いということで、基本料の分です。基本料の分が減額です。

○萩原委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 その他のその他もないようですから、以上をもって議会事務局を終了い

たします。

暫時休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時17分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

採決については、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、3月6日に当初予算関係議案とあわせて行いたいと思えます。日程が早いから、通常の補正と違いますので、行いたいと思えます。

明日より当初予算関係議案の審査を行います。

以上で本日の委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時18分散会

平成19年3月1日（木曜日）

政策調査課主幹 齊藤安彦
議事課主任主事 古谷信人

午前10時4分開会

出席委員（8人）

委員 長	萩原 耕三
副委員 長	満行 潤一
委員	緒嶋 雅晃
委員	坂元 裕一
委員	米良 政美
委員	由利 英治
委員	野辺 修光
委員	新見 昌安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

副 知 事	河野 俊嗣
総務部次長 （総務・職員担当）	丸山 文民
総務部次長 （財務担当）	長友 秀隆
危機管理局長	佐藤 勝士
部参事兼総務課長	米良 剛
部参事兼人事課長	稲用 博美
行政経営課長	米原 隆夫
職員厚生課長	鈴木 高
財政課長	和田 雅晴
税務課長	萩原 俊元
危機管理室長	日高 昭二
消防保安室長	押川 利孝

事務局職員出席者

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

本日より、当初予算関係審査に入ります。

審査方法についてでありますがお手元に配付してあります「委員会審査の進め方（案）」をごらんください。本日からの委員会は新年度の当初予算の審査が中心となりますので、当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行うこととし、その後、総合政策本部及び各種委員会事務局の審査を行いたいと思います。

また、総務部の審査につきましては、長時間に及ぶことが予想されますので、数課ごとに説明及び質疑を行い、最後に総括質疑を行いたいと考えております。

審査方法については以上であります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 ないようでございますので、それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のために暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時7分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○河野副知事 それでは、総務部の審議、よろしく願いをいたします。

本日御審議いただきますもののうち、まず、当初予算全体の概要と歳入歳出のポイントについて説明を申し上げます。

まず、私の方からは、「平成19年度当初予算案のポイント」という資料を説明させていただきたいと思います。骨格予算案ということで別添の資料があるかと思いますが、これによりまして予算案の概要、アウトラインを説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。予算の全体像、基本的考え方ではありますが、これは骨格予算ということでございますので、基本的な義務的経費、施設管理経費等の経常的経費について編成をしております。それ以外の新規事業等につきましては、6月議会で肉付け予算ということでございます。1ページの中ほどに表がございますが、義務的経費については年間所要見込額でございますが、公共事業についてはこの肉付け予算が具体化するまで4、5、6月分についてカバーできるようにということで、概ね40%程度を計上しております。その他の経費についての考え方はそこにあるとおりであります。

2ページでございます。予算規模につきましては4,663億円余でございます。前年度からの比較でいきますと2割減ぐらいであるわけでございますが、骨格予算ということでこういう数字になっておるところでございます。

3ページをお願いいたします。3ページ以降は、歳入歳出予算の特徴をこの資料では整理をさせていただきます。3ページにございますように、自主財源、依存財源という形で整理をしておるわけでございますが、4ページ右側の方、自主財源の方からまず説明させていただきますと、上の四角のところ、枠囲みのところでございますが、県税でございます。県税は1,002億4,000万円ということで、初めて1,000億を超えたわけでございますが、その要素といたしましては、

3行目に書いてございますが、税源移譲、税制改正の影響というものがまずございます。三位一体改革に伴う税源移譲、国税から地方税への税源移譲分、それから定率減税の見直しなど、そういった税制改正の影響が115億円ほどございます。それを除き、昨今の景気回復の状況等も反映しながら、そういった特殊な要素、税源移譲等の要素を除くと34億円の4%増であるということでございます。

それから、分担金・負担金、諸収入は、基本的に必要な額の計上でございますが、繰入金のところでございます。3つ目の四角でございますが、骨格予算のために、財政調整以外の基金、繰入金を計上しているということでございます。一番下の表を見ていただきますと、昨日も基金残高について御質問がございましたが、17年から18年のところは73億のマイナスになっております。18年度当初予算を編成しましたときは222億の基金を取り崩して編成をしたわけでございますが、18年度の財政運営におきまして、年度途中のさまざまな節約なり財源の確保という努力をした結果、基金の取り崩し額を圧縮して、結果的に73億程度の取り崩しで済んだという意味として御理解いただければと思います。18、19が同じ数字になっておりますが、先ほども御説明しましたように、財政調整のための基金というものは取り崩さずに骨格予算については編成をさせていただいたということでございます。

5ページをお願いいたします。以上が自主財源の部分でございます。依存財源でございますが、ポイントとなる交付税、交付税の代替財源である臨時財政対策債につきましては、それぞれ20億円ずつぐらいの減となっております。地方財政計画全体が4.4%マイナスの中で、交付税などは1.1%減というような状況になっておりま

す。譲与税、国庫支出金はそこにあるような数字でございます。県債のところでございます。一番下のところがポイントなんです、昨日も質問が出ました退職手当の財源の一部としてということで、退職手当債を発行しております。昨日も御説明しましたように、2月補正で30億を発行し、この当初でも30億を発行しているということでございます。当初で退職手当を発行したのは今回が初めてということになります。

右側6ページ、歳出予算に移ります。歳出予算は、義務的経費、投資的経費ということで性質別に整理をしておりますが、まず、(1)の義務的経費のところでございます。義務的経費につきましては、骨格予算の考え方にありましたとおり、年間所要見込額、必要な額を計上しております。人件費なんです、給与の見直し、定員の削減等によりまして職員給与自体は減っているんですが、退職手当の増加ということで全体としては微減の数字となっております。

公債費は、そこにありますように、873億円余で1.8%減になるんですが、これは償還額はこの数年では最も少ない年に当たるということで前年度比のマイナスになっております。過去において償還期間を長期化した、10年であったものを15年、20年と延ばしてきた、いわば負担の先送りということで苦しい財政運営をしておるわけでございますが、そういった影響がたまたまトータルでことしは最も償還額が少ない年になっているということでございます。

投資的経費は、骨格予算でございますので、6割減のこの数字になってございます。

7ページをお願いいたします。一般行政経費でございます。骨格予算の考え方に沿って整理をいたしまして、目的別歳出のこのような状況になってございます。この表の一番右側の対前

年度増減率のところを見ていただきますと骨格予算の性格がよくわかると思うんですが、中ほどの農林水産業、商工業、土木のあたりが増減率が大きくなっております。これは、要は、こういった政策的な経費が多い費目につきましては、基本的に肉付け予算の方で措置をすることということで、この骨格予算では減額が大きくなっておりますが、一方では、例えば総務費でありますとか警察、教育、そういった人件費などが割合を多く占めるものにつきましては、減額幅と申しますか、大きな変動はないという形になってございます。

8ページの特別会計、公営企業会計につきましては、基本的に通常予算ということで編成をしております。

9ページ、10ページ以降に主な事業を掲上しております。基本的な考え方といたしましては、骨格予算ではあるんですが、年度当初から必要な経費についてはちゃんと措置すると、それから、政策的経費であっても早急な対応を要する経費については、県民生活に影響が生じないということが一番のポイントといたしまして、今回の骨格予算でお願いをしているということでございます。その例としましては、総務部であれば、後ほど御説明申し上げますが、自動車税クレジットカード収納事業でありますとか、例えば右側の10ページでありますれば、福祉保健部の老人医療費支給事業ですとか、国民健康保険助成費、これは当然必要な経費でありますので、100億を超える大きなものであります。骨格予算の中に盛り込んでおります。また、環境森林部の一番上の集落保全流木等撤去緊急対策事業につきましては、台風シーズン前にこういったことをしていく必要があるということで、今回の骨格に盛り込んでいるということでございます。

ます。

ざっとの御説明でしたが、当初予算全体のポイント、アウトラインは以上でございます。

次に、委員会資料に戻っていただきますでしょうか。委員会資料の5ページをお願いいたします。総務部の各課別の集計表ということでここは整理をしております。総務部全体の当初予算額は、一番下の計のところを見ていただきますと、1,268億2,906万3,000円ということで、前年度と比べて4億7千万円余の減となっております。これは骨格予算、また総務部の持っている予算の性格で減額というのはこの程度になっているということでございます。

それから、この資料の目次をごらんいただきますでしょうか。予算関係、これから歳入歳出御説明申し上げますが、その他の特別議案としては、総務部の関係では9本ほどございます。これにつきましては、後ほど各課室長の方から説明を申し上げます。

私の方から説明は以上でございます。

○和田財政課長 それでは、当初予算のうち歳入予算の概要につきまして、常任委員会資料により御説明させていただきます。

常任委員会資料の1ページをお願いいたします。まず、1ページ、(1)歳入予算の総括表でありますけれども、一番上の欄の自主財源につきましては、1,730億1,794万3,000円で、歳入全体に占める構成比が37.1%、また対前年度比では14.4%の減というふうになっておりますけれども、当初予算は骨格予算になりますので、今後の肉付けでは変動するという見込みでございます。特に下から3つ目の繰入金、先ほど副知事の説明にもございましたけれども、繰入金につきましては、骨格予算ということで、財政課

所管4基金の取り崩しを行っていないことから、対前年度比で244億円余と大幅な減になっておりますけど、これにつきましては、当然6月の補正の肉付け予算のときに大幅な取り崩しが予想されるというような状況でございます。

次に、真ん中より少し下の依存財源でありますけれども、2,933億105万7,000円で、構成比は62.9%というふうになっております。これにつきましても骨格予算でありますので、6月補正により変動する見込みでございます。

次に、科目ごとの内容につきまして次のページで御説明をいたします。2ページをお願いいたします。(2)の歳入科目別の概要でございます。一番上の2つの県税、それから地方消費税清算金につきましては、後ほど税務課長より御説明いたしますので、それ以外の項目の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、上から3つ目の分担金及び負担金でありますけれども、12億7,141万4,000円で、前年度と比べますと、分担金が57.9%の減、負担金が66.4%の大幅な減になっておりますけれども、分担金、負担金等につきましては、公共事業関係の分担金・負担金等ありますので、公共事業の減に伴いまして減っていると、そういった状況になっております。

続きまして、その下の使用料及び手数料でありますけれども、104億4,119万円になっております。この科目につきましては、基本的に年間で見込める全額を計上しておりますので、前年度とほぼ同額規模になっております。主な増減の内容といたしましては、使用料で、土木使用料が水利使用料の増額になった一方で、教育使用料につきましては、生徒数の減少に伴いまして高等学校の授業料が減になっていると、そういう状況でございます。

その次の財産収入でありますけれども、14億2,173万8,000円で、前年度に比べて財産運用収入が利子の増加に伴いまして6.6%の増、財産売り払い収入が不動産売り払い収入の増によりまして14.7%の増というふうになっております。

次の寄附金につきましては、当初予算の段階では計上いたしておりません。

その次の繰入金ですけれども、40億125万7,000円で、先ほど申し上げましたとおり、今回、財政課所管4基金の取り崩しを行っていないため大幅な減になっていると、そういう状況でございます。

一番下の諸収入でありますけれども、諸収入につきましても、341億6,463万6,000円と前年度に比べて大きく減少しておりますけれども、これにつきましても、骨格予算の編成によるものでございます。

右側にまいりまして3ページが一番上の譲与税でありますけれども、地方譲与税につきましては30億6,600万円で、前年度に比べて181億9,453万8,000円と大幅な減になっております。これは先ほど副知事から御説明がありましたけれども、税源移譲の結果、県税収入が大幅に伸びておりますけれども、逆に、税源移譲の前の暫定的措置であった所得譲与税が廃止されたので、所得譲与税が大幅に減ったことによりましてこのような大幅な減という形になっております。

その下の地方特例交付金につきましては8億900万円、その次の地方交付税につきましては1,834億2,700万円になっておりますけれども、これにつきましては、地方財政計画による全国総額の減少によるものでございます。

次の交通安全対策特別交付金につきましては5億8,900万円で、これも地方財政計画が全国的

に伸びたことによりまして増額になっているところでございます。

次の国庫支出金につきましては611億9,494万4,000円で、国庫負担金と国庫補助金につきましては、骨格編成によりますことから、大幅に減額になっておりますけれども、一番下の委託金につきましては、参議院選挙の選挙費等の増によりまして増額になっているという状況でございます。

一番最後の県債でありますけれども、442億1,511万3,000円で、これも骨格予算によりますので、公共事業等が少なかったことから大幅な減という状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○萩原税務課長 県税収入及び地方消費税清算金の当初予算について御説明申し上げます。

委員会資料の4ページをお開きください。

県税の当初予算につきましては、県内の経済動向、主要企業に対する業績の見通し調査、税制改正及び地方財政計画等を総合的に検討して見込んだところでございます。その結果、平成19年度の県税収入当初予算は、表の一番上の県税計を見ていただきたいと思うんですけど、1,002億4,000万円を計上したところでございます。これは、その右の欄の前年度当初比の増減にありますように、149億7,000万円の増、率で17.6%の増となっております。

税目別の内訳でございますけど、前年度当初予算額と比べまして、増減幅の大きな税目について御説明申し上げます。各税目ごとの中ほどの欄でございますけど、増減額の欄をごらんください。

まず、一番上の個人県民税でございますけど、税源移譲、定率減税の廃止等の税制改正の影響

によりまして125億9,200万円余の増収となっております。

その下の法人県民税が、企業収益の伸びが見込まれることにより3億8,000万円余の増収となっております。

2つ飛びまして法人事業税でございますけど、法人県民税と同様の理由によりまして26億9,200万円余の増収となっております。

2つ上に戻りまして、利子割県民税でございますけど、郵便貯金の預金残高の減によりまして1億3,500万円余の減収となっております。

2つ飛びまして、譲渡割地方消費税が消費の減少等によりまして4億800万円余の減収となっております。

1つ飛びまして、不動産取得税が原始取得分の増加によりまして2億6,300万円余の増収となっております。

2つ飛びまして、自動車税が課税台数の減少等によりまして9,600万円余の減収となっております。

1つ飛びまして、自動車取得税が普通、小型自動車取得の減少によりまして1億8,500万円余の減収となっております。

その下の軽油引取税が販売数量の減少等によりまして1億4,600万円余の減収と見込んでいるところでございます。

税収につきましては以上でございます。

次に、地方消費税清算金について御説明申し上げます。資料の方は戻っていただきまして1ページをお開きください。

上から4列目でございますけど、地方消費税清算金についてであります。この清算金は、各都道府県に納付されました地方消費税収入を最終消費地に帰属させるため、一定の清算金によりまして全国の都道府県間で清算するものでござ

います。予算額は*214億7,770万8,000万円を計上しております。前年度当初に比べまして額で1億7,917万4,000円の減、率で0.8%の減となっております。これは地方財政計画などで全国の地方消費税の額が減少するものと見込まれますことから、各都道府県から本県に払い込まれます清算金の額につきましても減少と見込んだところでございます。以上でございます。

○萩原委員長 以上で議案の概要説明及び歳入予算等の説明が終わりました。ここまでのところで質疑はございませんか。

○由利委員 県税のことで聞きたいんですが、予算編成上の考え方ですが、順番にいきますけど、地方消費税清算金が対前年度0.8%減ということですね。全国的な傾向でしようけれども、こういうふうな数字を出してきたということは、世の中景気がよくなってきているにもかかわらず消費税がそんなに伸びていないと、トータルです、全国ベースでいくと。これについてはどういう分析・見方をしているんですか。

○萩原税務課長 地方消費税につきましては0.8%の減ということで見込んでおります。基本的に、所得が伸びていないということで個人消費が伸びてないということもございまして、一番大きいのは、緩やかに景気が回復していると言われておりますけど、やはり輸出企業による増収ということが多いわけなんですけど、消費税につきましては最終消費地が国外ということでその分が入ってこないということで、消費税自体は伸びていないと言われております。

○由利委員 もう一点、当初予算の県税収入見込みですが、大幅に伸びたのは税源移譲とか税制改革。同じことですが、全国的には景気がよくなってきつつあるのに、自動車税、それから

※50ページに訂正発言あり

自動車取得税もマイナス予算にしているわけです。これもやっぱり、マクロ的な経済としてはそういうふうに徐々によくなってきているけれども、何といいますか、企業収益は上がっているけれども、個人とかそういったところはそれほどでもないんだということでこういうことになってくるわけですか。

○萩原税務課長 自動車税、自動車取得税の減でございますけど、今、先生がおっしゃったようなこともあろうかと思えますけど、一番大きいのは、人口がやはり減少している、それと高齢化しているということで車に乗らない方がふえている。それと、自動車税につきましては、さっきの所得との関係もあろうかと思えますけど、ガソリン代等も上がっておりますので、軽へのシフトということが考えられるかと思えます。また、自動車取得税につきましては、今言った人口減とか高齢者あわせまして中古への移行、軽への移行、それと保有サイクルが長期になっているというようなことが言えるんじゃないかと思っております。

○由利委員 これは以前の委員会で聞いたんですが、法人事業税等は伸びてきているけれども、その中身を見てみると、地場企業ではなくて、企業収益が大幅に伸びている大企業の支店とか、支店というか宮崎にあるところが実はそういった法人事業税等伸びているんであって、地場企業というのはそれほど伸びていないというような話を前の前の委員会の中で聞いたんです。この内容についてはどうなのでしょう。

○萩原税務課長 法人事業税の伸びなんですけど、今、先生がおっしゃったように、県内企業につきましては、アンケートをとってみますとやはり大変厳しいということで、例えば中小企業の景況感は非常に厳しいという回答を得てお

ります。ただ、伸びておりますのは、やはり先生がおっしゃったように、県外の大手法人が伸びているというようなことで、県内の大手が伸びれば分割ということで県税の法人事業税も伸びるということでございます。

○緒嶋委員 地方交付税、約20億減になっているわけです。新たな交付税制度の動きの中で今後これはどのように変わると予想されますか。

○和田財政課長 今後の交付税の見込みでありますけど、1つは、国全体の総額がどうなるかということが非常に大きいわけですが、総額については、国全体で非常に厳しい状況です。総額自体が抑制されるという傾向は一つあります。そうしますと本県にとっても非常に厳しくなるという状況はございます。

それと、新型交付税の影響でありますけれども、これにつきましては、配分の方法なんですけど、今のところ、総務省で制度をつくる中で、できるだけ影響を少なくしたいというふうに言っております。都道府県についてはおおむね上下10億円以内にはその変動をおさめたいと。今の基準に比べてふえるところも10億円以内、減るところも10億円以内というふうに言っておりますので、影響は当然ありますけれども、そこについてはできるだけ限定的にとどめていただけるのではないかとこのふうには考えております。

○緒嶋委員 これはぜひ副知事も頑張ってください、できるだけ減らないように。20億減ったから20億何とかカウントを稼いでいただいて、そのあたり努力していただきたいと思えます。

それと財産収入ですが、県の中で今休んでいる不動産、使用目的がない遊休不動産、数字的なものと金額的なもの、どれぐらいあるのかというようなことは調べておられるわけですか。

○米良総務課長 県有財産としましてほかに利活用の可能性がないということで、調整委員会等で売却等の処分が適当とされたもの、これは未利用地ということととらえておりますが、17年度末に23件、18年度新たに発生したのが11件で、合計34件、4万4,965平米ほどございます。18年度にそのうち7件、4,550平米、1億4,078万8,000円を売却しております。現在残っておりますのが27件で4万平米余りでございます。ただし、これには土木の方でやっております用地特会、廃道・廃川敷は入っておりません。以上でございます。

○緒嶋委員 私は、錦本町なんかは、今、宮崎工業高校が運動場として利用したり、野球場とかあるわけですけど、これはある意味では遊休不動産と。木花ができるときは、あそこを売って木花をつくるという話でもあったわけですね。そこ辺も見た場合には、全県的な立場から見れば、あれは遊休不動産だと見るのが私は正しいんじゃないかと思うんです。宮崎市内から見れば重要というかもしれん。全県下から見れば、そのかわりに木花の運動公園をあれだけすばらしいものをつくったわけですから、そういう点を本当に遊休なものかどうかというのは認識せんと、自分たちの都合のいい理屈だけで遊休を小さくするというのは私はおかしいんじゃないかなと。あれをつくるときは、あれを原資として木花をつくりますというのが県民に対する説明責任だったわけですね。そういうものがまだそのほかにもあると思うんですよ。だから、そこ辺ははっきりせんと、財政が厳しい厳しいと言いながら、そういうものの利活用あるいは売却を含めたそういうものが明確でないところに、私は県財政の行き詰まりも当然出てきておると思うんですね。そこ辺も含めてどうするかとい

うことを基本的に考えていかないと、私は、景気もほかのところはよくなっても宮崎県の財政は厳しいという状況は今後も続くんじゃないかという気がしてならんわけですね。だから、県民にもうちちょっとはっきりその現状というのを訴えながら、あれはそのままにしておいていいのかどうかということも含めて議論していかなければ、県財政の健全化も成り立たんのじゃないかなという気がするんですが、このあたり副知事はどうお考えですか。

○河野副知事 重要なポイントだと思います。今の未利用地の整理は、明白に利用していないようなものはそういう形で簡単に整理できるんですが、今、外見上は利用していても実質的にそれが本当に必要なかどうかというところをもう一回原点に戻ってよく考えてみる必要があると思いますので、改めて今御指摘のあったところも含めて検討していきたいと思っております。

○緒嶋委員 宮崎工業高校にそういう施設が足らなければ、その隣接地を何とかするという基本的な考えであれば、私はそれはそれなりにわかるけど、今、遊休だから活用しておるということだけでは、本当の有効活用かどうかというのは別問題だというふうに思いますので。また道路改良なんかで道路敷が不要になったものもかなりあるわけですね。だから、全体的な各部門の絡みの中で、まだ相当出先なんかでも未利用不動産はあると思うんです。これは実態をもうちょっと精査していただいて今後の課題として取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。以上です。

○萩原委員長 ほかございませんか。

○野辺委員 骨格予算ですから、県債は40%減っておるんですが、その中で退職手当債を30億発

行するということになっておるようですが、団塊の世代を迎えて退職手当の財源が大変大きく膨らんでくると思うんですが、ちょっと教えてほしいんですけども、市町村では、退職のための退職手当引当といたしますか、退職手当のための財源、基金を造成しておるんですが、県の方はないんですか。

○和田財政課長 退職者の手当のための基金というものは造成をいたしておりません。

○野辺委員 今後とも必要ないという考え方に立っているんですか。

○和田財政課長 基本的に、基金につきましては、財政課では財政調整積立基金と県債管理基金等の中で見ているという形になっておりますので、これに特化した基金というのにつきましては、今のところでは考えていないような状況でございます。

○野辺委員 全体の中で財政調整積立金の中で見ておるといふ考え方に立てばいいわけですか。わかりました。

○米良委員 一つ、二つ、具体的に教えてほしいんですが、きのうも国庫支出金に触れましたけれども、今度の予算のページで見ますと36.8%の減ということになっておりますが、国が削減の方向というのはわかりますけれども、年間を通してこのままの形でいくのか、そこあたりを教えてほしいというのが1つ。

それから、県債が昨年と比較をいたしまして287億減ということではありますが、これもやっぱり通年ベースでいきますと大幅な減額ということで、これによって賄っていく収入というのが耐えられていくのかどうかですね。最終までこれでいくのかどうかという懸念をするわけですけれども、大丈夫でしょうかね、そこ辺をちょっと教えてください。

○和田財政課長 今、委員から御指摘がありましたとおり、国庫支出金につきましては36.8%、県債については39.4%と大幅な減になっておりますけれども、一番大きな公共事業につきましては今のところ40%しか計上していないということでありますので、残りの60%分を計上した段階で、当然国の補助金がついたり、あるいは県債をつけたりいたしますので、6月の肉付けの段階でこのうちかなりの部分というのは当然回復をしてくるだろうというふうに見込んでいます。

○米良委員 県債の方も。

○和田財政課長 県債につきましても同様にかんがりの部分が6月の補正で、今39.4%減でありますけれども、かなりの部分はさらに県債発行することによりまして戻ってくるのかなというふうに考えております。

○米良委員 そういう状況で見ますと、3ページの土木費の国庫補助金というのが現に56億減っておりますね。この辺の絡みはどう理解すればいいんですか。明確にここで56億というふうに出ておりますから、減額として。

○和田財政課長 公共事業費につきましては、今の段階で40%だけを計上しておりますので、残りの60%分はまだのっていない段階で、例えば土木費につきましては56%減になっておりますので、当然この後6月補正で60%のった段階では、今シーリングかけておりますので、恐らく公共事業については減少になりますけれども、こういった大幅な減少にはならないような見込みでいるところでございます。

○米良委員 40%という一つの数値というのは、あくまでも知事が新しくかわられたというのを前提としているということと理解していいんですか。いわゆる箇所的なものがここについて回

と思うんですけれども。あるいは継続的なものも含めてね、公共事業関連。それはどうなんですか。

○和田財政課長 公共事業につきましては、全体の総額につきまして、現在、財革計画で示しているシーリングに基づきまして全体額を出しまして、その40%を上限に今回予算に組んでおりますけれども、当然優先順位、できるだけ早期にやるべきところとやらないところとありますので、そこは公共3部において特に発注を急がなきゃいけないようなところを中心に40%は考えて配分もしているという状況になっております。40%にしたことによっておくれるというような影響は極力与えないような方向で40%の割り振りも考えたというような状況になっております。

○萩原税務課長 訂正方をお願いします。先ほど地方消費税清算金のところで、214億7,770万8,000万円と申し上げましたけど、214億7,770万8,000円の間違いでございます。

○萩原委員長 引き続き、各課室長に説明をお願いするわけですが、審査に時間を要するため、数課ごとに説明と質疑を行い、それが一通り終了した後に総括質疑の時間を設けたいと思いますので、御協力をお願いします。

まず、総務課、人事課、行政経営課の審査を行いますので、関係の方だけお残りいただき、その他の方は別室で待機をお願いします。

それでは、準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時43分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

それでは、総務課長から順次説明をお願いいたします。

○米良総務課長 総務課の平成19年度当初予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料をごらんいただきたいと思えます。29ページでございます。総務課の平成19年度当初予算額は15億6,580万5,000円でございます。平成18年度当初予算に比べ1億7,105万2,000円、率にして9.8%の減となっております。

31ページをお開きください。上から2段目の(款)総務費15億2,872万5,000円でございます。その主なものについて御説明をいたします。

まず、下から2段目、(事項)文書管理費の説明の欄の3番目、総合文書管理システム運営管理事業7,916万9,000円でございます。この事業は、文書の起案、決済、保存などを電子的に処理し、文書事務の効率化、迅速化、情報の共有、省資源化を図る総合文書管理システムの機器の借り上げとその運用管理を行うものでございます。

次に、32ページをお開きください。下から3段目の(事項)庁舎公舎等管理費でございます。これは庁舎公舎等の維持管理に要する経費でございます。光熱水費や保守管理のための各種事業、事務委託費及び職員宿舍建設に要しました費用を、地方職員共済組合へ償還するための経費等でございます。予算額は8億3,268万9,000円をお願いしております。

次に、33ページをごらんください。上から1段目の(事項)公有財産管理費でございます。これは公有財産の管理運用、処分等の事務を円滑に遂行するための経費でございます。県有財産の災害共済の保険料や県有施設の公共下水道受益者負担金及び県有資産所在市町村への交付金などがございます。予算額は2億6,064万4,000円をお願いしております。

次に、(款) 災害復旧費でございます。

一番下の(事項) 県有施設災害復旧費でございますが、これは台風等により被災した県有施設の災害復旧に要する経費でございます。予算額は、骨格予算ということで必要額と予定しております額の40%、3,708万円をお願いしております。以上でございます。

○稲用人事課長 人事課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の35ページをお開きください。人事課の19年度当初予算額は69億9,676万4,000円でございます。前年度当初に比べて5億9,000万5,000円、率にして9.2%の増となっております。

主な事業につきまして御説明いたします。

37ページをお開きください。中ほどの(事項) 人事調整費 7億368万5,000円でございます。これは非常勤職員の雇用、赴任旅費、産休・育休等の代替臨時職員の雇用など、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費でございます。

次に、(事項) 人事給与費59億5,198万7千円でございます。38ページをお開きください。説明欄の2にありますように退職手当57億4,144万2,000円が主なもので、前年度に比べて5億3,399万2,000円、率にして10.3%の増となっております。これは定年退職者等が平成18年度当初に比べて増加する見込みとなることによるものでございます。

次に、説明欄3と4の人事給与システム再構築事業でございます。職員の人事管理や給与の計算などを行う人事給与システムにつきましては、平成20年12月にリースが終了します大型汎用機にかわる新たなシステムを現在構築しているところであります。

まず、3の運用経費につきましては、人事給

与システムのうち、今年度から先行して稼働しておりますオンラインシステムの保守管理やハードウェアのリース料などとして3,322万3,000円を計上しております。

また、4の開発経費につきましては、18年度から開発に着手しておりますシステムの本体部分の詳細設計やプログラム開発等に要する経費として1億6,941万1,000円を計上しております。

次に、(事項) 県職員研修費3,878万3,000円でございますが、これは自治学院において行う県職員の研修に要する経費でございます。事項全体で前年度に比べて1,200万円、率にして23.6%の減となっております。これは現業職員の任命がえに係る研修対象者の減少等によるものでございます。

次に、(事項) 職員派遣研修費1,449万円でございます。これは自治大学校への派遣研修及び海外研修に要する経費でございます。前年度に比べて584万5,000円、率にして28.7%の減となっております。これは国際交流研修生派遣事業として上海外国語学校へ1名派遣しておりますが、語学研修が終了しまして、19年度から実務を宮崎県産業貿易振興協会上海事務所で行わせる予定でありまして、その分の経費は商工観光労働部で計上したことによるものでございます。

予算案につきましては以上でございます。

次に、特別議案について御説明をいたします。

お手元の委員会資料をお開きください。15ページです。

議案第27号「職員の給与に関する条例及び市町村学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由であります。1点目が、人事委員会勧告を踏まえ、所要の改正を行う必要があること。2点目が、農林漁業普及指導手

当の支給率の改正を行う必要があること。3点目が、学校教育法の改正に伴う関係規定の改正を行う必要があることの3点であります。

2の改正内容であります。

まず、(1)の人事委員会勧告に基づく改正についてであります。昨年10月6日に県の人事委員会から出されました勧告を踏まえ、管理職手当について、これまで定率で支給していた手当を定額による支給に改めるとともに、扶養手当について、3人目以降の子等における扶養手当の額を月額5,000円から月額6,000円に引き上げるものであります。

次に、(2)の農林漁業普及指導手当の支給率の改正についてであります。平成17年に農業改良助長法が改正されまして、それまで法律により定められておりました手当の率が、各県の実情に合わせて決定できるようになったことを受けまして、各県におきましても見直しが進められております。このような状況を受けまして、本県におきましても、改良普及員の勤務実態あるいは業務の特殊性等について、特殊勤務手当などの類似の手当との比較をしながら検討しました結果、この手当の引き下げを行うこととしたところであります。具体的には、表の平成18年度の欄にありますとおり、現在は、一般の普及指導員については給料の12%、広域指導を担当する普及指導員につきましては給料の8%となっておりますが、これをいずれも6%に引き下げるものであります。なお、改正に伴い、平成19年度から20年度の2年間の経過措置を設けております。

次に、(3)の学校教育法の改正に伴う改正についてであります。ことし4月1日から学校教育法が改正されることに伴い、①にありますように、現在の盲学校、聾学校及び養護学校の

名称が「特別支援学校」に改められること。また、②にありますように、大学の教育職員の職のうち、助教授が廃止され、「准教授」及び「助教」が新設されることになっておりますので、これら関係規定の改正を行うものであります。

3の改正を要する条例であります。職員の給与に関する条例と市町村立学校職員の給与等に関する条例の2本であります。

施行期日は、平成19年4月1日を予定しております。

次に、委員会資料の23ページをお開きください。

議案第33号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由であります。会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、有限会社法が廃止されますとともに、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正されましたので、同法を引用している当該条例の改正を行うものであります。

2の改正内容であります。「有限会社」の文言を削除するというものであります。

施行期日につきましては、19年4月1日を予定しております。

続きまして、35ページをお開きください。

議案第70号「知事等の給与の特例に関する条例」についてであります。

まず、1の制定理由であります。財政改革推進の一端として、知事を初めとする特別職等の給料と、及び一般職員の管理職手当について特例的に減額を行うものであります。

2の内容についてであります。まず、(1)の給料等の額の特例については、平成19年4月1日から知事の任期である平成23年1月20日ま

での間、知事等の給料等の額を①から③にありますように、知事が20%、副知事が10%、その他の特別職等について5%減額するものであります。ただし、手当算出の基礎となる給料の額につきましてもは減額前の額といたします。

次に、(2)の管理職手当の額の特例についてであります。管理職手当につきましても、平成19年4月1日から平成23年1月20日までの間、10%の減額を行うものであります。他の手当の算出の基礎とする場合は減額前の額といたします

次のページ、36ページをごらんください。今回の特例減額に関する資料であります。

まず、1の特別職等の給料の減額についてですが、表の一番下をごらんいただきたいと思いますが、給料等の減額の対象となりますのは合計で72名、年間の節減額は1,130万5,800円となります。

次に、2の管理職手当の減額につきましては、年間1億1,000万程度になると考えております。

前のページにお戻りください。施行期日につきましては、平成19年4月1日としております。

最後にその他であります。現在の特例減額について定めております「知事等の給与及び知事の退職手当の特例に関する条例」につきましては、平成19年3月31日をもって廃止することとしております。

説明は以上であります。

○米原行政経営課長 行政経営課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の39ページをお開きください。行政経営課の19年度当初予算額として1億6,232万1,000円をお願いしてございまして、前年度当初と比べまして2,727万3,000円の増となっております。

主な事業につきましては、41ページをごらん

ください。

(事項) 行政管理費2,960万5,000円ですが、これは行政改革等の推進に要する経費であります。この中の説明欄の4の市町村権限移譲推進事業2,670万9,000円でございます。このうち2,620万5,000円が権限移譲に伴う県から市町村への交付金となっております。これは市町村が権限移譲された事務を処理するために必要な経費として交付するもので、従来は関係各課でそれぞれ予算計上、交付してございましたが、これを新年度から行政経営課でまとめて計上する。さらに、本年度から新たに移譲された事務も含めまして計上したところでございます。

事項を1つ飛びまして、(目) 文書費 (事項) 法制費399万1,000円でございます。42ページをお願いいたします。説明欄の2の県法規検索システム運営経費でございます。これは県の法規をデータベース化し、県民の皆様が利用できるよう県庁ホームページにおいて公開するとともに、このデータベースを国の法規集や凡例のデータベースとリンクさせて、職員が庁内LANにおいて業務の上で利用できるようにしているものでございます。これはサーバーなど機器のリース料352万2,000円を計上してございます。

最後に、(事項) 県公報発行費1,124万6,000円でございます。これは条例、規則等県民に周知すべき事項を掲載する県公報の発行に要する経費であります。

当初予算については以上でございます。

続きまして、4件の特別議案について委員会資料により御説明をいたします。

委員会資料の11ページをお願いいたします。

議案第26号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」でございます。

昨年、地方自治法が一部改正されまして、出

納長が廃止され、新たに「会計管理者」を置くこととされました。これに伴いまして関係する規定のある4つの条例を一括して改正するものがございます。

その改正内容は、2の(1)から(4)にございますが、まず、知事等の給与及び旅費に関する条例につきましては、出納長に関する規定を削除、宮崎県監査委員条例につきましては、出納長に関する規定を会計管理者に改めるものがございます。

次に、宮崎県特別職報酬等審議会条例につきましては、出納長に関する規定を削除、知事等の退職手当に関する条例につきましては、同じく出納長に関する規定を削除するものであります。

施行期日は、本年4月1日を予定しております。

次に、25ページをお願いいたします。

議案第34号「宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例」であります。

これは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が昨年改正されまして、これまでの「留置場」が「留置施設」として新たに位置づけられたことにより、改正するものであります。

2が具体的な改正内容でございますが、手続条例の第3条第6号にあります「留置場（宮崎県警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。）」を「留置施設」に改めるものであります。

施行期日は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

続きまして、29ページをお願いいたします。

議案第67号「宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、県民のための社会資本の整備に取り組むという土木部の持つ使命を明確化することで、より一層県民の視点に立ちました県土の整備と、あわせて職員の意識改革を推進するためのもので、「土木部」の名称を「県土整備部」に改正するものであります。

また、2の改正内容の丸の2つ目の附則による改正でございますが、ここに掲げてごいます都市計画審議会条例、開発審査会条例、港湾審議会条例、屋外広告物条例、土地収用事業認定審議会条例の5つの条例に、それぞれ審議会あるいは審査会の庶務は土木部において処理するという規定がございまして、これらの関係規定を附則で県土整備部に合わせて改正させていただくものであります。

施行期日は、本年4月1日を予定しております。

最後に、33ページをお願いいたします。

議案第68号「宮崎県副知事の定数を定める条例」であります。

これは、地方自治法の改正に伴い、19年度からは副知事の定数は条例で定めることになりましたので、新たに定数を1人とする条例を制定するものであります。

施行期日は、本年4月1日を予定しております。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○萩原委員長 各課長の説明が終了いたしました。説明のありました議案について質疑はありますか。

○緒嶋委員 知事等の給与の特例に関する条例、このように20%、10%、5%減額というのは、これは知事のそういう方針だからそれでいいと思うんですけど、こうなった場合、一般職の上

位の人との差というか、バランスはどうなりますか。

○**稲用人事課長** この減額によって、極端に言えば逆転とかそういうことはございません。

○**緒嶋委員** ちなみに、一般職の上位の人の年間給与というのはどのくらいになるわけですか。

○**稲用人事課長** すみません、ちょっと調べます。給料の月額としては50万台だったと思うんです。

○**緒嶋委員** 月額は関係ない。年間総額。

○**稲用人事課長** 後ほどお答えさせていただきます。

○**緒嶋委員** それと、議案67号、県土整備部、これはそういう名称もいいのかと思うんですけど、出先は土木事務所なんですね。名称の整合性という意味合いを考えた場合に、県庁は県土整備部、出先は土木事務所、このあたりの意味合いはどういうふうに理解すればいいわけですか。

○**米原行政経営課長** 土木事務所も部に属しておりますので、根幹となる部の名称を変えることで十分名称を変えた目的を達するのではないかとということで、部の名称だけ変えさせていただいたところでございます。

○**緒嶋委員** であれば、今後も出先の土木事務所はそのまま土木事務所で行くということではないわけですね。

○**米原行政経営課長** そのとおりでございます。

○**緒嶋委員** それと、先ほど遊休施設と言いましたが、職員数の減に伴い、職員宿舎なんかはかなり空きが出てきておる。それも処分していいということとちょっとあれですが、そういう現状というのはどうなっているわけですか。

○**米良総務課長** 私どもで管理しております出

先を含めての職員宿舎の管理戸数が773戸ございます。昨年の5月1日で調べた時点で72.7%の入居率ということになっておりまして、30年以上たった老朽化した宿舎があるんですけども、宮崎市内にもあるんですけども、そういうものにつきましては、廃棄して土地を処分するというような方向で考えております。

○**緒嶋委員** やはりそういう点が私はあるんじゃないかなと思うんですね。もうちょっと明確にそういうものについては将来に向かって方針を出して、今のままそのまま置くというのもちょっとどうかなという気もしますので、財政的にそういうのがプラスになれば、将来的に使う見込みもないし、それこそ職員がふえる可能性もなければ、宿舎の形態というかそれによっても違うと思うんですけども、そこあたりは早目に一つの方針を決められた方がいいんじゃないかなということを考えております。将来的な結論というのはまだ出ていないわけですか。

○**米良総務課長** 民間のアパートあたりがかなりできてきておりますので、職員宿舎に対するニーズがかなり減っていることは事実であります。必要ないものについては積極的に処分すると、解体して売却するという方向で現在やっております。

○**萩原委員長** ほかがございませんか。

○**新見委員** 総務課、予算説明資料の31ページ、総合文書管理システム運営管理事業、7,900万ほどの予算ですが、これは頭に罫がついていないから過去からのシステムの継続だと思うんですが、まず、いつからいつまでのやつかを教えていただきたいんですけど。

○**米良総務課長** このシステムは、今まで紙を使って手で書いて公文書をつくっておったんですが、それを電子化しようということで、14年

からシステムを構築しております、18年3月から稼働を始めたものでございます。以上でございます。

○新見委員 当然、過去の重要な文書類も全部このシステムにのっているんですね。

○米良総務課長 18年の4月から始めていますので、それ以降の文書は電子的に登録をしておりますが、それ以前の文書は紙でございます。それは保存期限が10年とか30年とかありますので、その規定にのっとって紙として保存をしております。

○新見委員 行政経営課の先ほどの説明で、土木部が県土整備部になったということなんですが、先ほどの議案の説明は、単なる条例等の土木部という文言が県土整備部ということになったんですが、それはそれでいいんですけど、県民に対して土木部が県土整備部にかわったと、どういったことをねらってそういうふうになったかという県民に対する周知はどのようにされているか。

○米原行政経営課長 条例可決いただければもちろん公報等やるんですが、あとは県の広報等を使った組織改正等のお知らせとかやる中であわせてお知らせをしたいというふうに考えているところでございます。

○萩原委員長 ほかございませんか。

○野辺委員 ちょっと参考のために教えてほしいんですが、32ページの職員共済住宅借家料、これは償還のための財源だと思うんですが、議員寮のことが問題になっていきますけど、これは空き部屋とか出てきた場合、毎年毎年変わるんですか。

○米良総務課長 職員宿舎を建てるときに、地方職員共済組合からの資金を使って建設するわけですがけれども、その償還金がこの借家料と

して予算をお願いしております。15年償還ということで、15年償還が終われば県の所有に移るというような形になっておりますので、空き家があったということでは影響しないということです。

○野辺委員 ということは、これは償還金額だと思うんですが、家賃でペイしておるんですか、どうなっているんですか。一方では家賃を取っているわけでしょう。

○米良総務課長 庁舎公舎等管理費という事項が上の方でございますけれども、その中に財産収入ということで、2,400万ほど上げておりますが、特定財源として家賃収入はここに充てております。

○萩原委員長 ペイしているかどうかはどうですか。

○米良総務課長 ペイはしていません。ただ、職員宿舎は福利厚生施設として位置づけておりますので、その意味合いもございますので、御理解いただきたいと思っております。

○野辺委員 議員寮の維持の問題があったものですから、そういう面から、視点を変えて議員寮の維持のことも参考にさせてもらいたいと思って聞いたところなんです。

○稲用人事課長 先ほどの部長の年収額ですが、約1,100万です。

○由利委員 行政経営課、重点事業の市町村権限移譲推進事業2,600万のうち2,200万程度が市町村に交付金の形で権限移譲される。これは毎年そういう形で交付金という形で上がってくるんですか。どういう形になっているわけですか。

○米原行政経営課長 この市町村権限移譲交付金につきましては、市町村が移譲された権限事務を執行するに当たって、当然、人件費、旅費、需用費、その他事務費等必要とするわけでご

いますので、それに必要な一定の経費負担をするということで、権限移譲されている限り今後も交付をしていくということでございます。1点ちょっと説明不足の点ございますが、19年度に計上している分は18年度の実績、例えば10件処理されたということであれば、1件当たりの処理単価を決めておまして、それに処理件数を掛ける。あるいは均等割等、例えば書籍購入とかいろいろ要りますから、そういったものも組み合わせで交付するような形で今後も続けていくものでございます。

○由利委員 財源というか、そういう形で必要な人件費とかそういうものを交付するということですが、移譲した事務事業というかそういったものは、本来は県でやるべきものを地方分権という視点で市町村にやっているからそういう形で交付、実績で交付していくという考え方になるのか。それとも、これはすべて市町村の仕事としてやりなさいよと。その財源については、例えば県だったら、国の方から交付税に算定されて結果的にそういうことになってくる。その考え方はどうなんですか。

○米原行政経営課長 これは地方自治法に基づきまして、事務処理の特例条例で、県知事が持っている権限を市町村の希望に基づいて移譲しているものでございます。

○萩原委員長 よろしいですか。

それでは、以上で総務課、人事課、行政経営課の審査を終了します。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時20分再開

○萩原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、職員厚生課、財政課、税務課の審査を行います。それでは、職員厚生課長から順次説明をお願いいたします。

○鈴木職員厚生課長 職員厚生課分の歳出予算及び議案第30号について御説明いたします。

まず、歳出予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の43ページをお開きください。職員厚生課全体の平成19年度当初予算額は、左から2番目の平成19年度当初予算額欄にありますように5億6,047万7,000円でございます。対前年度比3.3%の減、金額にいたしまして1,914万3,000円の減となっております。

45ページをお開きください。当課は、(款)総務費と、次のページの下から5番目の(款)警察費から成っております。このうち総務費は、45ページの上から2段目でございますけど、3億9,924万円を計上させていただいております。

総務費の主な事項について御説明いたします。

下から2つ目の(事項)健康管理費についてでございますが、これは職員の定期健康診断やメンタルヘルス対策費等に要する経費といたしまして4,416万1,000円を計上しております。

次に、46ページをお開きください。(事項)職員厚生費でございますが、1億5,800万6,000円をお願いしております。これは職員の健康保持増進のための各種の福利厚生事業等に要する経費でございます。職員の健康増進事業や保健体育施設の管理運営、職員互助会の育成などを行うものであります。

次に、1つ飛びまして、(事項)恩給及び退職年金費であります。これは元知事部局職員の恩給関係であります。49名分、5,036万1,000円をお願いしております。

また、その下の(款)警察費の(事項)恩給及び退職年金費におきましては、元警察職員の

恩給といたしまして166名分、1億6,123万7,000円をお願いしております。

次に、お手元の常任委員会資料の19ページを開きください。

議案第30号「恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

まず、第1の改正理由でございますけど、地方自治法及び学校教育法の一部が改正されたために、本条例について関係する条文の改正を行うものでございます。

次に、第2の改正の内容でございますけど、まず、(1)でございますけど、地方自治法の一部改正におきまして出納長及び吏員が廃止されることに伴い、出納長を、「地方自治法の一部を改正する法律による改正前の地方自治法第168条第1項に規定する出納長」に改め、また、吏員についても同様に改めるものでございます。

次に、(2)でございますけど、学校教育法等の一部改正におきまして、盲学校、聾学校、養護学校が「特別支援学校」となることに伴い、盲学校、聾学校または養護学校を、「学校教育法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校」に改めるものでございます。

続きまして、(3)でございますけど、学校教育法の一部改正におきまして、助教授にかえて准教授が設けられることに伴い、助教授を、「学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法第58条第1項に規定する助教授」に改めるものでございます。

最後になりますけど、第3の施行期日でございますけど、平成19年4月1日から施行するこ

ととしております。

職員厚生課は以上でございます。

○和田財政課長 財政課分の当初予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の方に戻っていただきまして49ページをお願いいたします。

財政課全体の予算額につきましては、889億6,329万5,000円でございます、対前年度当初比1.7%の減というふうになっております。

ページをめくっていただきまして51ページをお願いいたします。主な事項について御説明をさせていただきます。

まず、上から8行目の(目)一般管理費の(事項)諸費でございますが、11億6,594万7,000円をお願いいたしております。これは説明の欄にも記載しておりますように、県税や税以外の収入につきまして還付が生じた場合の経費、あるいは各種会議等の会場借り上げ料や、各課ごとに執行額を見込むことが困難なもの、いわゆる庁内一般共通経費でございます。

それから、次に、下から2行目の(目)財産管理費でございます。これは財政課において所管しております財政課所管4基金の利子の積立金でございます。一番下の(事項)財政調整積立金で1,862万5,000円、ページをめくっていただきまして52ページですけれども、(事項)県債管理基金積立金で7,332万9,000円、(事項)県有施設維持整備基金積立金で2,502万7,000円、(事項)宮崎県21世紀づくり基金積立金で119万3,000円をそれぞれお願いいたしております。

次に、そのページの下から5行目の(款)公債費であります。(事項)起債元金償還金は、起債の元金の部分でありますけれども、706億3,547万円を計上いたしております。

次に、下の53ページにまいりまして、上から

3行目の（事項）長期債等利子償還金は、起債等の利子でありますけれども、これにつきまして167億454万1,000円をお願いいたしております。

その次の（事項）起債事務費でありますけれども、これは県債借入れに伴う地方債登録手数料等で1,879万3,000円をお願いいたしております。

予算案につきましては以上でございます。

続きまして、常任委員会資料の27ページをお願いいたします。

議案第38号「全国自治宝くじ事務協議会への新潟市及び浜松市の加入並びにこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について」であります。議案書は133ページになっておりますけれども、常任委員会資料により御説明をさせていただきます。

本件につきましては、提案理由のところにも書いておりますけれども、新潟市、それから浜松市が平成19年4月1日から政令指定都市に移行することに伴いまして、両市の全国自治宝くじ事務協議会への加入及び同協議会規約の一部変更につきまして、地方自治法第252条の6の規定に基づきまして、議会の議決に付すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○萩原税務課長 税務課の当初歳出予算につきまして、お手元の歳出予算説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

それでは、55ページをお開きください。税務課全体の予算額は276億9,828万2,000円でございます。前年度当初に比べまして6億8,113万3,000円、率にしまして2.5%の増となっております。

ページをめくっていただきまして57ページをごらんください。主な事項につきまして御説明申し上げます。

一番下の段の事項の賦課徴収費の27億2,729万6,000円でございますが、これは県税の賦課徴収に必要な経費でございます。その主なものとしましては、徴税活動経費としまして2億7,698万2,000円を計上しております。これは県税の徴収活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費でございます。

ページをめくっていただきまして58ページをごらんください。上から2段目の（3）個人県民税徴収取扱費交付金としまして19億8,332万円を計上しております。

次に、（7）の新規事業でございます。自動車税クレジットカード収納事業でございますが、後ほど御説明させていただきます。

次に、2の自主納税の推進費の（2）各種団体との協力体制推進費でございます。3億169万2,000円を計上しております。

次に、中段の（款）諸支出金でございます。これは都道府県間の清算に伴い支出する清算金と、県内の市町村に対しまして税収の一定割合を交付する法定交付金でございます。233億9,446万円を計上しております。前年度当初に比べまして5億6,333万1,000円、率にしまして2.4%の減となっております。

主な事項について御説明申し上げます。

まず、（事項）の地方消費税清算金につきましては、税収額を各都道府県と清算するために支出するものでございまして、93億9,666万5,000円を計上しております。

次のページをごらんください。（事項）利子割交付金以下の各種交付金は、いずれも市町村に対する法定交付金でございます。来年度の税

収見積もり額を基礎に算出したものでございます。記載のとおりでございます。ごらんください。

先ほど説明を省略しました新規事業の自動車税クレジットカード収納事業について御説明申し上げます。

委員会資料の8ページをお開きください。

まず、事業の目的でございますけど、インターネットを活用してクレジットカードによる自動車税収納を可能とすることによりまして、納税者の利便性向上を図ることを目的としております。

次に、事業の概要でございます。県は、自動車税の立てかえ払いにつきまして、指定代理納付者であるヤフーと代理納付の契約を行いまして、インターネット上からクレジットカードによる支払い手続を行った納税者の自動車税につきまして、指定代理者、ヤフーでございますけど、納税者にかわって自動車税の立てかえ払いを行いまして、後日、カード会社が納税者の口座から税額等の引き落としを行いまして、インターネット及びクレジットカードを活用した新たな納税システムを創設するものでございます。

資料の9ページをお開きください。クレジットカード収納スキームについてはごらんのとおりでございます。納税者の方で利用されたい方は、自宅などのパソコンからインターネットを通じましてヤフー公金支払い画面を開いていただき、利用していただくこととなります。

次に、資料の8ページに返っていただきまして、事業のポイントでございます。

1つ目としまして、手元に資金がなくても納税が可能となります。また、2つ目としまして、1回払いや分割払いなど納税者のニーズに合わせた支払い方法が可能となります。3つ目とし

まして、ネットさえあれば24時間場所を選ばず納税手続が可能となりますなど、以下、記載のとおり効果等が期待できるところでございます。

次に、予定している指定代理納付者及び利用可能なクレジットカードでございます。指定代理納付者としましてはヤフー株式会社を予定しております。利用可能なクレジットカードとしましては、国際ブランドでありますVISA、MasterCardを予定しております。

事業実施期間につきましては、コンビニエンスストアによる収納と同様、平成19年5月から8月までとしております。

事業費でございますが、754万9,000円を計上しております。

最後になりますが、この事業につきましては、都道府県では全国初の取り組みとなります。

予算案につきましては以上でございます。

○萩原委員長 各課長の説明が終了しましたが、説明のありました議案について質疑はありますか。

○緒嶋委員 税務課長、自動車税クレジットカード、これはアイデア事業みたいなことだろうと思うんですけども、コンビニで今度新たにやられておるわけですが、18年度でコンビニなんかの収納関係で自動車税の収納率は上がったわけですか。18年度の今の状態はどうですか。

○萩原税務課長 コンビニによる納付状況でございますけど、18年度が5月から8月まで行ったわけでございますけど、7万7,826件の利用がございまして、定期課税の18.3%となっております。

○緒嶋委員 収納率は高くなったというふうに理解していいんですか、件数からいうと。

○萩原税務課長 納期内も向上しましたし、現在の収納率も上がっております。

○緒嶋委員 今度クレジットカード収納事業をやることによってどれぐらい収納率が上がるのか予想というのは立てておられるわけですか。

○萩原税務課長 最終的な予想はまだ立てておりませんが、19年度に始めまして5,000件程度は納期内の件数が上がるんじゃないかと今のところ予定しております。

○緒嶋委員 それと滞納者に対する強制執行というのか、そういう形は実際18年度で自動車税についてはやられたんですか。

○萩原税務課長 基本的に今、厳正な滞納処分ということで、未済額は特に自動車税が多いわけでございますけど、タイヤロックを今、実施しておりますけど、それとあわせてインターネット公売も現在実施しております、差し押さえにつきましても、前年度よりかなり大幅に預金等の差し押さえを行っているところでございます。

○緒嶋委員 実績はどうですか。

○萩原税務課長 自動車税に係ります差し押さえの実績でございますけど、17年度が4月から12月までで686件だったのが、18年度で同時期で1,204件になっております。

○緒嶋委員 自動車税なんか特に、利用して滞納するというのは、ある意味では悪質だと思うんですね。廃車するときなんか滞納になるのかなと思うんですが、できるだけこういうアイデア事業で完納されるように今後とも努力していただきたいというふうに思います。

職員厚生課の46ページ、保健体育施設管理費というのが9,186万7,000円ですが、これは自治学院のところにあるやつですか。かなりな金額だと思うんです。

○鈴木職員厚生課長 企業局の裏にあります健康プラザの賃借料、これが8,200万程度あります。

これは地方共済組合が建てたものでありますので、県の職員がそこを使うということで使わせてもらっているということで賃借料を8,200万。これは15年間払いまして、平成25～26年に完済しますと県の方に無料譲渡されることになっております。あとはプラザの光熱水費、清掃等の委託料関係でございます。以上です。

○緒嶋委員 実質的にここを利用する県職員は年間どのくらいおるわけですか。

○鈴木職員厚生課長 年間延べ1万7,000名程度でございます。土曜日が非常に多いかなということでございます。

○緒嶋委員 費用対効果を考えたら、もっと利用しないと余り効率がよくないけど。

○鈴木職員厚生課長 職員が使う場合というのは勤務時間外、それから日曜・祭日になりますので、土曜日なんか150～160名程度の方が使われておりますので、非常に利用されておるのかなというふうに理解しております。以上でございます。

○萩原委員長 体育館の中身を具体的に教えてください。

○鈴木職員厚生課長 主に皆さんから目につくのは体育館でございますけど、診療所とか、トレーニングセンターとか、それからサークル教室とか、複合的な施設になっております。

○萩原委員長 バレーだったら何面とか。

○鈴木職員厚生課長 バレーは2面です。

○緒嶋委員 それと恩給と年金との絡みですね、警察やら元職員で、今は年金制度。これは退職した年度によって違っておるんですか。恩給と年金の制度の絡みというか。

○鈴木職員厚生課長 現在は共済年金と言いますが、共済年金制度というのは昭和37年12月に制定されたものでありまして、それ以前に退

職された方は恩給、それから退職年金。恩給というのは、今でいう国家公務員の身分で県にいた人なんですけど、退職年金というのは県職員、いわゆる吏員の方に支給されるものであります。37年以前に退職された方ということでもありますので、現在は、本人さんも若干いらっしますけど、大体の方が扶助料とかそういう関係が多くなっております。以上でございます。

○緒嶋委員 昭和37年と言われたですか。

○鈴木職員厚生課長 現在の共済年金は昭和37年12月1日に制定されております。

○緒嶋委員 これは将来的には、扶助年金とかいろいろですが、そういう人がいなくなれば、ちょっと言葉は悪いけど、これはどんどん減額になっていくというふうに理解していいわけですか。

○鈴木職員厚生課長 そういうことでございます。亡くなると減額されますので、ふえるということはありません。以上でございます。

○野辺委員 市町村に対する法定交付金ですが、これは、例えばゴルフ利用税とか自動車取得税とかはそれぞれの市町村でのあれがわかるからいいんですけれども、消費税もそれぞれの市町村でわかるんですか。ちょっと私、よくわからないのですが。それとも人口割か何かで交付するんですか。

○萩原税務課長 清算後の金額の2分の1を県内市町村に交付しておりますけど、2分の1を人口割、2分の1を従業員割で交付しております。

○野辺委員 あとの2分の1は何割と言われたですか。

○萩原税務課長 従業員数でございます。市町村の人口と従業員数でございます。

○野辺委員 人口と従業員数ですか。

○萩原税務課長 企業に勤められる従業員でございます。

○野辺委員 消費税ですよ。市町村に対する消費税の交付金ですよ。

○萩原税務課長 基本的に地方消費税はどこでどれだけ最終的に消費されたというのがなかなかわからないものですから、一応人口とか従業員数で交付するというようになっております。

○野辺委員 人口割はわかるんですが、従業員数というのはどういう考え方に立っていいんですかね。

○萩原税務課長 これは法律で決まっております、基本的にやはり企業等は消費税を払うということからなっているんだと思いますけれども、詳しいことはわかりません。

○野辺委員 ほかのやつは、例えば自動車取得税とかいうのはわかりますね、それぞれ市町村で。ゴルフ利用税なんかも、ゴルフ場がないところもあるわけですから、そういうのはそれに従って交付するということでしょうか、パーセントによって。ゴルフ利用税なら70%、自動車取得税は66.5%を交付するということですね。

○新見委員 自動車税のクレジットカード収納事業についてお尋ねしたいんですが、8ページの3番、事業のポイントの(5)に、県は決済手数料をヤフーに払うと。利用者も同様に決済手数料をヤフーに払うということになっているんですが、金額的なものと、何でこうなったかというのを教えてください。

○萩原税務課長 手数料は今のところ420円を予定しております。その中で県が105円を支払う、残りの315円を利用者の方に支払っていただくということでございます。ヤフーがその420円をクレジット会社に支払うということになります。なぜ420円かといいますと、こういったクレジット

トカードは、普通ショッピングなんかで使いますと、大体5%から8%の手数料を取られるということでございますけど、例えば自動車税4万円でしたら、5%でしたら2,000円以上になるというようなこと、いろいろクレジット会社等と検討した結果、1%ぐらいだったら可能ではないかという話がありましたけど、それでも基本的に420円を県が支払うということになりますと、ちょっと納税者の理解が得られないということで、315円については利用者が支払っていただくというスキームを考えたところでございます。

○新見委員 それと、利用可能なクレジットカード会社がVISAとMasterCardだけになっているみたいですが、当然ほかにもあまたありますが、2つだけになった経緯を教えてください。

○萩原税務課長 大きいのがVISA、MasterCard、JCBということでございますけど、3社といろいろお話し合いをさせていただきましたけど、VISAとMasterCardだけがまずは参加するということが決まったわけでございます。VISAとMasterCardで7割以上ぐらいの利用率がございますので、今回のこういったスキームで考えたところでございます。

○新見委員 JCBが断った理由は、ちょっと気になるところです。

○萩原税務課長 詳しいことは承知していませんのでございます。

○萩原委員長 ほかがございませんか。

ないようでしたら、以上で職員厚生課、財政課、税務課の審査を終了いたします。

しばらく休憩し、1時再開いたします。

午前11時48分休憩

午後1時1分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

次に、危機管理局の審査を行います。それでは危機管理室長から順次説明をお願いします。

○日高危機管理室長 それでは、歳出予算説明資料の61ページをお願いいたします。

平成19年度当初予算の総額は8億8,211万9,000円であります。18年度当初予算に比べ1億408万7,000円、率にして10.6%の減となっております。

次に、63ページをお開きください。

まず、一番下の欄の(事項)防災対策費5,812万7,000円ではありますが、これは災害に関する情報の収集や発信、県内の防災力向上、各種施策等、ソフト面での防災対策の推進に要する経費であります。

次に、64ページをお願いします。一番下の(事項)危機管理総合調整推進事業費278万9,000円、及び65ページの(事項)国民保護推進事業費284万4,000円であります。これは危機管理に関する調整、研修、国民保護計画の普及推進等に要する経費であります。

次に、委員会資料の方をお願いいたします。資料の10ページをお願いいたします。

新規事業「宮崎県防災の日」推進事業についてであります。この事業の目的等につきましては昨日もお話ししておりますが、県防災の日を設定して県民の防災意識等の啓発を行って、本県の防災力の向上を図るというものであります。

2の事業概要であります。事業概要につきましては、(1)県防災の日普及推進事業、(2)産学公・住民連携による防災啓発、(3)県総合防災訓練等の事業を実施することとしております。その事業費として1,128万円を計上しております。

ます。

私からは以上であります。どうぞよろしくお願ひします。

○押川消防保安室長 消防保安室でございます。歳出予算説明資料の64ページをお願いいたします。

中ほどにあります(事項)防災行政無線管理費2億6,630万8,000円であります。これは防災行政無線や防災情報処理システム等の防災設備の維持管理、保守委託、設備更新等に要する経費であります。

次に、その下の欄で(事項)航空消防防災推進事業費1億7,294万円ありますが、これは防災救急ヘリコプターの管理運航に要する経費であります。

次に、65ページをごらんください。中ほどにあります(事項)消防指導費1,524万5,000円あります。これは市町村消防指導や救急救命士の養成、消防団員の加入促進等消防力強化に要する経費であります。

次に、(事項)予防指導費1,344万9,000円あります。これは消防設備士免状交付、危険物取扱状免許交付及び講習等に要する経費であります。

次の(事項)消防学校費3,596万1,000円あります。66ページにかかりますが、これは消防職員、消防団員等を対象に消防学校で教育訓練を実施するために要する経費であります。

次に、1つ飛びまして(事項)火薬類取締費136万7,000円、(事項)高圧ガス取締費532万9,000円、及び次の(事項)電気保安対策費70万3,000円は、それぞれ取り締まり及び保安指導に要する経費であります。

次に、主な事業について委員会資料で御説明をしたいと思います。

資料の7ページをお開きください。

ふるさと消防団パワフル21事業であります。これは消防団活動の活性化や消防団員の加入促進を図るため、新聞等によるPR活動を行うものであります。

次に、総合情報ネットワーク設備更新事業ありますが、この事業は、老朽化した総合情報ネットワーク設備機器の更新を行うため、順次整備を行っているものであります。

次に、航空消防防災管理運営事業ありますが、先ほどの説明と重複しますので、省略させていただきます。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。平成19年2月提出議案当初分の9ページをお開きください。

総合情報ネットワーク設備更新事業ありますが、その中のシステムの一つであります衛星システム機器のリース契約を行うための債務負担であります。この衛星システム機器は、衛星を使い、災害情報等の映像を国や市町村等の関係機関に伝送するものであります。これまでの衛星アナログ映像伝送が平成20年3月31日までで終了し、高速データ伝送や多チャンネル化等の機能に対応したデジタル映像伝送に切りかわるため、その機器を整備更新する必要があり、そのための契約を19年度に行うこととしております。期間は平成19年度から平成27年度まで、限度額は4,216万円でございます。よろしく御願ひいたします。

○萩原委員長 以上で各室長の説明が終了しました。説明のありました議案について質疑はありませんか。

○緒嶋委員 今の債務負担行為関係になるのかもしれないけれども、衛星からの受信等の施設は各市町村完備しているわけですか。

○押川消防保安室長 市町村ですとか消防機関、そういうところの分については、財団法人全国市町村振興協会の助成により、無料でC Sチューナーの設置が行われ、映像の受信が可能となるというふうに聞いております。

○緒嶋委員 大丈夫ということですか。

○押川消防保安室長 はい、設置を行うというふうに説明を受けております。

○緒嶋委員 それと、消防団なんかには衛星電話の機器というか、この数が少ないというのを聞いているわけですね。災害のとき、ドコモとかauとかいろいろな携帯電話が不通になる場合も、電気なんかは停電すればですね、そういうときは衛星が一番確実なわけですが、各市町村にその機材が十分なのかどうかというのが、一番機動力のある最先端のそういうところの整備が十分でないという危機管理というのが完全でないということにもなるわけですが、そのあたりは大丈夫なのか。町村によって違いがあるんじゃないかというのを消防団関係から聞くんですけど、そこ辺はどうなんですか。

○日高危機管理室長 今、委員から言われたように、衛星携帯電話、これが一番効果を発揮するというか、伝達連絡ができるだろうということで、台風14号の教訓を踏まえてその意見も多かったもので、2年計画で19年度も予定しております。これが1台約20万、それとアンテナが要りますので、これが15万で35万。これの2分の1は県が補助しようということで今取り組んでおります。18年度が日向が2台、椎葉が6台、美郷町が2台、五ヶ瀬が4台ということで14台入れて、そして、公民館とか避難したところで連絡用として活用しております。19年度も、現在調査をしておりますが、現在のところ、やはり山間部が多くて、都城が1台と言ってきてお

りますが、あとは諸塚、椎葉、美郷、高千穂、このあたりから16台来年度お願いいたしますという要望が来ております。以上です。

○緒嶋委員 これはかなり金がかかるということで大変だろうと思うんですけども、やはり災害はいつ来るかわからんわけですね。備えあれば憂いなしという言葉もありますので、このあたりの整備はできるだけ早くしておく必要があると思いますので、今後とも市町村とも連絡をとりながらできるだけ整備を促進していただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

それと、ふるさと消防団パワフル21、言葉は大変いいんですけど、現実には消防団組織というのは毎年弱体化しております。これは間違いありません。後継者がいないので団員をやめるわけにもいかないと。団長とか幹部の人はそういう人もおっついていいんでしょうけど、機動力のある若い人がいないというのが、これは消防団組織が大変苦勞もされておるわけですが、県として、やはりボランティアでやるので、地域は地域で守れというのは言葉としてはわかるんですけども、このあたりの将来的にわたって集落を守るとか地域を守るとかいうことであれば、消防団というのが一番頼りになる組織なんですね、地域にとっては。これが弱体化することはその地域の集落機能そのものが低下してくるということにもなるわけですが、このことについても県としてはそこあたりどういうふう将来考えておるのか。これは市町村の問題でもあるわけですが、言葉はいいんだけど、パワフルになるんですかね、これで。

○押川消防保安室長 緒嶋委員おっしゃるとおりでして、消防団員の数も平成8年で1万6,000人おったものが今1万5,000人と減少をいたして

おります。ただ、国あたりの200万人が90万人になったという話も聞いていますが、それからすると本県はまだ少ない減少率なのかなとも思っていますが、そういう形で地域の防災力が弱くなっているということは事実だと思っています。昨年、消防庁の方で消防法の改正がございまして、市町村消防の広域化ということ盛り込んだ法律が通ったものですから、私どもの方としても今後そういう形で、単に地域的な消防力ということじゃなくて、もっと広い地域での広域化を考えていきたいと、こういうふうに思っています。

○緒嶋委員 そういういろいろな知恵を出していただかないといけないんですが、それとともに、消防団は一生懸命働きながら消防活動をされるわけですが、貯水槽とか機器材の充実とかを含めて要望がかなりあるんです。県に対して貯水槽の設置要望とか。そういうのは具体的に県にどの程度来ておるわけですか、要望は。それとその充足度というか、信号機なんか300幾つあって実際は20ぐらいしか年間できんというようなあれもあるんですが、消防機器材の市町村からの要請に対する県の予算的な配慮というか、それはどういうふうになっておりますか。

○押川消防保安室長 昨年が県単補助金の場合、5,770万補助をいたしておりまして、数を出しておりませんが、後で数等については申し上げますが、今のところ市町村の要望は満たしておるものと思っています。

○緒嶋委員 満たしておるというのは、市町村は、県が幾つも出してもらってはどうにもならんからということで、逆に市町村の方が抑えて要望しておるのを聞くわけですが、そのあたりはどうですか。

○押川消防保安室長 そこあたりも、要望額よ

りもおっしゃるように若干は少ない交付決定額になっているのかなと思っていますが、極力各市町村に行き渡るように今後とも努めてまいりたいと思います。

○緒嶋委員 県が、あなたのところの町村は2つぐらいにしてくれとか言うんじゃないで、全県下で要望がどれだけあるかというのを制限なしに一回受けてみて、そして、その中で、全体はこれだけあるのかと。最初から町村に、来年は貯水槽は1基にしてくださいとかいうようなことをすると、町村は1基しか出さんわけですね。実際は町村では物すごくあるんですよ、現に。だけど、県の方が認めんから、1基しか出していないと。そういう意味で満たしておるのは私は理屈に合わないんじゃないか。信号機と同じで、必要なものは幾つあるかと。予算の都合で1基しかできませんならできませんいいが、実態を把握する中で対策を立てないと、最初から県が1基しか要望は出してくれるなど言えば、市町村は1基しか出してこないわけですね。やはり実態というのを掌握しながら対策を立てるという形でないと、予算の都合を最初に決めてやるというのは本末転倒じゃないかと思うんですね。市町村のいろいろな消防機器、これは消防ポンプでも同じ、いろいろあるんです。更新したいけど、それは国の関連もあります、だめだということで1台にしてくださいと。要望がどれだけあるかというのをやっぱり聞く必要があるんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどうですか。

○押川消防保安室長 そこあたりのこと、十分勘案しながら今後調査をして進めてまいりたいと思います。

○萩原委員長 ほかがございせんか。

○野辺委員 質疑じゃないんですが、ちょっと

お聞きしたいんですが、航空消防防災、これはこの前、海難事故がありました、あれは海上保安庁の分野ですけれども、沿岸の災害救助という面では航空消防隊の役目というのはどういうことになるのでしょうか。

○押川消防保安室長 沿岸部の場合ですと、当然、海上保安庁あたりの機体と調整を図りながら出動いたしておりますが、例えば孤立化したところのような場合ですと、上空からの情報収集、支援物資の輸送、要援護者の救助、そういうことが主な業務になってこようかと思っております。

○野辺委員 この前の海難事故で3名救助されました。あのときには特別な要請というのはなかったわけですか。

○押川消防保安室長 はい、ございません。

○野辺委員 宮崎県はほとんど太平洋に面しているわけですが、水難事故とかそういう場合も海上保安庁あたりからの要請がないと出動できないということになるわけですか。救難という面で。

○押川消防保安室長 飛ぶ場合に、海岸から何キロ以上海寄りには飛べないというような規定もありまして、委員がおっしゃるように10キロか12キロぐらいの、本当に沿岸部だけの作業になるかと思っております。

○新見委員 歳出予算説明資料の64ページ、防災行政無線管理費の事項で、無線設備の維持管理と無線設備の保守委託、2項目に分けてありますが、私のイメージとしては、保守委託の中に維持管理も含まれるんじゃないかなという思いがあるんですが、分けられた理由と、4番目の非常勤職員というのはどういうことをされているのか、教えていただきたいと思っております。

○押川消防保安室長 まず、管理の方ですが、

管理費と設備の維持管理ですが、中身が、無線管理の方は設備の維持管理、保守委託……、すみません、ちょっとお待ちください。

設備の維持管理の方は、事務費ですとか電気料、負担金、工事費等、こういうものが主な中身となっております。保守管理の方は、どちらかというと委託とか工事とかそういうふうな内容となっております。

それと、非常勤報酬ですが、電波法に基づく無線局の免許申請手続、そういうシステムに係る指導、そういうことを行っております。常勤職員の業務の支援ですとか補佐をいたしております。

○萩原委員長 ほかがございますか。

ないようでありますから、以上をもって危機管理局の審査を終了いたします。

引き続き、総括質疑に入りますが、準備のため、暫時休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時26分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑がすべて終了しましたので、総括質疑に移ります。委員の皆さん、総務部全般につきまして御質疑はございませんか。

○米良委員 防災の日の推進事業ですね、これは県議会も中心になってこの日を制定をしたという背景もあるわけですが、防災の日を設定をするというのは、これはいいわけでありませうけれども、内容的に、チラシをつくったり、ポスターを配布したりして、意識啓蒙ということが第一主眼ですけれども、災害が起こっているいろいろなものに対応するというのを前提にすれば、未然に防止をするという一つの意識づけも大事

だと思しますので、それぞれ土木事務所が各地方にあるわけですから、その皆さんたちやら、あるいは市町村の自治体とか、あるいはそれに付随する関係の職員あたりが一体となって、河川はたくさんあるわけですから、危険箇所をチェックをするというのもここに出てきておりますけれども、そこらあたりをチェックしたら、その後どうするのかということぐらいまで踏み込んでいかないと、起こってから対応するという後手後手ということじゃなくて、あるいは最前申し上げましたような意識啓発ということだけじゃなくて、抜本的なそういうものから未然に防止するというを前提としたときに、十分県が中心になって、土木事務所あたりが中心になってチェックをして、そして、後の対応ぐらいまでは市町村の自治体あたりと関係する皆さんと協議をしながら、危険箇所の工事に踏み込んでいくような、そこ辺までやっぱり踏み込んでいくような防災の日、あるいは防災の日という一つのそういうものを主眼とした対応の仕方、そういうものがなくてはならんのかなというふうに思いますから、そこ辺まで踏み込んでいく必要があると私は思いますけれども、そこ辺はどうでしょうかね。

○日高危機管理室長 防災の日についてですけども、言われたように、防災の啓発だけではその日だけのことで終わってしまいますので、市町村、関係機関と連携しまして1カ月前から防災についての、今、委員が言われるように、特に予防について、これをやっていこうというふうに思います。そのために防災教育プログラムとか減災計画とか18年度で事業をさせていただきましたので、これらも活用しながら、今言われた危険箇所の調査、これらも土木事務所等一緒に入れましてやっていきたいというふうに

思っております。そして、5月の第4日曜日の防災の日におきましては、総合防災訓練を今までやっておりましたが、これも一緒に連動しまして、最後の総仕上げということで防災の日をやった後の災害シーズンに入っていこうという考えでおります。以上です。

○米良委員 わかりました。そうでないと、せっかく貴重な日を定めて県民の意識を啓蒙啓発していくわけですから、後で災害が起こっては何なりませんし、また、市町村の自治体、役場あたりが十分チェックというのはしているはずですよ。さらにそれを追い打ちをかけて県の例えば地方の土木事務所と一緒にやって、そういうところから優先して工事をどんどんやっていくようなことに進展をしていかないと、ただ定めただけでは私は、意味がないと言いたいかもしれませんが、せっかくの機能を果たしていかないとということになりますので。

家庭の日というのを何十年か前に制定をしました。休みの日には国旗を揚げましょう、そして、第3日曜が来たら家庭一緒に、子や孫たちと一緒に有意義な一日を過ごしましょうというものいつの間にか消えてなくなってしまいました。家庭の日というのは私は意義ある日だと思っています。いつの間にか時代の進展とともに忘れ去られてしまっておるんですよ。だから、何々の日というのは十分それらの目的を果たしていくような、歴史的なものもあるわけですから、そういう大事なものをとらえて推進していかなくやならんとも思っていますから、特に防災の日関係についてはそういうことを思っていますので、ぜひひとつそこまで進展をした防災の日というのを押さえておいていただきたい。これは要望しておきます。

○緒嶋委員 県の行政組織でありますけれども、

きょうはたまたま副知事もおいでになっておるわけで、安藤知事さんが政策本部を新しく組織がえされてつくられて今の形があるわけですが、今後において、いつも話に出るように、政策本部という名前からして、本当にそれが機能しておるかどうかというのが私たちも不安もあるし、安藤知事も1期目で志半ばであったので、本当に自分の考えが浸透していないという面もあったのかもしれませんが、私ほうまく機能していなかったと、今までにおいては、そう思うわけです。東国原知事になって恐らく知事も思いがあるだろうと思うんです。今後この形を、19年度4月からというのは容易でないと思うんですけれども、将来において、今度、県土整備部というように名前を土木部も変えられるということでもありますけれども、私は、抜本的に全体を眺めながら県の行政組織を変えていかなければ、やはりこの時代の流れの中についていけないようになってくるんじゃないかという気がしてならんわけですが、副知事という立場の中で、総務部長よりも一段上の全体を眺める中で、基本的に今の組織で進めるのがいいのかどうか、そのあたりをどういうふうに認識しておられるか、ちょっと伺いたいと思います。

○河野副知事 大変難しい問題をいただいたんですが、いずれにしましても、知事がかわりまして、知事がこの前、議会でも答弁申し上げましたように、知事のマニフェストをどういうふうに推進していくのかという計画づくり、これは総合政策本部総合政策課の方が中心になって現在作業を進めているところであります。その過程では、まだ就任間もないものですから、組織をどうするかということまではなかなか知事とも議論ができなかったところではありますが、そういった計画づくりをしながら、今後、総合

政策本部が中心に各部局をどういうふうに動かしていくかというのをよく見ていただきながら、我々としてもいろいろ意見を言いながら、20年度になりましょうか、20年度に向けて抜本的な観点で組織のあり方というのを検討していきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 やはりそこ辺まで踏み込んでいかなければならないし、将来的には出先の問題とのいろいろな考え方も当然それに付随して出てくるのかなという感じがしますので、十分将来を見据えた、思いつきだけじゃなくて、じっくりした考えの中に行政組織のあり方というのを研究していただきたいというふうに思います。

それと、今度、東国原知事が出られて、350億の話題性が物すごくあるわけですね。改革し、財政健全化ということを進めるのは当然のことでもありますけれども、そのことで県民生活がどうなるのかという視点も十分考えて、県民生活を守るために県の行政はあり、県の予算はあるわけですので、そのあたりを念頭に置いて肉付け予算を十分考えていただかなければならないと思うんです。そういう意味では、極端に言えば、350億円予算が減額されるんじゃないかという認識を持っている人もおるわけですね。我々はそうは思いませんけれども、そういうことを含めた場合に、県民生活を守るためにこういう予算を組んだというそういう県民に対するPRを含めて、350億円に対する県民の理解を得るPRを含めて努力もあわせてしていただきたい。そして6月議会では、予算的に県民総力戦の体制が整うような、そういうような予算の肉付けをしていただきたいというふうに思うんですけれども、副知事の思いを聞かせていただきたい。

○河野副知事 350億につきましては、本会議においても、また昨日においても議論がなされた

ところであります。私ども口頭での説明をいろいろ尽くしてまいりましたが、なかなか難しい部分もありますので、もう少しわかりやすい資料というものをできるだけ早い段階で作成をいたしまして、議会並びに県民の皆様に説明をしていきたいと思っております。350億単に削るという話ではないというところもしっかり説明する必要がありますと思っておりますし、ただいまの話、350億全部削らないにいたしましても、県民生活への影響というのも十分勘案しながら、この6月にお願いをする肉付け予算というのも十分検討していきたいと考えております。

○萩原委員長 ほかがございませんか。

その他のその他ありませんか。

ないようでしたら、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆さん御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

あしたは10時から行います。きょうはこれで終わります。お疲れさまでした。

午後1時38分散会

平成19年3月2日（金曜日）

午前10時1分開会

出席委員（8人）

委員 長	萩原 耕三
副委員 長	満行 潤一
委員	緒嶋 雅晃
委員	坂元 裕一
委員	米良 政美
委員	由利 英治
委員	野辺 修光
委員	新見 昌安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策本部

総合政策本部長	野中 憲二
総合政策本部次長	宮本 尊
部参事兼総合政策課長	渡邊 亮一
部参事兼秘書広報課長	吉瀬 和明
統計調査課長	山田 敏代
広報企画監	高藤 和洋

出納事務局

事務局 長	美濃田 健
会計課 長	森山 美隆
物品管理課 長	水元 重次

人事委員会事務局

事務局 長	渡辺 義人
総務課 長	井黒 学
職員課 長	福村 英明

監査事務局

事務局 長	甲斐 景早文
監査第一課 長	福島 順二
監査第二課 長	川越 長敏

議会事務局

事務局 長	後藤 仁俊
事務局 次長	河野 喜和
総務課 長	馬原 日出人
議事課 長	四本 孝
政策調査課 長	高屋 道博

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤 安彦
議事課主任主事	古谷 信人

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○野中総合政策本部長 おはようございます。それでは、御審議をいただきます提出議案につきまして私から御説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

それでは、お配りをしております委員会説明資料の表紙をめくっていただきまして、左側の目次をごらんいただきたいと思います。

御審議いただきます議案は、第1号19年度の宮崎県一般会計予算、議案第2号の19年度の宮崎県開発事業特別資金特別会計予算の2件でございます。

右側のページに当初予算の総括表を掲げております。まず、当初予算の一覧の方でございますが、中ほどの表でございますけれども、一般会計の予算額は、表の一番下の計の欄にごい

ますように、15億3,817万7,000円をお願いいたしております。前年度当初予算に比べますと、表の同じ欄の一番右の方の欄に掲げておりますが、8,817万7,000円の減、率にいたしまして94.6%でございまして、5.4%の減となっております。それから、その下の2段目の表でございしますが、開発事業特別資金特別会計でございします。3,519万3,000円をお願いいたしております。この結果、一般会計と特別会計を合わせまして、総合政策本部の19年度の当初予算総額といたしましては、一番下の欄にございしますが、15億7,337万円でございます。

なお、3ページ以降に、19年度当初予算に係ります総合政策本部の主な新規重点事業を掲載しておりますが、各事業の詳細につきましては、各課の担当課長から説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○渡邊総合政策課長 それでは、総合政策課の当初予算について御説明いたします。

お手元の平成19年度歳出予算説明資料、分厚い資料でございますが、これの11ページをお開きいただきたいと思っております。

総合政策課の平成19年度の当初予算総額は、一番上の行にありますけれども、総額で6億5,983万1,000円をお願いしております。内訳は、その下の行でございしますが、一般会計が6億2,463万8,000円、特別会計が3,519万3,000円でございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして13ページをごらんいただきたいと思っております。

下の方を見ていただきまして、下から2番目の事項でございします。総合企画調整費でございします。これは県政の総合企画調整を図るとともに、九州地方行政連絡会議あるいは全国知事会、

九州知事会等の活動を通じまして行います関係行政機関、関係団体との協議調整等に要する経費でございます。

次に、一番下の(事項) 県外事務所費であります。1枚おめくりいただきまして14ページをごらんいただきたいと思っておりますが、東京事務所及び福岡事務所におきます各種活動費及び施設の維持管理等に要する経費でございます。

次に、その下の(事項) 地域開発推進費でございます。九州地方開発推進協議会などの活動あるいは東九州軸など地域連携軸構想等の推進によりまして、県境を越えた広域的な交流連携を進めるための経費でございます。

次に、その下の(事項) 高等教育整備促進費でございます。これにつきましては、県内の高等教育機関の連携組織であります県内の大学で構成されています高等教育コンソーシアム宮崎の活動を支援するものでございます。

その次に、その下の(事項) 県計画総合推進費でございます。これは県の総合計画の推進管理に要する経費であります。

一般会計については以上でございます。

次に、15ページをごらんいただきたいと思っております。開発事業特別資金特別会計であります。この特別会計、企業局の電気事業会計から繰り入れた九州電力からの株式配当金を主な財源としております。事項としましては、運営費、積立金、繰出金になっております。そのうち主なものとしましては、一番下でございしますが、(事項) 繰出金3,400万円でございます。これは一般会計に資金を繰り出しまして資金の使用目的に沿った事業を実施するものでございします。対象事業といたしましては、環境森林部所管の環境保全の森整備事業、土木部所管の河川パートナーシップ推進事業を予定しているところで

ございます。

総合政策課の当初予算については以上でございます。よろしく申し上げます。

○吉瀬秘書広報課長 秘書広報課の当初予算について説明いたします。

歳出予算説明資料の17ページをお開きください。秘書広報課の平成19年度の当初予算は5億99万8,000円でございます。前年度当初に比べ4,654万4,000円、率にしまして8.5%の減となっております。

その主なものについて説明いたします。

19ページをお開きください。下の方の(事項)広報活動費の2億5,389万5,000円でございます。これは各般の広報媒体を利用いたしまして県政全般の広報活動を行いまして、県政について県民の理解を得るとともに、あわせて県外のPRに要する経費でございます。

説明欄のまず1の印刷広報事業は、「県広報みやぎ」を年6回、市町村の自治組織等を通じまして各世帯に配布するものでございます。また、本県の魅力を県外に発信いたします情報誌「J a j a」を年4回発行することとしております。

3の新聞広報事業につきましては、県政掲示板として月2回地元紙など6紙に県からのお知らせを掲載するものでございます。また、随時県政の重要な施策につきまして、新聞紙面を購入し、広報を行うものでございます。

4のテレビ・ラジオ放送事業につきましては、テレビ、ラジオの県政番組を毎週行うものでございます。

6の県ホームページ情報発信事業は、県のホームページの適時適切な情報掲載あるいは更新とそのシステムの維持管理を行うものであります。また、知事の記者会見等の動画配信なども

行うものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。広聴活動費の132万円でございます。1の県民の声事業は、専用電話及びファクス、電子メール、葉書等で県政に関する意見を受け付けるものでございます。

次に、(事項)県政相談費の488万6,000円でございます。これは本庁の県民室、それから各総合庁舎、西臼杵支庁に設置しております県政相談室の運営のための経費でございます。以上でございます。

○山田統計調査課長 統計調査課の当初予算について御説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の21ページをお開き願います。統計調査課の平成19年度の当初予算総額は一般会計の4億1,254万1,000円をお願いしております。

それでは、予算の内容につきまして、重点事業などの主なものについて御説明をいたします。

23ページをお開き願います。上から4行目の(目)統計調査総務費として2億1,863万4,000円をお願いしております。これは(事項)職員費2億1,723万6,000円と、その下の(事項)統計諸費139万8,000円で、これは各種会議講習会旅費などの事務費でございます。

次に、その下にあります(目)委託統計費についてでございます。これは国の統計調査の実施に要する経費でございます。1億9,087万1,000円をお願いしております。

主なものについて御説明させていただきます。

委託統計費の下の(事項)消費経済統計調査費につきましては3,001万2,000円をお願いしております。これは家計の収支状況などを調べる家計調査と商品の小売価格、サービス料金、家賃などを調べる小売物価統計調査に要する経費

でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして24ページをごらんいただきたいと思っております。上から2つ目の(事項)商工統計調査費につきましては5,578万4,000円をお願いしておりますが、これは商工業事業所における販売、生産活動並びに特定サービス産業の実態などの調査に要する経費でございます。その説明の中の4、商業統計調査につきましては、後ほど別冊の総務政策常任委員会説明資料で御説明申し上げます。

次の25ページをごらんください。上から2つ目の(事項)全国物価統計調査費につきましては731万6,000円を、その次の(事項)就業構造基本調査費につきましては4,288万4,000円をお願いしておりますが、これらの2つにつきましても、後ほど別冊の委員会説明資料で御説明をさせていただきます。

続きまして、下の段の(目)県統計費につきまして303万6,000円をお願いしております。この主なものを御説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして26ページをごらんいただきたいと思っております。上から2つ目の行の2つ目の(事項)社会生活統計指標整備費といたしまして118万5,000円をお願いしております。これは各種統計資料を加工分析して本県経済活動の実態と動向の把握に要する経費でございます。

それでは、続きまして、重点事業の概要を御説明させていただきます。常任委員会資料の3ページをお開き願います。

まず、商業統計調査についてでございます。

1の目的についてでございます。この調査は、業種別、規模別などの商店の分布状況や販売活動の実績など商業に関する基礎資料を得るため、商店数、従業者数、年間商品販売額等の調査をするものであります。

2の事業概要についてでございます。調査は、本年6月1日現在で県内すべての商業事業所約1万8,000事業所を対象に実施いたします。調査事項は、事業所の名称、所在地、経営組織、事業所数、従業者数などで、約800名の調査員が調査票を配布し、回収する方法により行います。

3の結果公表につきましては、速報を平成20年7月ごろに、商業事業所に係る産業・規模・業態別の事業所数、従業者数及び商品販売額などの主な事項について公表する予定でございます。最終的な確報は平成21年3月ごろの予定でございます。

続きまして、4ページをごらんください。全国物価統計調査についてでございます。

1の目的についてでございますが、この調査は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービスの料金並びにこれらを取り扱う事業所を調査し、地域別、事業所の形態別等の物価に関する基礎資料を得ることを目的としております。

2の事業概要についてでございます。調査は、本年11月21日現在で総務大臣が指定する県内9市町の店舗を対象に実施いたします。調査事項は、店舗の業態、従業者数、競合店の有無、割引・特典サービス、通信販売の実態、商品の価格、サービスの料金などで、調査方法は、約30名の調査員が約1,600店舗へ調査票を配布し、回収する方法により行います。

3の結果公表につきましては、平成20年6月ごろに公表する予定としております。

続きまして、5ページをごらんください。就業構造基本調査についてでございます。

1の目的についてでございます。この調査は、地域別の就業構造に関する基礎資料を得るため、就業及び不就業の状態を調査いたします。

2の事業概要についてでございます。調査は、本年10月1日現在で県内で抽出された約600調査区のうち、約9,000世帯の15歳以上の世帯員約1万8,000人を対象に実施いたします。調査事項は、男女の別、出生の年月、ふだんの就業、不就業などで、調査方法は、約600名の調査員が抽出された調査世帯ごとに調査票を配布し、回収する方法により行います。

3の結果公表につきましては、平成20年11月ごろに15歳以上の世帯員に関する産業・職業別有業者数、産業・雇用形態雇用者数などの事項について公表する予定といたしております。

統計調査課につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○萩原委員長 議案の説明が終了いたしました。説明のありました議案について質疑はありませんか。

○緒嶋委員 14ページ、地域開発推進費だけど、九州地方開発推進協議会とか九州経済調査協会、地域連携軸構想推進事業、こういう九州を中心としたいろいろな事業がなされておるわけですが、実態としてこれぐらいの予算で何をしているわけですか。

○渡邊総合政策課長 これはいずれも協議会の負担金でございます、会議をやりまして国への要望事項等まとめましてそれを出すと。九州地方開発推進協議会は特にそういう側面があります。それから、九州経済調査協会は、九州の経済界がつくったシンクタンクでございます、いろんな調査等をやっております。それに対する負担金でございます。それから地域連携軸構想推進事業、これは東九州軸構想とか東九州推進協議会とかありますけど、その負担金等でございます、特に東九州軸につきましては、高速道路等が一定の見通しが立っていると。後

どういう形でこの東九州側を振興していくか、そのあたりが今課題になっております。

○緒嶋委員 将来は道州制等いろいろ課題があるわけですが、負担が軽くて効果があるのが一番いいわけですけど、全体的な構想とか推進の体制というのが、九州各県から出せば一千何百万とかそれ以上になるでしょうけど、九州の道州制とかをにらんでいろいろと課題を整理するというのであれば、知事会等の働きかけも含めて予算的にも充実していかなければ、ある意味では形式的な会になっておるんじゃないかなという気がするわけです。そのあたりは大丈夫なんですか。

○渡邊総合政策課長 まさに緒嶋委員がおっしゃるとおりでございます、我々としては、特にこの3番目の方でございますけど、地域連携軸構想の中で東九州軸ですね、道州制とかあるいは西側の新幹線とかそういうことをにらみますと、東九州側の振興というのはどうなるのか、あるいは道州制等がもし考えられるとすれば、そこが取り残されるということがあってはならないと。近々企画の会議等もありまして、今後これをどんなふうにしていくのか宮崎県側からいろいろ意見を申し上げて、新しい展望をつくって、それに向けて九州全体で応援いただく。特に、鹿児島、宮崎、大分、福岡というのが東九州軸でございますので、そのあたりとの連携をさらに強化せんといかんというふうに我々思っております。

○緒嶋委員 きょうは坂元議長もおいでですけども、九州議長会等でもこの問題はいろいろと東九州の問題とも連携をして頑張らんといかんというふうになっておるわけですけども、特に、宮崎の場合は、東西格差、南北格差の一番しわ寄せの集積地になっておるわけです。一

番おかれておる。南北格差では、大分、福岡は景気状況もいいし、有効求人倍率も1を超す。東西格差では、新幹線が5年もすれば向こうは通る。そういう中で東九州の高速道はまだ10年先。新幹線というのは不可能に近いような状態の中では、流通体系からいっても宮崎県は日本の中でも一番厳しい状況に置かれておる。フェリーもだめだと。そうなれば、こういう中では宮崎県が相当強くインシアチブをとっていかなければますます取り残されていくというふうに私は思うわけです。そういう中では、こういう広域的な取り組み等については、そういう組織があるわけだから、これを生かさないとはいえないと思うんです。そういう点では、それこそ知事を先頭に執行部全体でやっていかなければ私は格差是正は不可能に近いんじゃないかという気がするわけですので、このあたりを強力に――。今の政策本部の中の仕事は私はこれが一番じゃないかという気がするんですが、本部長どうですか、そのあたりは。

○野中総合政策本部長 緒嶋委員のおっしゃるとおりで、やはり地域の活性化を考える場合には、交通手段ですね、今もおっしゃいましたけど、実は、たまたま私も20年前に当時の企画調整部で、高速道が最初に法定化されるときに担当主幹をしておりまして、いまだに思うんですが、見方によっては高速道も大体めどがついてきたという見方もあるかと思うんですけれども、私は、20年たってまだここまでかという気持ちがあるところありまして、これがもっと日本の中央部に近いところだったら20年もかけずにとっくにでき上がっているんじゃないかというふうな気もするところがあります。また、鉄道にしましても、西側ばかりが非常に利便性が向上しておりまして、東側は大正時代につくった

鉄道がそのまま使われておるといような感じが、非常に無念といいますか、残念でしょうがないような気がします。特に最近、福岡、大分、熊本、こういったところが自動車産業等を中心にしまして非常に活況を呈してきておりまして、こことの結びつきを考える上でも鉄道なり道路なりというのはもっと早く整備を進めないで、今、緒嶋委員おっしゃったように、南北格差でもおくれ、東西格差でもおくれ、どうしようもないような感じがしております。これは早急に声を出し続けていって何とかしていかないとはいけない。新幹線が言われる何とかせにゃいかんじゃないんですけれども、何とかしていかんといかんという感じがしております。そういう意味でも総合政策本部としてもあらゆる面に手を尽くしていかんといかんという気は持っております。以上であります。

○緒嶋委員 ぜひそのあたりを中心に進めていかなければ、自動車産業を何とかして下請等も含めて企業誘致をしたいと言われておりますけれども、こういうインフラがそろっておるからぜひ来てくださいという条件の前提のもとに誘致するならいいんですけど、10年先に道路がよくなりますから来てくださいというのでは全くもって説得力がないと思うんです。やはり皆、経済的ないろいろな条件を考えながら進出するわけです。絶対条件がないままで何とかしてくださいでは、それは何ともならんということになろうと思いますので、高速道路、あるいはCO₂を考えた場合に自動車の8分の1ぐらいしか環境に対する負荷がないと言われておる鉄道なんかも含めて考えていくような将来ビジョンをつくっていかなければどうにもならんと思いますので、ぜひ執行体制はここを中心にやるということ。ある意味では、総合交通課なんかの間

題も、政策本部の中で総合的な流通対策を含めたものをつくっていかなければ前に進まんのじゃないかというような気がするんです。地域生活部なんかに置くような体制では前には進まんというふうにも思いますので、これはぜひ強力に進めてほしいと思います。

それと、総合長期計画、今度4年を一つの期間にした新たなものをつくってこうということですが、前の長期計画を策定するコストはどのくらいかかったんですか。

○渡邊総合政策課長 今の現計画は16年につくりました。そのとき策定費を当初予算で1,000万計上しています。今回は、14ページの下にありますけど、664万6,000円というのがありますが、この範囲内でやることにしています。要するに経費はかけない。問題は実行でございますので、そういう意味で我々はそういうつもりであります。

○緒嶋委員 それと統計調査課長にお伺いしますが、統計調査課の予算というのは国庫支出金がほとんどなんですね。一般財源というのは余りないわけです。いえば、ひもつきの事業が中心であるわけです。総合政策本部に統計調査課があるということは、県民に対する県単独の調査というか、県民ニーズが何であるかというようなこと、政策的な、そういうものを調査する必要があって政策本部に統計調査課が来たんだらうと思うんです。ところが、実際は国のひもつきの事業が中心であるというのはちょっと寂しいんですけど、このあたり統計調査課長としてはどういうふうに思っておられますか。統計調査課が政策本部にあるということの意義ですね。

○山田統計調査課長 確かに総合政策本部に来る前の統計調査課というのは、まずは統計を作

成するということがあったんですが、総合政策本部に置かれるということで、やはり政策立案支援にこの統計データを十分活用して支援していくということが求められているというふうに認識しております。それで、これまでは正確な統計を出すということを重点に考えていたんですけども、支援していくために、国の委託統計である統計から出る結果、これを時系列分析をしたり、他の統計、例えば昨年国勢調査の御報告をさせていただきましたけれども、住民基本台帳、これは統計調査課の調査ではございませんけれども、そういう統計調査とあわせて、人の転出転入の内容を組み合わせ分析したり、社会のニーズを考えて調査結果をまとめるというような視点を重点に考えて政策立案支援に取り組んでいるところでございます。

また、県単事業としましては、国勢調査人口は5年に1遍なんですけれども、毎月毎月するような現住人口の調査、生産活動の鉱工業生産指数とか、基本的なところについては統計調査課で現在統計をさせていただいておりますので、これらをあわせて政策立案支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 言われるようにそういう意味合いで努力されておるのはありがたいんですけど、予算的に見ると、本当に県民向けの、これはほかの県もやっているわけですね、同じことは。それをどう利用するかという意味合いになるだらうと思うんですけど、宮崎県の統計という一つの主体的なものの中で、1項目ぐらひは県民向けの調査というか、そういうのは統計調査課でやるというような姿勢も必要じゃないかと思うんです。これは各県がやっておる調査なんですね、国庫支出金からすれば。そういう感じがしますので、そのあたりが今の体制の中で政策

本部にある意義づけがまだ明確じゃないという
ような気がするものだから。

○渡邊総合政策課長 実は政策評価の中で、うちの総合政策課の方で毎年県民意識調査をやることになっておりまして、今回知事がおかわりになったということで行政需要調査等含めて今月からやります。これは毎年政策評価の中で予算を組んでおりまして、これについては毎年いろんな評価をする資料にするために、今、委員がおっしゃった行政需要、どういうところに県民の需要があるのか、あるいは県民の意識の変化とか、そういうものをするようになっておりますので、念のために御説明いたします。

○野辺委員 政策調整研究費ですね、1,000万。これは各部に300万ずつ予算がついているようですが、総合政策本部ですから1,000万というのはわからんでもないんですが、これはどういう内訳なんでしょう。

○渡邊総合政策課長 政策調整研究費1,000万でございまして、各部局に300万、予算的には全部局で3,700万ぐらい予算措置しております。政策本部で、例えば18年度でございますけど、18年度に使いました2地域居住のモデルプランの作成とか、先ほど申し上げました県民意識調査、これはいわゆる2地域居住、県外移住等の県民意識調査等もこの中でやっております。その時々々の行政需要に合わせた調査、そういうのが主体になっております。

○野辺委員 次に総合計画のことで聞きたいんですが、先ほどのお答えの中で、これは今度の策定の予算ということでとらえていいんですか。

○渡邊総合政策課長 14ページで掲げている664万6,000円は通常の推進管理費でございまして、我々としては特に策定費ということで予算は今

回は計上しておりません。要するに、通常の推進管理費の枠内で計画をつくっていくということでございます。

○野辺委員 今の総合計画の推進じゃなくて、新たに長期計画をつくるための予算というとらえ方でいいんですがね。

○渡邊総合政策課長 基本的には、今の計画については、ことしの3月といいますか、策定しますのは6月の予定でございまして、それまでに切れますので、いずれにしても、新しい計画の策定及び推進管理、そういうものが主体になってくるということになると思います。

○野辺委員 私は以前からこの問題はどうしても納得できないんですが、実は一般質問でも聞いたことはあるんですけども、第五次の計画が13年に策定されて、そして、3年しかたっていないところに前知事のもとにああいう計画をされた。そして17年の3月ですか、策定されているんですが、後期の見直しで大幅に見直したらいいんじゃないかということを書いてきたんです。ただ、総合計画の策定より、連動した各種計画の策定の方が予算が物すごくかかっているんです。そういう意味からしたら、私は、当時の企画調整部長だったと思うんですが、前知事が長期計画を変えるというときでも、部長として逆にとめるべきではなかったかということを書いたんですが、今回は知事の方からそういう指示があったんでしょうか。

○渡邊総合政策課長 補正のときも御説明しましたように、今回は、現知事につきましては、宮崎の再生・刷新ということでマニフェストを掲げて選挙戦に臨まれたということで、今回のマニフェストを見ますと、今後任期中の4年間の重点施策といいますか、施策体系というのは今の長期計画とはちょっと違ひまして、組み立

てが違うということで、構成的にそのあたりを重点化してやり直していかないといけないということで、今回新しい計画をつくるということでございます。

それと、もう一つは、今の現計画は17年、18年、19年、5年計画でございまして、我々としては、いずれにしましても、19年度は現計画であれば中間年度でございまして、全体的な総合点検をやるつもりでございまして、そういう意味では、見直しを前倒しでやるというような説明の仕方でもできるのではないかなと思っています。そして、それから後は4年ごとに改定していくということ、あるいは知事がかわれば新しい計画をつくと、そういうふうに我々は今対外的にもいろいろ説明しているところでございます。

○野辺委員 私は、長期総合計画という形ではちょっと——、今の計画も2年しかたっていないんですね。1年かけて審議会に諮問して、そしていろいろと検討していただいて答申された。それをほごにするわけですね。これはひんしゅくを買うかもしれませんが、知事が任期中もしということがあったら、またくるくる変わるんですよ。だから、私は、むしろこういうものについては一本ちゃんと置いておいて、別な名称か何かでやるべきではなかったかという気がしてならないんですが、その辺はどうでしょう。

○渡邊総合政策課長 市町村の場合は市町村計画というのを地方自治法上つくらなきゃいけないんですね。そういう固定した計画といいますか、そういうものが根拠にあるわけですけど、県の計画というのは別に根拠があるわけではないんです。それで、1つは、補正の審議のときも御説明しましたように、県のこういう計画をつくらぬ県もあるんです。実は、現計画につ

いては非常に問題がありまして、県政推進プランという4年間の前知事が公約を掲げたものを整理したプラン、それから長期計画を17年からつくられた。これがダブってつくられておりました、県の政策の一つの大綱としてはどっちがもとなのかというような問題もありまして、我々としては、それを一回整理しようということで昨年からずっと考えておりました、今回ちょうど知事がおかわりになった。基本的にはことし改正の時期でもあったわけです。そういう機をとらえて新しく4年間の一つの大きな総合的な計画をちゃんとつくって、ただし、それは大綱にとどめて、細かい計画はそれぞれ部門別をお願いするというので、計画の役割分担というのを明確にしながら今後そういう対応をしていこうということで今回こういう新しい計画をつくるということにしたわけでございます。

○野辺委員 計画の見直しの時期であったというのは、本来の第五次のことですか、前知事がつくられた計画のことですか。どっちでしょう。

○渡邊総合政策課長 現計画の方です。今の計画は5年間の計画なんです。

○野辺委員 わかりましたが、知事から指示されたんですか、このことは。

○渡邊総合政策課長 指示を受けております。

○野辺委員 いつ指示を受けましたか。

○渡邊総合政策課長 当選された後、知事に就任された後、いろいろ県政課題について協議する中でそういうお話を受けております。

○野辺委員 むしろ私は、以前もそうでしたけれども、今回も総合政策本部が知事を誘導したんじゃないかという気がしてならないんです。この予算書の発注は1月15日ですよ。そのとき何で上がっているんですか、これが。

○渡邊総合政策課長 この予算書については、

県計画総合推進費の664万6,000円は通常の推進管理の経費でございます。

○野辺委員 それはへ理屈ですよ。さっき緒嶋委員のときは、これを策定するための予算で、最小限にするための予算だと言われたじゃないですか。だから、私はどうもこの予算そのものも、知事は6月に発表すると言われたけど、短期間でできるのかなというのももちろんありますけれども、それは集中審議すればできないことはないでしょうけど、どうも私は、政策本部が知事を誘導したんじゃないかという気がしてならないんですけどね。

○渡邊総合政策課長 ちょっと説明不足かもしれませんが、県計画総合推進費という664万6,000円は毎年度掲げる経費でございまして、例えば昨年場合は708万4,000円掲げております。ことしは664万6,000円でございます、この中身は審議会の経費とか印刷費とかそういうものでございまして、長期計画の策定、当然この中で我々は策定をしなければいけないわけでございますが、通常毎年こういう予算は計上しております、その枠内で我々はやるということでございます。

○野辺委員 県は総合計画をつくらなければつくらんでもいいという話ですが、以前は、国の三全総、四全総を上位計画として宮崎県の第三次、第四次、第五次というのはつくってこられたと思うんです。そして、各市町村も県の計画に基づいて、整合性をもって県の計画を上位計画として策定してきたと思うんです。そういう面からすると、どうしてもくるくる変えてしまうということは私は納得いかんのですが、もう一点、4年なら4年でいいですけど、それを策定した場合に、県のいろんな各種計画、これを策定し直す必要はないんですか。

○渡邊総合政策課長 今おっしゃるのは部門別計画のことだろうと思うんです。この部門別計画というのは、いわゆる県の総合計画を一つの根拠にしながらつくっている計画もあれば、国の法律に基づいてつくっているものもあります。いろいろあります。この計画に基づいてつくっているものであれば、できるだけそれに沿う形で改定をしてほしい。ただし、今の計画につきましては、施策の基本的な方向についてはそんなに移動はない。ただ、組みかえといいますか、枠組みが違うものがあれば、その辺については必要最小限度の改定等をやってほしいということをお願いしているところでございます。

○野辺委員 前知事のときに策定された総合計画に従って、例えば農業・農村計画とか、あれは総合計画書よりも何千万かかかっていますね。そういう各種の計画の策定し直しというものがあって恐らく数億円かかっていますよ。今度は最小限にとどめるということであっても、各種計画を見直すということになると相当な予算が必要になってくると思うんです。これはそう言ってもしょうがないわけですけども、その辺も十分考えて今後の総合計画というのは、仮に知事がそういう考えであっても、基本的には、やはり一本通したものを県の総合長期計画として私は置いておくべきだと、そういう気がしてなりません。

○渡邊総合政策課長 今ちょっと例で出されたと思うんですけども、農業基本計画でございまして、この枠組みについて我々もいろいろ分析しております、農業基本計画について枠組みは変わらない形になってございまして基本的な施策については移動はないと。ただ、我々の考えとしましては、そういう部門別の基本的な施策の方向については、前回2年前に改定をやり

まして基本的に変更はない。問題は、その中からこの4年間、重点化してどの項目をやっていくのか、そのあたりを抜き出して整理するというのが今回の計画の特徴があるのかなど。したがって、部門別計画については、今の現計画の基本的な枠組みについてはほとんど踏襲する形になるのではないかと、我々はそう思っています。

○萩原委員長 ほかありませんか。

○由利委員 同じような話ですが、補正のときも言いましたけど、課長が言うようにこれは大綱だと、僕はそれでいいと思うんですね。同じことを言いますが、安藤さんがああいうことでイレギュラー——東国原さんが出てくる——。またわかりません、それはわかりません、政治の世界ですから。そういったときに、しかし、県行政としてきちっとしたぶれない県の目指す方向というのは絶対必要だと思います。知事は、行政マンである前に政治家ですから、政治家としてのいろんなアピールをしますよ。しかし、それに100%県行政が引きずられたら、私は県行政なんていうのは、初めからアメリカ大統領制みたいに大統領がかわった時点で役人さんも2万人ぐらい総入れかえというようなシステムであれば別ですよ。しかし、日本の地方自治というのは大統領制であっても基本的には役所は変わらんわけですから、役人も変わらんわけですから、だから、そこがやっぱりきちっとリードしていく。ただ、硬直化していくことはありますから、そこは柔軟性を持たせるように時の政治家である知事がいろいろと対応すればいいわけで。だから、県行政として宮崎県の目指す方向を大綱として示す。鳥取はもうなくなったというけれども、極端なことを言えばそこに行き着くわけですね。今回大綱でということだっ

たから、一つの知恵だなと私はそういうふうに見るんです。今、野辺さんもおっしゃったように、それぞれ部門別で重点的に特徴的にその知事がやろうとしていることは、実は、この部門別のここを重点的に施策展開していけば知事がおっしゃるようなこういうことになりますよということの説明というか、説得というか、素人さんですから、そういうふうには指導していくというのは必要だというふうには私は思います。だから、今回は相当知恵を働かせてやってもらいたいと思う。

僕は今、来る前にある会合に出て言ってきたんですけど、ここでこういうことを私の立場で言う必要もないのかもしれないけど、あえて私の立場で言わせてもらおう。きのうだって委員会が始まっているのに、きょうの朝のテレビ見たら、知事は東京に行ってビートたけしさんなんかと出ているんですね。芸人としてのまだ残された仕事があつてやっているのか、あるいは知事としての仕事なのかなと思いますけど、それはそれでいいんです。批判しているんじゃない。というのは、今までの宮崎県の知事と違ってあれだけ宮崎県を全国に発信していただける、そういったあの人は立場を持ってもらっているから、今まで宮崎県にない資質を持った知事、資質というか人脈を持った知事だということで、それもどンドンどンドンやっていただきたい。ただ、地域に根差したというか、そういった地道に積み上げていかななくちゃいけないことというのがほとんどなんですね。それはやっぱり県行政がきちっと押さえておいて、両々相まって宮崎県全体として新しい宮崎ができてきましたと、こういうことにならなくちゃいけないわけで、だから相当心して、今までもそうでしたでしょうけれども、行政マン上がりの知事さんと

は違う知事さんということになると、僕は、県の皆さんがその辺のところは戦略的にリードしていただきたいなと逆に思いますね。

○渡邊総合政策課長 今、野辺委員がおっしゃった、あるいは由利委員が御心配されているところでございますけど、我々としましても、基本的に現計画の継続性というのは一番大事だというふうに考えておまして、そういうものを前提にしながら、今回知事が掲げられたマニフェストあるいは直面する県の課題、そういうものを重点的な施策としてすくい上げてそれを厚みのある展開をする。各部門ごとの基本的な施策の枠組み、そういうものについては現計画の基本的な枠組みがそんなに変わるものではないと、我々はそういうふうに思っておまして、したがって、そういう意味では大綱的なもの。今回我々は初めての試みでございまして、全国にも余り例がありません。だから、いろんな御意見があるんだろうと思います。そういうものを覚悟して我々もできるだけいい計画をつくっていきたい。これが全国のモデルになるような計画にぜひしたいというふうに我々も思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

○萩原委員長 ほかがございせんか。

それでは、議案以外、その他のその他ありませんか。

ないようでしたら、以上をもって総合政策本部を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時52分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説

明がすべて終了した後にお願いいたします。

○美濃田出納事務局長 それでは、出納事務局の平成19年度当初予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の407ページをお開きください。表の上の欄であります。出納事務局は、会計課、物品管理課合わせまして総額7億4,808万1,000円でありまして、対前年比23.9%の減となっております。

それでは、初めに会計課の予算について御説明いたします。409ページをお開きください。会計課は予算総額5億5,131万3,000円であります。対前年当初比20.2%の減となっておりますが、主な減の要因は、積算人員の減、旧財務会計システムの終了等に伴う減であります。

その予算の主なものにつきまして御説明いたします。次の411ページをお開きください。

まず、上の段の(目)一般管理費(事項)職員費2億7,920万6,000円であります。これは会計課職員37名の人件費であります。

次に、中ほどの(目)会計管理費(事項)出納事務費1億7,425万円でありまして、これは出納事務執行及び財務会計システムの運営管理に要する経費であります。

次に、下の段の(事項)証紙収入事務費9,785万7,000円でありまして、これは収入証紙の売りさばきに要する経費であります。

続きまして、物品管理課の予算について御説明申し上げます。413ページをお開きください。予算総額は1億9,676万8,000円であります。対前年当初比32.7%の減となっておりますが、主な減の要因は、現業職員の非現業化による積算人員の減によるものであります。

その予算の主なものにつきまして御説明いたします。次の415ページをお開きください。

まず、上の段の（目）一般管理費（事項）職員費1億8,085万4,000円であります。これは物品管理課職員22名の人件費であります。

次に、中ほどの（目）財産管理費（事項）物品管理及び調達事務費811万4,000円ありますが、これは物品の管理及び物品の調達に要する経費であります。

次に、下の段の（事項）車両管理事務費780万円ありますが、これは県有車両の維持管理などに要する経費であります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○萩原委員長 説明が終了しました。質疑はありませんか。

○緒嶋委員 職員の皆さんが出張旅費は個人で今計算して請求するというか、それは会計課の仕事ですか。積算というか、調書をつくるために入力に時間がかかるから、職員はそのために残業して旅費の請求をしよるという話も聞くわけですが、そこ辺がかえって合理化されたようでコストがかかるということを知りたいわけですが、そのあたりは聞いておられますか。

○森山会計課長 先生から前回の委員会でもお話がありましたけれども、それについて前々から指導はしてきておったんですけれども、先生から言われてまして再度各事務所に対して指導しております。ペーパーでもできるわけなんですけれども、簡素化できるために集合払いというやつもあるわけです。それについて知らない人もおったものですから、それについては指導しております。随分簡素化もできているはずですよ。以上でございます。

○緒嶋委員 今のシステムそのものが合理化になっていないんじゃないかという職員もおるんです。ほかの県ではシステムを改めておるとこ

ろもあるというのを聞くわけですが、そのあたり本当に合理化になっているんですか。経費がかかり過ぎているんじゃないかという話も聞かれます。

○美濃田出納事務局長 旅費のプログラムでございますけど、当初は、全画面を最初からずっと開いていかないとできなかったわけですけど、それを途中カットできるようにしたり、かなりプログラムも現在改善をしております。これは各職員からいろんな意見が出まして、それに対応して改善できるものはかなり改善をしております。

○緒嶋委員 私はそういうシステムは詳しくないから、何しろ、職員は戸惑うというか、それになれていないというか面倒くさいだ何だというようなことで、容易でないというような話を特に出先の皆さんから言われるんですね。個人で計算しないといけないというようなことで。そういう一つの時の流れとは思いますが、残業までして自分の旅費を計算しないといけなくなったら何のための残業かわかんようなことだから、今後簡素化すべきところは簡素化してやらないといけないんじゃないかという気がしますので、その辺は今後とも改善すべきはしていただきたいということを要望しておきます。

○萩原委員長 ほかにありませんか。

その他ありませんね。ないようですので、以上をもって出納事務局を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時2分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について説明

を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡辺人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成19年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の491ページをお開きください。表の一番上の当初予算額の欄でございますけれども、人事委員会事務局の予算額は1億6,104万3,000円でありまして、対前年度比で0.4%の減となっております。

次に、各事項ごとに御説明いたします。めぐっていただきまして495ページをお願いいたします。

まず、上から6段目の（事項）委員報酬708万円は、人事委員3名に対する報酬であります。

次の（事項）委員会運営費109万7,000円は、人事委員会の開催等に要する経費であります。

次の（事項）職員費1億2,260万1,000円は、事務局職員15名の人件費であります。

次の（事項）事務局運営費500万5,000円は、旅費その他の事務局の運営に要する経費であります。

それから、一番下の（事項）県職員採用試験及び任用研修調査費1,466万1,000円は、採用試験の実施等に要する経費であります。内容につきましては次のページをごらんください。まず、1の県職員採用試験に要する経費は、試験問題の印刷、試験会場の借り上げ、パンフレットの作成等に要する経費であります。2の任用制度等に関する調査研究に要する経費につきましては、人事行政の調査研究や試験結果の採点処理等に要する経費であります。

次の（事項）警察官採用共同試験実施費241万8,000円は、警視庁ほか2つの府県と共同で採用試験を実施する経費でありまして、試験案内

や試験問題の印刷等の事務的経費でございます。

次の（事項）給与その他の勤務条件の調査研究費605万円は、給与等に関する人事委員会勧告の基礎資料となります民間給与実態調査などに要する経費であります。

最後に、（事項）審査監督費213万1,000円は、勤務条件に関する措置要求ですとか不服申し立ての審査等に要する経費及び労働基準監督関係に要する経費でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○萩原委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○米良委員 今から申し上げることが人事委員会の範疇かどうかわかりませんが、今回、知事が政策的な議論をする中で、4年間で700名削減をして100億円削減すると。前代未聞と言えそうですと思いますけれども、そこらあたりの政策的なものは深い意味があって新しい知事が出されたのかどうかということが1つ。それから、そういうものを受けて、人事委員会として果たして事前にそういう将来的にわたる人事構想なるものが知事とすり合わせというか、そういう協議会、委員会がなされたのかどうかです。そこあたりは局長どうなんですか。

○渡辺人事委員会局長 これは米良委員も十分御承知かと思っておりますけれども、定数の総合調整権は知事でございますので、人事委員会の範疇にございません。したがって、知事あるいは知事部局の方でどういうお考えのもとに構想といいたまいますか、そういったものが検討されているのかということについては私どもとしては承知をいたしていないというところでございます。

○米良委員 そこで、5千何がしかの職員の中

でのこれから将来にわたる行政的な仕事をしていく中で、心理的な問題が一つあると思うんです。どういう方法で700人削減をしていけばいいのかという単なるそういう構想であれば、私は県民がどう受けとめておるか分かりませんが、そこらあたりは十分人事委員会の局長を中心とした人事委員会というのがあるわけですから、そこ辺の構想をどう将来的に展開をしていって、そしてしかるべき職員の皆さんたちの意識がどう変わっていくのかという一つの危惧するものが私はそこに派生をしようと思っておるんですよ。十分なそういう中身的なものの将来にわたる県職員としての展開の仕方というか、多少職員の間には違和感といいますか、そういうものは派生をしてくるような気がしてなるんですけれども、もしそういうことが職員の中であれば、人事委員会としてももう少し深くチェックしながら、ただ単なる知事のマニフェストの中でそれがうたわれて、本当にそれが正しいのかどうかということを私は考えるんです。そのあたりもう少し慎重に人事委員会としても対処していく必要があるんじゃないかと思うんですけど、そこ辺どうですか。

○渡辺人事委員会事務局長 米良委員の方からただいま御意見ございましたけれども、私ども人事委員会といたしましても、人事行政の確保という使命も当然にございますので、したがって、知事部局の動き等も十分注視しながら、職員が意欲を持って県勢発展に貢献できるように、そういう視点から十分に注視をしながら、また人事委員会として調査研究あるいは検討できる事項があれば、十分にその辺は前向きに対応してまいりたいと、このように考えております。

○米良委員 もうこれ以上申しませんが、今、

局長、そういうお考えのようでありますから、基本的なものは基本的なものとしてびしっと押さえながら、ただ単なる知事の人気とりということじゃなくて、県民にどう映るかというのは、これはきれいに映っていきますよ、きれいに映っていくけれども、さっき総合政策の、これからの中心とした政策的なものにつくり変えるという話もありましたけれども、そういうことと整合性を持ちながら人事行政というのともあわせていかないと、単なる4年間のうち700人削減をして100億削減すればいいという、いい意味で県民には映るかもわかりませんが、内容的にはどうなのかということもきちんと、今、局長がおっしゃいますように、そこ辺をすり合わせをしながら対処していかないとこれは大変だろうと思います。答えは要りません。

○萩原委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 ないようでありますので、以上をもって人事委員会事務局を終わります。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○甲斐監査事務局長 それでは、監査事務局の平成19年度一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料でございます。これの485ページをお開きいただきたいと存じます。表の一番上の当初予算額の欄をごらんいた

だきたいと存じます。監査事務局の予算額は2億2,759万8,000円でございます。対前年度当初比で1.8%の減となっております。御案内のとおり、今年度は骨格予算ということになっておりまして、総額で19.6%の減となっておりますけれども、この中で、監査事務といいますか、その性格からして経常的経費であるということから、現段階での年間所要額を措置をしてもらっているところでございます。

それでは、この内容につきまして、次の489ページをお開きいただきたいと思います。

まず、上から5段目になりますけれども、(項)総務管理費(目)一般管理費(事項)外部監査費になっておりますが、1,808万5,000円についてであります。これは外部監査の実施に要する経費でございますが、今回別途に議案第39号としてお願いをいたしておりますので、後ほど説明をさせていただきます。

次に、その下の項の監査委員費についてであります。まず、(目)委員費でございますが、3,131万2,000円をお願いしております。この内訳でございますけれども、まず、(事項)委員報酬でございます。監査委員4名の給与及び報酬でございます。その下の(事項)運営費でございますが、これは監査委員4名の旅費などの監査活動に要する経費でございます。

次に、下から3段目の(目)事務局費でございます。1億7,820万1,000円お願いしておりますが、この内訳は、まず、その下の(事項)職員費でございますが、事務局職員17名の人件費でございます。また、次の490ページの事項の運営費でございますが、これは事務局職員の旅費など監査活動あるいは事務局の運営に要する経費でございます。

それでは、次に、議案第39号の包括外部監査

契約の締結について御説明をさせていただきます。平成19年2月定例県議会提出議案(平成19年度当初分)の135ページのとおりでございますけれども、お手元の方に資料としてお配りをさせてもらっております。したがって、この委員会資料で説明をさせていただきたいと思っております。

1ページをお開きいただきたいと思います。この議案は、平成19年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付するものでございます。

この資料の括弧書きでくくっておりますけれども、ここで根拠規定を示しておりますが、これにありますように、毎会計年度契約を締結するようになっております。この契約の目的でございますけれども、資料の2に掲げておりますように、包括外部監査人による監査の実施、それとその結果の報告を求めるものでございまして、その契約金額は、3番目でございますように1,751万2,000円を上限とする額をお願いをいたしております。

この外部監査契約は、地方自治法におきまして、弁護士、公認会計士などと締結することとされておりますが、契約の相手方といたしましては、今年度に引き続きまして、公認会計士としての長年の実績と識見を有しておられます竹之内敏伸氏との契約を考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○萩原委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○米良委員 後学のために教えてください。公認会計士ですが、これは各県ともこういう契約の仕方ですか。例えば入札とか、各県によって

そういうところがあるんですか。ことしに引き続いてということでありましたから。

○甲斐監査事務局長 今御指摘の件は、平成11年度に制度導入されておりますが、このときに、今おっしゃっているような形の一般財務で言っているような随契とか競争入札とかでなしに、この根拠として包括外部監査契約という条文がございます。これによって契約をすることになっております。そして、こういう業務をできる資格ということで公認会計士とか弁護士等が明記されておまして、この中から契約をしなければいけないということで、これは全国このような形で契約をいたしております。いわばその準備行為だというふうに理解をいたしております。参考までに申し上げますと、全国でも47都道府県中42の都道府県で公認会計士ということになっております。

○米良委員 この場合、持ち帰りで事務所で監査をするんですか。監査事務局に来てされるんですか。

○甲斐監査事務局長 監査事務局の方に包括外部監査人の部屋を用意しておましてここでやっていただいております。具体的にテーマにつきましてはそれぞれ包括外部監査人の方から設定がありますので、その後において関係部局を直接呼び込んでそこでやっていると。必要に応じて現場での実地の監査というのも可能でございますが、今までのところそういう部屋を用意しておりますので、その中でやっているとというような状況でございます。

○米良委員 1,700万ですけど、内容としては、公認会計士の竹之内さんの事務所から大体何人ぐらい来て、年間どのくらい日数的にかかるものんでしょうね。

○甲斐監査事務局長 17年度の精算をしており

ますから、このケースで申し上げますと、1,700万というのが、通常、監査人が契約いたしますが、ほかに3名の補助者といえますか、これはすべて公認会計士でございますが、その3名の補助者を使ってやっております。17年度のケースで4名で大体200日かかっております。これにつきましては、積算上は大体150日で積算をしておりましたので、実質は200日ということですから、計算上は50日分についてはいわば持ち出しといえますか、報酬の額につきましては上限を示しておりますから、監査の内容からいたしましてどうしても150日でおさまらないという実態がございます。しかし、これは契約でもって上限を決めておりますから、その分についてはいわば公認会計士の皆さんの負担というような形でやられた実態がございます。18年度につきましては、現在精力的に取りまとめが進められておりますので、いずれ近日中には御報告できるかと思っております。

○米良委員 50日は奉仕的なものになるということですが、ほかの公認会計士事務所からそういう要請なるものがあるものでしょうか、ないものでしょうか。外部監査契約について、うちもやりたいというところあたりがあるんですか。

○甲斐監査事務局長 どういう形でやるかというのは非常に私ども悩んでいるわけでございますけれども、現在、公認会計士の方が県内に23名いらっしゃいます。平成11年度、これは制度導入時からでございますが、どういう形でやるのが一番適正かということでいろいろ検討した結果、日本公認会計士の協会がございまして、その南九州部会の宮崎部会といえますか、南九州会宮崎部会というのがございまして、その部会長さん方と協議をしまして、基本的には公認会計士等であれば十分対応できますので、こ

ういう制度が入ってきたので検討してほしいということで部会の方に働きかけいたしました。結果的には部会長の方がずっとやっておりますけれども、これは交代されます。法律上も4年続けてはできないということになっておりますので、3年間はなれた方がいいということでやっておりますけれども、今度の竹之内敏伸氏というのがことしが今2年目でございます、19年度で3年目ということで、法律でいう上限ということになりますので、なれた方でということで、一応これも公認会計士の宮崎部会と協議をさせてもらった結果でこういう形で案を上げたところでございます。

○野辺委員 ちょっと局長の意見を聞きたいんですが、今度監査委員が2名学識もかわられますね。議会の委員も2人交代ですね。場合によっては局長も異動になるかもしれませんね。そうなった場合、全員が一括して交代ということについてはちょっと問題があるんじゃないかなという気がするんですが、以前はそうでなかったのかもしれませんが、いつの間にか学識も一緒になってしまったのかもしれませんが、特に、学識を交代というかそういうのを要請されるというようなことはなかったんですか、例えば任期をずらしてくれとか。

○甲斐監査事務局長 監査委員の任命権は知事でございますので、なかなか私のことで公の場で申し上げるのはいかがだと思いますので、個人的な意見ということで申し述べさせていただきますと思いますが、本来のスタート時点では、今の監査委員制度というのは昭和21年にたしかできておりますが、そのときは、委員御指摘のとおり、行政委員会としての継続性を持たせるといふ意味合いもございまして、それぞれほかの行政委員会の委員さんと同じように、任期

も継続性を持つような形で違えてあったんですが、長年こういう歴史を通じました結果、途中で委員さんの都合等によりまして辞任という結果等がありまして、結果的にたまたまこういう形でお二人とも任期が一緒になってしまったというのが実態でございます。そういう面でも御同意いただいておりますから、当然条件整備されておりますから、多分今回議決いただいたような形で発令はされると思っておるんですけども、そういうこともありますので、補助機関であります私どもでそういう問題が生じないように、監査機能の強化については常に念頭に置きながらやっておりますから、そういうことがないように補佐をしていく必要があるということでそれぞれ努力いたしておりますから、とりあえずは今のような状況で対応していかざるを得ないということで思っておりますので、そういうことで御理解を賜りたいと存じます。

○野辺委員 今言われたとおりなんですが、学識の委員からそういうことも言えないでしょうから、やはり議会選出の委員から知事の方にそういう要望といいますか、やる必要があるんじゃないかという気がするんです。

○萩原委員長 それでは、以上で監査事務局を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は、事務局の説明がすべて終了した後にお問い合わせいたします。

○後藤議会事務局長 それでは、県議会事務局の平成19年度当初予算について御説明いたしま

す。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをごらんください。議会事務局の当初予算総額は12億4,997万8,000円で、前年度に比べ1.3%の増となっております。なお、議会事務局の当初予算につきましてはすべて骨格予算として計上いたしております。

それでは、ページをめくっていただきまして5ページをお開きください。

上から4行目の(目)議会費でございますが、8億6,147万3,000円であります。以下、事項ごとに御説明申し上げます。

まず、(事項)議員報酬でございますが、議員の報酬、期末手当等の経費で6億263万4,000円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費でございますが、本会議、議会運営委員会の開催に要する経費で4,563万円を計上いたしております。

次に、(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会の開催、県内外の調査活動等の運営に要する経費でございますが、1,459万円1,000円を計上いたしております。

次に、(事項)議会一般運営費でございますが、各種行事への出席や海外調査に要する経費及び政務調査費に係る交付金等でございますが、1億8,863万2,000円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして6ページをごらんいただきたいと思います。

一番上の段になりますが、(事項)特別委員会運営費でございます。特別委員会の開催、県内外の調査活動等に要する経費でございますが、998万6,000円を計上いたしております。

続きまして、(目)事務局費でございます。3億8,850万5,000円であります。これも以下、事項ごとに御説明申し上げます。

まず、(事項)職員費でございますが、職員32名の給与等でございますが、2億7,261万1,000円を計上いたしております。

次に、(事項)本会議運営費でございます。本会議の記録、印刷等の運営に要する経費で1,414万5,000円を計上いたしております。

次に、常任委員会運営費でございますが、常任委員会の調査活動の職員の随行等に要する経費で288万円を計上いたしております。

次に、(事項)図書室運営費でございます。議員の調査活動に供するための図書購入など、図書室の運営に要する経費で626万1,000円を計上いたしております。

次に、(事項)議員寮運営費でございます。議員寮の維持管理に要する経費で1,006万3,000円を計上いたしております。

次に、(事項)議会一般運営費でございますが、議会一般運営に要する経費としまして8,176万2,000円を計上いたしております。このうち、新年度は議会棟の経年劣化調査に要する経費といたしまして905万円をお願いいたしております。議会棟が建設時から多くの年数を経ておりますことから、来年度この調査を実施いたしたいというふうに考えております。

最後に、(事項)特別委員会運営費でございます。特別委員会調査活動の随行等に要する経費で78万3,000円を計上いたしております。

当初予算につきましてはの説明は以上でございます。

次に、お手元に総務政策常任委員会資料をお配りしてあると思いますが、東国原知事等の誕生に際しまして、この議会の状況がどうであったか、傍聴その他の状況がどうであったかを御報告申し上げたいと存じます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、2月定例県議会本会議傍聴者の状況ということでここに実績を書いております。2月15日開会日で知事の所信表明があった日でございますが、傍聴希望者が110名、そして傍聴席入場者が60名ということになっておりまして、以下、本会議の期間中に傍聴希望者としてお集まりになった皆さんが累計750名、議場の傍聴席に入場された方が591名ということになっております。下の米印に書いておりますけれども、傍聴席は60席でありますために、先着順ですといろいろな混乱も想定されましたことから、抽せんを実施することにしておりまして、実際抽せんを行いましたのは2月15日の所信表明の日でございます。それから、米印の3番目に書いてございますように、残りの方につきましては、新しい試みでございましたけれども、第5委員会室に設置いたしました臨時のモニターテレビで傍聴いただいた次第でございます。

過去4年間の中で、一つの議会として一番傍聴数が多かったのがこの定例会ということでございます。2番目は、ちなみに安藤知事が誕生されました15年の9月議会、このときが傍聴者数が少しこれを下回ると、698名というような状況でございました。

それから、今回につきましては、地元のMRTテレビ、ケーブルテレビでライブ放送が実施されましたので、そういうことから傍聴に見えた方は若干少なくなったのかなというふうに思いますが、そういうことを加味しますと、やはり相当注目度の高い議会であったかなというふうに思っています。

それから、傍聴に見えました皆様につきまして対応の面で若干のクレームがございました。なぜ抽せんするかとか、せっかく早く来たのとか、そういうのはございましたが、それ以外

につきましては大きなトラブルはございませんでした。

それから、議場に入られて傍聴された方につきましてアンケート調査を実施いたしております。厳しい御意見を含めて、評価する御意見、いろいろ多岐に分かれております。こちらの方につきましては、議員の皆様の御意向等を伺いながら今後まとめたものをお届けできればというふうにも考えております。

続きまして、2ページの方をごらんいただきたいと思っております。

本会議につきましてはインターネットで議会の状況の中継いたしております。この表に書いてございますように、ライブ中継と録画中継、両方やっておりますが、非常に驚くべき数字が出ておりまして、下から2段目の2月15日から27日までの合計件数、ライブ中継を見ようとアクセスされた方が11万5,963人いらっしゃいまして、1日当たり1万9,327人、それから、録画中継の方が38万4,903人ということで、合わせますと延べ50万を超えるインターネット中継の放送をごらんになった皆様がいらっしゃるということでございます。

3ページをごらんいただきたいと思っております。定例会だけの状況を前の議会等と比較いたしますと、ライブ中継が、19年2月議会がいかにか大きな視聴者がいらっしゃったかということがわかりいただけと思っております。それから、右側の表、録画中継ですが、ここも2月で39万1,000となっております。この数字は前のページの録画中継の38万4,000と若干違っておりますけれども、これは2月全部をトータルした数字ということで前の録画中継に加算されているものであります。したがって数字が若干違っております。

宮崎県につきましては、右側の下の方に書いてありますけれども、インターネット中継は昨年の6月から試験運用を始めました。その後、ライブ、録画とも今、九州で最多のアクセス件数があるということがございます。それは全国においてもかなり上位の方に位置しております、内容は、ここに書いてありますように、ライブで平成18年で4位、録画で1位ということで、この2月定例会を入れなくても、宮崎県議会、いろいろな意味で外から興味を持って見られているということかなというふうに考えております。

ちなみに、昨年度は台風の大災害等ございましたし、今年度は11月の例の不祥事件もございましたり、いろいろ本当に全国的に話題になっていたのかなと、後で結果で思う次第でございます。

報告は以上でございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○萩原委員長 事務局の説明が終了しました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 特にないようであります。

以上をもって議会事務局を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時43分再開

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、6日の13時30分から行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、そのようにさせてい

たきます。

次の委員会は6日の1時30分再開と決定いたしました。

そのほかないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 ないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと存じます。どうもお疲れさまでした。

午前11時44分散会

平成19年3月6日（火曜日）

午後1時30分開会

出席委員（8人）

委員	長	萩原耕三
副委員	長	満行潤一
委員		緒嶋雅晃
委員		坂元裕一
委員		米良政美
委員		由利英治
委員		野辺修光
委員		新見昌安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤安彦
議事課主任主事	古谷信人

○萩原委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、一括して採決をいたします。

本委員会に付託を受けました議案第1号外19件すべての議案につきまして、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 異議なしと認めます。よって、本委員会に付託を受けました議案第1号外19件のすべての議案につきまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等はございませんか。

○緒嶋委員 今度の6月の肉付け予算ですね、それは議会を開かないとどうにもならんけど、県の経済状況を見ると、やはり東京あたりと違って景気がよくなったという実感というのはなかなかないわけですね。そうなれば、できるだけ肉付け予算の成立を早く図って公共事業等の発注の時期を早めるようにせんと、今度は骨格だから、上半期の発注というのは時間的にも容易じゃないと思うんです。そういう意味では前半にできるだけ公共事業等も、上半期で7割以上今まで発注していたわけですから、そういう努力をやっていただくようにしなければ、今度法人事業税が伸びたというけど、野村証券とか東京に本社のあるところの所得が伸びただけであって、宮崎の製造業の事業所の所得が伸びたというわけじゃないんです。そこ辺を考えれば、経済体制が脆弱なところはできるだけ早く公共事業を、一般競争入札という厳しい状況もあるけれども、そこ辺も含めて、県の経済の浮揚に結びつくような予算執行をやってほしいということをお願いしておかなきゃいかんのかなと思うんです。

○萩原委員長 ほかがございませんか。

○満行副委員長 知事公舎はどうですか。

○米良委員 これから公舎をどうするのかという視野に立って。入る入らんを明確にしないでそのまま野ざらしにするか……。

○萩原委員長 知事、副知事は公舎に入って24時間対応できるようにしていただきたいというような要望はどうでしょうか。

○満行副委員長 有効活用もですね、県産材のモデル住宅でもあるわけですし……。

○緒嶋委員 要望が通らないと、今後、知事は知事公舎に入る条例をつくる……。今後将来的に。

○満行副委員長 議発が少ないというように知事がおっしゃっておりますけど。

○米良委員 5億円もかけてつくってわずか3年ですから。そういう投資的なものを考えると、それを野ざらしにする……。

○萩原委員長 そういうことよりも、知事、副知事というのは24時間態勢で県民の安心・安全のトップにおるんですから、それがやっぱり前面でしょうね。金が5億かかったとかかからんとかそういうのは問題外だから。

○米良委員 同時並行に後の活用をどうするのかということも含めて結論を出さんと。入る入らんは。

○緒嶋委員 日本家屋は寒いから入らんとこの前はテレビで言ってたですよ。

○米良委員 どう活用するか鮮明にせんと、せつかく5億円もかけてつくったわけだから。県民のとうとい財源を充てて、税金を充てて。

○米良委員 安心・安全な宮崎県だから、それを標榜すればいい。

○満行副委員長 最初言ったようにモデル住宅でもあるし、有効活用のために入ってほしいと。

○萩原委員長 入居していただきたいと。

○米良委員 入居をすべきと。すべきじゃない

かと。

○坂元委員 常勤でなきゃならないということはないので……。非常勤職員ですから、あるものをどうやって有効に使うか種々御検討願いたいというぐらいにとどめないと、身体拘束までするということになる……。

○萩原委員長 モデル住宅でもあるので入居を検討していただきたいと、そういう言い方だったらいいだろう。

○野辺委員 ただ、あそこは危機管理の設備がしてあるでしょう。非常事態のとき、危機管理局にかわる設備がしてありますね。そういう面からは言っておいていいんじゃないですか。

○萩原委員長 入居の方向で検討していただきたい。それだったらいいでしょう。

○米良委員 それから、もう一つは、4年間で職員700名削減の100億削減ですね、いつの時点で何百人かというのは出ていないでしょう。来年はどのくらい、再来年はこのくらいという削減の数というのは出ていないわけでしょう。できるだけ早い時期に一遍がいいのか、それをうまく4等分して事務事業に支障のないようにした方がいいのかどうか、そこ辺がちょっと懸念されるんだけど。端的に100億700人削減とか出してくるけれども、計画的な削減の方向というのは検討せんでいいもんだろうか。そこ辺は委員長にお任せします。今までの700名は要らんかったのか、今までは何だったのかという懸念も。

○萩原委員長 安藤さんのあれでも4年間で900人削減ですよ。生首を取るわけじゃないんですよ。

○坂元委員 100億というのは、今の行革大綱でも70億はいつてる……。

○緒嶋委員 それとコスト縮減というのはいいい

けど、財源確保に努力してもらわんといかん。
収入増をどう図るかということじゃないと。税
源移譲しても宮崎県の場合は税源を求める客
体がないわけだから。東京なんか今度の税源移
譲で収入増が8,000億円。地方税が5兆円。宮
崎県は1,000億。人口は宮崎県の10倍だけ
ど、税源そのものは50倍ある。それだけ一
極集中になっている。税源移譲で喜ぶのは
大都市ですよ。課税する客があるから。こ
っちは課税するものがないから移譲され
たって収入にならん。イノシシや猿に税金
かけるわけにいかん。

○萩原委員長 収入増をどうして図るか具体的
に検討していただきたいと。

○緒嶋委員 なかなか難しいことですね。その
ためには交付税措置で配慮してもらわん限り
は宮崎の税収というのはなかなかふえないん
ですね。知事会等で税源移譲に伴う不公平感
が逆に出ている。

○萩原委員長 いいですか、この3つぐらいで。
それでは、お諮りいたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御
一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員長 それでは、そのようにいたしま
す。

その他何かありませんか。

ないようでございますので、以上で委員会を
終了いたします。どうも委員の皆さん、長時間
お疲れさまでした。

午後1時40分閉会